

# 点検・評価報告書

愛媛県立医療技術大学



## 目 次

序章	1 ページ
本章	
第1章 理念・目的	3 ページ
第2章 教育研究組織	7 ページ
第3章 教員・教員組織	11 ページ
第4章 教育内容・方法・成果	
4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	17 ページ
4-2 教育課程・教育内容	25 ページ
4-3 教育方法	33 ページ
4-4 成果	41 ページ
第5章 学生の受け入れ	45 ページ
第6章 学生支援	53 ページ
第7章 教育研究等環境	63 ページ
第8章 社会連携・社会貢献	77 ページ
第9章 管理運営・財務	
9-1 管理運営	83 ページ
9-2 財務	89 ページ
第10章 内部質保証	93 ページ
終章	97 ページ



## 序章

愛媛県立医療技術大学は、昭和63年4月開学の愛媛県立医療技術短期大学を前身とし、平成16年度に1学部（保健科学部）2学科（看護学科・臨床検査学科）の4年制大学として開学した。設置者は愛媛県であり、愛媛県における保健医療従事者の育成の拠点として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育および研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療、福祉の向上に寄与することを目指している。

平成20年3月に大学として初めての卒業生を送り出し、同年の自己点検・評価について平成21年度末に大学基準協会から認証を受けた。平成22年度からは大学基準協会の正会員になっている。

認証直後の平成22年4月に愛媛県の設立する公立大学法人に移行し、地方独立行政法人法に基づいた運営を行うこととなった。知事の示す中期目標に対する中期計画を作成して認可を受けており、現行中期計画の計画期間は、平成22年度から平成27年度までの6年間である。

この間、平成24年度には1年課程の助産学専攻科を開設し、平成26年度には1研究科（保健医療学研究科）2専攻（看護学専攻・医療技術科学専攻）の大学院を開設した。入学定員についても、平成25年度入学生から20人増員し、看護学科は60人を75人に、臨床検査学科は20人を25人とした。平成27年度の収容定員は、保健科学部看護学科285人、同臨床検査学科95人、助産学専攻科15人、大学院保健医療学研究科看護学専攻10人、同医療技術科学専攻6人の計411人である。卒業生の累計は、看護学科520人、臨床検査学科162人、助産学専攻科26人の計708人となった。

自己点検・評価については、本学の設置目的、社会的使命を達成するために不可欠と認識しており、学則等に定めるとともに学長を長とする自己点検評価委員会を設置して実施している。本学は、地方独立行政法人法と学校教育法による第三者評価を受けることとなっており、各年度と中期目標期間ごとの愛媛県公立大学法人評価委員会の評価と、認証期間ごとの大学基準協会の評価を受けている。

前回の大学評価では、問題点の指摘に関する助言を受けた。これらについては平成24年7月に改善報告書を提出しており、平成25年3月に「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との評価をいただいた。その際、取り組みの成果が十分に表れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれるとして、ハラスメント防止対策および啓発活動、外部資金の獲得等に対する研究支援体制の強化が示されており、報告後も継続して取り組んでいる。

今回の自己点検・評価に当たっては、既設の自己点検評価委員会に加え、全教授が参画する拡大自己点検評価委員会を設けて、ワーキンググループによる各分野の取りまとめや、管理職で構成する専門部会による報告書編集を行った。総務委員会、教務委員会、学生委員会など各分野の学内組織には全教職員が分担して参画しており、全学あげての自己点検・評価である。

平成27年度は、公立大学法人の次期中期計画の立案や認証評価の申請を行う節目の年となった。この自己点検・評価を一つの足掛かりとして、今後もさらに魅力のある充実した

大学づくりを進めていきたい。

## 本章

### 第1章 理念・目的

#### 1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### <1> 大学全体

愛媛県立医療技術大学は、医学・医療の進歩や人口構造の変化に対応し、前身の愛媛県立医療技術短期大学を発展改組して、平成16年度に1学部（保健科学部）2学科（看護学科・臨床検査学科）の大学として開設した。平成22年度に公立大学法人化し、平成24年度には看護学科において選択履修としていた助産学選択制度を廃止して、1年課程の助産学専攻科を開設した。さらに、平成26年度には1研究科（保健医療学研究科）、2専攻（看護学専攻・医療技術科学専攻）の大学院を開設している。

本学の教育理念は「生命の尊重を基本理念とし、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、保健及び医療に関する高度の専門的な知識と技術をもって、あらゆる人々の健康と福祉の増進に寄与することができる実践者を育成する」ことであり、法人定款において「豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を蓄えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めている。

（資料1-1 第1条）。

##### <2> 保健科学部

前述のとおり本学には保健科学部を設置しており、大学学則において「豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を蓄えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めている（資料1-2 第1条）。

##### <3> 保健医療学研究科

保健医療学研究科は、保健医療を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなか、保健医療に関する幅広い知見と、理論や研究成果に基づく、より高度な実践力を兼ね備えたリーダー育成が必要との地域の要請を受けて開設したものである。

大学院学則において『地域の保健医療を支える』を基本理念として、保健医療の分野に関してより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、総合的な調整能力・指導力・教育力等を有する高度専門職業人を養成することにより、本県の保健医療関係職種の高質の向上を図り、もって県民の生涯を通じた健康づくりと保健医療水準の向上に寄与することを目的とする」と定めている（資料1-3 第1条）。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

##### <1> 大学全体

配布物である大学案内、学生生活の手引き、シラバスに記載して教職員および学生に周知している（資料1-4 p. 4、資料1-5 p. 3、資料1-6 p. 3）。新規採用教職員や新入生に対しては、入職時や入学時のガイダンスでこれらをもとに説明を行っている。また、入学時には保護者にも説明を行っている。

入学希望者に対しては、オープンキャンパスや進学説明会、高校訪問等において説明を行っており、これらの説明会等は、広報委員会を中心に教職員全体で取り組んでいる。また、大学ホームページにより広く社会に公表している（資料1-7）。

## ＜2＞ 保健科学部

前述のとおり教職員および学生へ周知され、社会に公表している。

## ＜3＞ 保健医療学研究科

教職員および学生に対しては学部と同様に、配布物である大学案内、学生生活の手引き、シラバスにより周知している（資料1-4 p. 21、資料1-8 p. 3、資料1-9 p. 3）。新入生に対しては、新入生ガイダンスでこれらの配布物をもとに説明を行っている。

また、保健医療学研究科を紹介する印刷物については、平成26年度は学部用印刷物に追加掲載することで作成したが、平成27年度は研究科のみを紹介するパンフレットを別途作成して広報活動に活用している（資料1-10）。大学ホームページには、大学院設置に至る過程の情報も含めて掲載し、教育目標を社会に公表している（資料1-11）。

## （3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

### ＜1＞ 大学全体

自己点検・評価については、大学学則及び大学院学則に「教育研究水準の向上を図り、前条(第1条)の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めており、自己点検・評価に係る役割を遂行する組織として、愛媛県立医療技術大学委員会規程により自己点検評価委員会を設置している（資料1-12 第2条）。自己点検評価委員会は、学長を委員長とし、学部長、研究科長、学科長、専攻長、事務局長、事務局次長を構成員として運営しており、大学の理念・目的をはじめ教育・研究活動、地域貢献活動等の状況について毎年度自己点検・評価を行い、教授会、運営調整会議において全学的な検証を行う体制をとっている。

また、認証評価については平成21年度に受審し、大学基準協会から大学基準に適合しているとの認証を受けている。

大学運営については、平成22年4月の公立大学法人化以降、法人の設立団体である愛媛県が示す中期目標に対応した中期計画（計画期間：27年度までの6年間）に即して行っている。中期目標および中期計画は、大学の理念・目的を実現するため、「大学の教育研究等の質の向上」「業務運営の改善及び効率化」「財務内容の改善」「自己点検・評価及び情報の提供」などについて定めており、これらに沿った年度計画により大学運営を行うと

もに、業務実績報告書のとりまとめを通じて点検・評価を行い、大学の理念・目的の適切性についての検証を行っている。さらに、大学が行った点検・評価については、法人組織である教育研究審議会、経営審議会、理事会の審議を経て、業務実績報告書として愛媛県に提出し、県設置の「愛媛県公立大学法人評価委員会」の評価を受けている（資料1-13～15）。

なお、平成27年度は現行計画期間の最終年度であり、これまでの実績を踏まえて28年度からの第2期中期目標に対応した中期計画の策定を進めている。

## <2> 保健科学部

前述のとおり、定期的な検証が行われている。

## <3> 保健医療学研究科

大学院保健医療学研究科は、平成25年12月に設置認可を受け、平成26年4月に開設して2年目を迎えたところであり、研究科委員会を定例及び必要時に開催し、設置計画に謳っている基本理念・目的に沿った教育研究活動及び運営を目指して協議を重ねている。

検証については、前述の大学全体の自己点検・評価の仕組みの中で実施しており、必要に応じて年度計画に大学院に関する項目を挙げている。

## 2. 点検・評価

### ●基準1の充足状況

保健医療の動向、地域の要請等を踏まえて理念・目的が設定され、中期目標・中期計画に沿った大学運営を行っている。また、大学案内等の配布資料や入学・入職時のガイダンス、大学紹介の機会等を通して教職員および学生に周知し、社会に対してもホームページ等で公表を行っていることから、概ね同基準を充足している。

### ① 効果が上がっている事項

#### <1> 大学全体

大学の理念・目的に基づき策定した中期目標・中期計画のなかでも、目指すべき教育の方向として掲げた、学部教育における高度な専門的知識と技術を身につけた実践者育成のための教育方法の工夫や小規模校の特性を活かした少人数教育の強化、学部教育をさらに深化・発展させ、専門能力の高い人材の育成をねらいとした助産学専攻科・大学院開設等については、法人評価委員会からも「年度計画を上回って実施できている」との高い評価を得ている（資料1-16）。

### ② 改善すべき事項

#### <1> 保健医療学研究科

研究科の理念・目的については、教職員および学生への周知は図られているものの、開設後間もないことから社会の認知は十分とは言えない。

また、理念・目的の適切性の検証については今後の課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1> 大学全体

学部教育については、大学の理念・目的に基づく教育目標に向けて、これまで成果のあがっている教育内容・方法を踏襲しつつ、次期中期計画には自己教育力の向上に向けた計画を盛り込む予定である。

平成28年度に3年目を迎える大学院教育については、より高度な専門知識・技術の修得が図られるよう平成29年度を目途に医療技術科学専攻に細胞検査士養成コースの設置を検討中である。

#### ② 改善すべき事項

##### <1> 保健医療学研究科

研究科の理念・目的についての認知度を上げる方策として、大学院生募集やオープンキャンパス、広報誌等を通じてより積極的に広報活動を行っていく。

理念・目的の適切性の検証については、今後、修了生の輩出に伴い経年的に点検・評価を行い、修了後の実績や地域の研究拠点としての大学院の実績等をもとに評価を積み上げつつ、第3期（平成34年4月1日～平成40年3月31日）の中期目標策定に反映させる。

### 4. 根拠資料

- 1-1 公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款
- 1-2 愛媛県立医療技術大学学則
- 1-3 愛媛県立医療技術大学大学院学則
- 1-4 平成27年度公立大学法人愛媛県立医療技術大学大学案内
- 1-5 平成27年度学生生活の手引き（保健科学部・助産学専攻科用）
- 1-6 平成27年度シラバス（保健科学部・助産学専攻科用）
- 1-7 保健科学部のご紹介 教育理念・教育目標（大学ホームページ）  
[http://www.epu.ac.jp/academics/health\\_science/kyoiku-rinen.html](http://www.epu.ac.jp/academics/health_science/kyoiku-rinen.html)
- 1-8 平成27年度学生生活の手引き（大学院用）
- 1-9 平成27年度シラバス（大学院用）
- 1-10 公立大学法人愛媛県立大学医療技術大学大学院パンフレット
- 1-11 保健医療学研究科のご紹介 アドミッションポリシー 教育目標（大学ホームページ）  
[http://www.epu.ac.jp/graduate/health\\_science/adomissionporisi-kyouikukumokuhyou.html](http://www.epu.ac.jp/graduate/health_science/adomissionporisi-kyouikukumokuhyou.html)
- 1-12 愛媛県立医療技術大学委員会規程
- 1-13 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標
- 1-14 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画
- 1-15 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度業務実績報告書
- 1-16 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度業務実績評価書

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

**(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。**

本学は、大学及び大学院の理念・目的を達成するための教育研究上の基本となる組織として、保健科学部に看護学科及び臨床検査学科の2学科を設置しており、さらに専門教育組織として、平成24年4月から1年制の助産学専攻科を設置している。また、平成26年4月から大学院保健医療学研究科を開設し、看護学専攻及び医療技術科学専攻を設置している。附属機関としては、教育研究の支援や地域貢献活動を目的とする図書館、地域交流センターを設置している。

教育研究に関わる事項についての法人組織における審議は、教育研究審議会で行うとともに、大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項などは理事会で審議している。大学組織と法人組織が適切な役割を持って審議決定することによって、大学の教育理念の実現が円滑に推進できる体制をとっている。

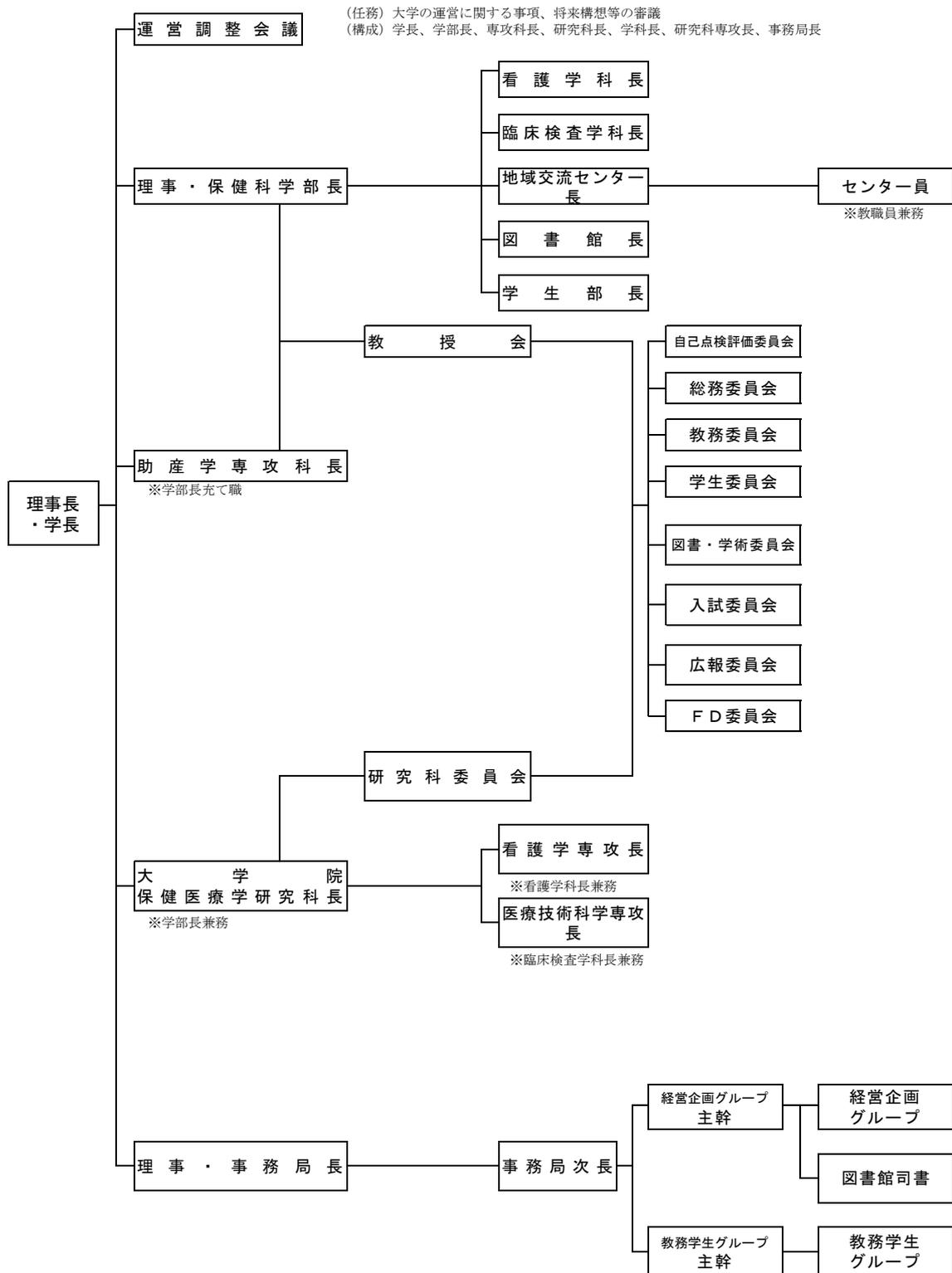
保健科学部、大学院保健医療学研究科の理念・目的に沿った教育研究活動を具現化するための組織として、教授会及び研究科委員会を設置しており、教学や研究に関わる内容を審議している。また、運営に関する重要事項や予算等については運営調整会議において協議し、方向性を決定している（資料2-1 第9条・第11条、資料2-2 第8条）。具体的な運営については、所管事項別に、総務委員会、教務委員会、学生委員会、図書・学術委員会、入試委員会、広報委員会、FD委員会等を設置しており、各所管事項の審議を行うとともに、教授会・研究科委員会に報告・協議を行い、教育研究活動の円滑な運営を図っている（資料2-3）。

保健科学部の両学科の運営、研究科の両専攻の運営については、学科長、専攻長を中心に行っており、必要に応じて学部長、研究科長が連携・協議を行うことにより円滑な運営ができる仕組みとしている。両学科ともに大講座制をとっており、各講座は原則として専門性により構成され、領域の教育研究について主体的に運営を行っている。

図書館は、本学の教職員、学生、大学院生の学習や研究を支援することを主目的としているが、県内の専門職、他大学等の学生のほか、広く県民に開放しており、図書の利用はもとより、文献検索などにも広く活用されている。運営については、管理職として図書館長を置き、専任の司書1名及び有期雇用の司書及び事務職員数名を配置して、夜間・土曜日の運営が支障なく行える体制をとっている（資料2-4 第10条、資料2-5）。

また、地域交流センターは、平成16年度の開学当初より、県立大学の使命である地域貢献活動を推進する拠点として設置しており、県内の行政機関、職能団体、関係機関との連携の下、専門職をはじめ広く県民の保健医療福祉の向上に寄与している。運営については、管理職として地域交流センター長を置き、教職員の中からセンター員を配して事業の企画等を行うとともに、事業計画、管理運営に関する事項を審議するため、地域交流センター運営委員会を設置している。事業の推進については、全教員がセンター業務を兼務する形をとっており、専門性を活かして地域貢献を担う体制を整えている（資料2-4 第10条、資料2-6～7）。

図 2-1 愛媛県立医療技術大学 教育・運営組織図



(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、全体的な大学の運営や教育研究活動について、学長が主催する運営調整会議において不断の点検・評価に努めるとともに、教育研究組織の適切性の視点からも検証を行い、組織の充実を図っている。また、学部・研究科、各種委員会等で検討された課題についても、運営調整会議や教授会・研究科委員会において検証や改善策の検討を行い、組織の充実に向けている。

また、本学は、地方独立行政法人法に基づき中期計画を定めており、その中で、「教育研究の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」を定めて点検・評価するとともに、教育研究組織の点検・評価については、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の一つとして項目を挙げて毎年度の見直しと改善を行っている。さらに、これらの自己点検・評価結果については、毎年度、愛媛県公立大学法人評価委員会の評価を受けている（資料2—8 p.34）。

特に、近年の専門職教育の動向や保健師助産師看護師法の改正、県内の保健医療職教育に対する期待等を踏まえ、平成24年度には助産学専攻科の設置及び保健師教育の選択制導入、平成25年度には学部の定員増、平成26年度には大学院の開設などの改革を行っている。その都度、教育研究組織の整備について検討を重ねており、組織の適切性を検証しながら工夫や改善を図っている。

## 2. 点検・評価

### ●基準2の充足状況

本学は、教育研究組織として運営調整会議、教授会、研究科委員会等の意思決定に係る組織が連動して機能するよう整備しており、下部組織としての各委員会組織、学科や専攻別、講座別などの組織と有機的に連携・協議しながら組織運営を行い、定期的に検証していることから、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

本学は、教授会の構成員は常勤の全教員で組織すると定めている。定例の開催日には予め講義や実習調整を行う仕組みにしており、小規模大学の特色を生かして全教員が大学全体の動きや委員会の動きなどを俯瞰しながら自身の役割を果たすことに結びついている（資料2—1 第9条）。

また、研究科委員会の構成員については、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって充てると規定しているが、教育研究の具体的内容や履修に係る事項については、大学院教育を担当する教員全員で協議しながら充実させたいという趣旨から、准教授、講師を加えた全教員の参加で開催しており、スタート間もない大学院を担う全教員にとって意識や意欲の向上に役立っている（資料2—2 第8条）。

#### ② 改善すべき事項

両学科ともに講座制をとっているが、組織としての講座の位置づけが不明瞭で、講座リーダーの責任範囲や役割が明確でない。また、講座内の専門性が複数に及ぶ講座では、連絡組織的な役割に留まっており、今後、円滑かつ発展的に組織を運営するためには改善が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

小規模大学の特性を生かして、全教員が主体的に教育研究活動や学科・研究科の運営に参画できる現在の組織体制を継続していくとともに、大学に求められる使命を意識しつつ、

毎年度の自己点検・評価を活かして適切性の検証を行っていく。

## ② 改善すべき事項

講座組織は、各教員にとって最も身近な組織であり、各専門領域の教育や研究に関して意見交換や協働活動をするとともに、互いに切磋琢磨する場でもある。教員の意向調査を行うなど実態把握を早急にすすめ、教育研究組織としての位置付けや学科運営との関連性などを明確にしていく。

## 4. 根拠資料

- 2—1 愛媛県立医療技術大学学則 (既出 資料1—2)
- 2—2 愛媛県立医療技術大学大学院学則 (既出 資料1—3)
- 2—3 愛媛県立医療技術大学委員会規程 (既出 資料1—12)
- 2—4 公立大学法人愛媛県立医療技術大学組織規程
- 2—5 公立大学法人愛媛県立医療技術大学図書管理規程
- 2—6 公立大学法人愛媛県立医療技術大学地域交流センター運営規程
- 2—7 公立大学法人愛媛県立医療技術大学地域交流センター運営委員会規程
- 2—8 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度業務実績評価書  
(既出 資料1—16)

## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

#### <1> 大学全体

教員像および教員組織の編成方針については、学則、組織規程において次のとおり定めている。

大学には、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手を置くことを大学学則に定めるとともに、大学院の教員については大学院学則で、大学の教員をもって充てることとしている（資料3-1 第7条、資料3-2 第6条）。

教員については、組織規程において次のとおり示している。

教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

以上のとおり各職の職務を定め、教員に求める能力・資質、構成について明確にしている（資料3-3 第10条）。

教員組織については、学長、学部長、専攻科長、研究科長のほか、地域交流センター長、図書館長、学生部長の職を設け、組織の責任者を置くことを定めている（資料3-1 第8条・第48条、資料3-2 第7条）。各々の職責については次のとおりである。

学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。学部長は学長の職務を助け、学部に関する校務をつかさどる。専攻科長は専攻科に関する校務をつかさどり、事務を掌理する。研究科長は研究科に関する校務をつかさどり、事務を掌理する。地域交流センター長は地域交流センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。図書館長は図書館の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。学生部長は学生の一般生活及び学習上の指導援助に関する事務を掌理する。

以上のとおり明確に定め、組織的な連携体制を確保している。（資料3-3 第10条）。

#### <2> 保健科学部

保健科学部における教員像および教員組織の編成方針については、前述の学則、組織規程に加え学部長選考規程、学科長等選考規程において次のとおり定めている。

学部長のもとに看護学科及び臨床検査学科の学科長の職を設けており、学科長は学科に関する事務を掌理すると定めている（資料3-1 第8条、資料3-3 第10条）。学部長については、人格が高潔で、学識が優れ、学長を補佐し、学部の統括を行う者として大学を適切に運営する能力を有するものを求めている（資料3-4 第4条）。各学科長は当該学科に所属する教授のうちから選考することとしている（資料3-5 第4条）。その他の教員については、前述のとおりである。

また、教授会を設置し、教員間の組織的な連携を図っている（資料3-1 第9条、資

料3-6)。

### ＜3＞ 保健医療学研究科

保健医療学研究科における教員像および教員組織の編成方針については、前述の学則、組織規程に加え研究科長等選考規程において次のとおり定めている。

研究科長のもとに看護学専攻及び医療技術科学専攻の専攻長の職を設けており、専攻長は研究科専攻に関する事務を掌理すると定めている(資料3-2 第7条、資料3-3 第10条)。研究科長は研究科の授業を担当する教授、各専攻長は当該専攻に所属する教授のうちから選考することとしている(資料3-7 第4条)。その他の教員については、前述のとおりである。

また、研究科委員会を設置し、教員間の組織的な連携を図っている(資料3-2 第8条、資料3-8)。

## (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### ＜1＞ 大学全体

公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画において、教育研究組織の業績や社会のニーズ等を検証し、必要に応じて教員組織の見直しを行うこととしており、大学院の開設など、組織に即した教員配置を行うこととしている(資料3-9 第3の2)。

保健科学部と大学院修士課程の保健医療学研究科の1学部1研究科を設置しており、学部の収容定員は380人、研究科の収容定員は16人である(資料3-1 第3条、資料3-2 第3条・第4条)。専任教員は58人でその内訳は、教授16人、准教授11人、講師13人、助教18人であり、法令等によって定められた必要数以上の数を配置している(大学基礎データ 表2)。

専任教員58人の年齢構成については、20歳代1人、30歳代5人、40歳代19人、50歳代23人、60歳以上10人であり、構成割合は、20歳代1.7%、30歳代8.6%、40歳代32.8%、50歳代39.7%、60歳以上17.2%である。男女構成については、男性21人、女性37人で、女性の割合は63.8%である。

なお、教員の人数や年齢等については平成27年5月1日の状況を記載している。

表3-1 専任教員の年齢構成と男女構成

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	男性	女性	計
教授	0人	0人	1人	9人	6人	9人	7人	16人
准教授	0人	0人	4人	6人	1人	5人	6人	11人
講師	0人	1人	6人	4人	2人	1人	12人	13人
助教	1人	4人	8人	4人	1人	6人	12人	18人
計	1人	5人	19人	23人	10人	21人	37人	58人

### ＜2＞ 保健科学部

収容定員の内訳は、看護学科285人、臨床検査学科95人で、学長と学部長を除く各学科

の専任教員数は、看護学科 41 人、臨床検査学科 14 人である（資料 3-10 p243～244）。なお、特任教授 1 人は個別の学科には所属していない。

看護学科は、基礎教育、基礎看護学、地域・精神看護学、母性・小児看護学及び成人・老年看護学の講座に、教授 8 人、准教授 7 人、講師 12 人、助教 14 人を配置しており、その内訳は次表のとおりである。

表 3-2 看護学科の講座別構成

	教授	准教授	講師	助教	計
基礎教育	2人	1人	3人	0人	6人
基礎看護学	1人	0人	3人	3人	7人
地域・精神看護学	2人	2人	2人	3人	9人
母性・小児看護学	2人	2人	2人	4人	10人
成人・老年看護学	1人	2人	2人	4人	9人
計	8人	7人	12人	14人	41人

臨床検査学科は、生体情報学及び基礎検査学の講座に、教授 5 人、准教授 4 人、講師 1 人、助教 4 人を配置しており、その内訳は次表のとおりである。

表 3-3 臨床検査学科の講座別構成

	教授	准教授	講師	助教	計
生体情報学	3人	1人	1人	2人	7人
基礎検査学	2人	3人	0人	2人	7人
計	5人	4人	1人	4人	14人

看護学科は組織に即した専任教員を配置済みであるが、臨床検査学科は、基礎検査学の講座の講師が 1 人不足している状態であることから公募を行い、平成 27 年 10 月に講師 1 人を採用した。

採用と配置にあたっては、担当する授業科目に関連した専門性について条件を付して公募の上審査しており、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みが整備されている（資料 3-11 第 8 条）。

### < 3 > 保健医療学研究科

収容定員の内訳は、看護学専攻 10 人、医療技術科学専攻 6 人で、各専攻の専任教員数は、看護学専攻 14 人、医療技術科学専攻 14 人の計 28 人である（資料 3-12 p78）。

大学院の教員については、愛媛県立医療技術大学の教員をもって充てており、内訳は、教授 15 人、准教授 8 人、講師 5 人である。取得学位は、博士の学位を有する者が 20 人、修士の学位を有する者が 7 人、学士の学位を有する者が 1 人である。

看護学専攻については次表のとおりで、教授 1 人は研究科長である。

表 3-4 看護学専攻教員の職位構成と学位構成

	教授	准教授	講師	博士	修士	学士	計
研究指導教員	6人	3人	0人	5人	4人	0人	9人
研究指導補助教員	1人	2人	2人	2人	3人	0人	5人
計	7人	5人	2人	7人	7人	0人	14人

医療技術科学専攻については次表のとおりで、教授1名は特任教授で前学長である。

表 3-5 医療技術科学専攻教員の職位構成と学位構成

	教授	准教授	講師	博士	修士	学士	計
研究指導教員	8人	3人	3人	13人	0人	1人	14人

平成26年4月開設時以降の異動はなく、また、今後の採用や配置の手続きについては前述の学部と同様であり、担当教員の資格は明確で適正な配置が保持されている。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### <1> 大学全体

大学の教員及び事務職員の採用、昇任等の手続きや地位の保障については就業規則で定めている(資料3-13 第2章・第6章)。教員の採用及び昇任は選考により理事長が行うこととなっており、公立学校法人愛媛県立医療技術大学教員の採用及び昇任の選考に関する規程において、人格、学歴、職歴及び教育上、研究上又は実務上の業績等に基づいて選考すること、教授、准教授、講師、助教、助手のそれぞれに求める資格、採用候補者は公募を原則とすること等を明文化している(資料3-11 第2条～第8条)。

大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、外部の委員も含めて構成する教育研究審議会を設置しており、教員の人事に関する事項についても審議することになっている(資料3-14 第26条)。教員の採用及び昇任の選考にあたっては、教員選考委員会での審査を経て、同審議会で審議している。公募に際しては希望条件を同審議会で諮り決定するとともに、教員選考委員会の委員選考も同審議会において行うこととしている(資料3-11 第8条～第10条)。審議会では選考内規に定める履歴書及び教育研究業績書等により職務遂行上必要な学識及び経験を有するかについて審査するとともに、面接により適格性を審査している(資料3-15 第2)。

#### <2> 保健科学部

全体記述と同じである。

#### <3> 保健医療学研究科

全体記述と同じである。

### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### <1> 大学全体

教員の教育活動、研究活動、地域貢献活動、大学の管理・運営活動の活性化及びその改善と向上などを目的に、教員の業績評価を実施しており、理事長、事務局長、学部長、専攻科長、研究科長、学科長、研究科専攻長などで組織する教員業績評価委員会を設置して評価等を行っている。教員は毎年度教員業績報告書を提出し、点検・確認・評価を受けており、評価結果は、本人に通知し業務改善に役立たせるほか、意欲向上の観点から勤勉手当、教員表彰等に反映している（資料3-16、資料3-17）。

FD活動の推進組織としてFD委員会を設置している。同委員会は平成26年度事業として、四国地区大学教職員能力開発ネットワークの派遣講師による研修会、外部資金獲得研修、人権啓発・ハラスメント防止研修、特別企画の研究科教育についての研修、研究倫理に関する研修、新任教員対象研修の計6件の主催研修を開催するなど、教員の資質向上に取り組んでいる（資料3-18）。

## <2> 保健科学部

教員業績評価制度については全体記述のとおりである。FD活動については、FD委員会主催の前述の研修のほか、看護学科では若手教員の研究推進やキャリア開発を目的とした研修や各講座での研修を実施するとともに、臨床検査学科では各教員の研究活動状況についてセミナーを実施している（資料3-18）。

## <3> 保健医療学研究科

教員業績評価制度については全体記述のとおりである。FD活動については、FD委員会主催の前述の研修のほか、大学院における研究指導のあり方をテーマとした大学院FD研修会を実施した（資料3-18）。

## 2. 点検・評価

### ●基準3の充足状況

教員に求める能力・資質、教員構成・組織・責任の所在等について明確になっており、組織編制に必要な教員組織の設置や適切な教員配置を行っている。教員の人事を明確な規程によって行うとともに、教員の資質向上のために組織的な取り組みを行っており、基準を充足しているものと認められる。

### ① 効果が上がっている事項

#### <1> 大学全体

教員業績評価制度を平成24年度に導入し、各教員の教育活動、研究活動、地域貢献活動、大学の管理・運営活動の改善や向上、大学全体の改善や向上、公正な評価に取り組んでいる。

### ② 改善すべき事項

#### <1> 大学全体

教員の欠員が生じた場合には、速やかに補充手続きを行っているが、条件に合致した人材の採用が困難で時間を要することがある。欠員が常態化することのないよう繰り返し公

募を行うなど補充に努めているが、全国的にも候補となる人材の不足は今後も続くと思込まれる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### <1> 大学全体

##### ① 効果が上がっている事項

教員業績評価制度を引き続き適正に運用し、評価結果の給与等への反映や、表彰及び個別の指導などを通じ、個々の教員及び大学全体の改善と向上に資する。

##### ② 改善すべき事項

#### <1> 大学全体

教員の欠員状態はできる限り短期間で解消することが求められるため、学長、学部長、各学科長を中心に人材確保や人材獲得に努めることが引き続き必要である。また、若手教員の育成や登用、大学院による教員人材の育成を図っていく。

### 4. 根拠資料

- 3-1 愛媛県立医療技術大学学則 (既出 資料1-2)
- 3-2 愛媛県立医療技術大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 3-3 公立大学法人愛媛県立医療技術大学組織規程 (既出 資料2-4)
- 3-4 愛媛県立医療技術大学学部長選考規程
- 3-5 愛媛県立医療技術大学学科長等選考規程
- 3-6 愛媛県立医療技術大学教授会規程
- 3-7 愛媛県立医療技術大学大学院研究科長等選考規程
- 3-8 愛媛県立医療技術大学大学院研究科委員会規程
- 3-9 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標 (既出 資料1-13)
- 3-10 平成27年度シラバス(保健科学部・助産学専攻科用) (既出 資料1-6)
- 3-11 公立大学法人愛媛県立医療技術大学教員の採用及び昇任の選考に関する規程
- 3-12 平成27年度シラバス(大学院用) (既出 資料1-9)
- 3-13 公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員就業規則
- 3-14 公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款 (既出 資料1-1)
- 3-15 公立大学法人愛媛県立医療技術大学教員の採用及び昇任の選考内規
- 3-16 公立大学法人愛媛県立医療技術大学教員業績評価規程
- 3-17 教員業績評価制度実施要領
- 3-18 平成26年度愛媛県立医療技術大学FD活動報告書
- 3-19 専任教員の教育・研究実績

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4—1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

##### <1> 大学全体

保健科学部および保健医療学研究科は、それぞれに教育目標に基づく学位授与方針を定めている。

##### <2> 保健科学部

###### (教育目標)

教育目標は、豊かな人間性と科学的根拠に裏打ちされた実践力を有する保健医療専門職を育成することであり、詳細は次のとおりである(資料4(1)－1 p. 4、資料4(1)－2 p. 3、資料4(1)－3 p. 3)。

①深い人間理解と高度な倫理観及び生命の尊厳を基盤とし、豊かな感性により人間の感情・意思及び自己決定権を尊重する人材を育みます。

②高度の専門的知識・技術を駆使し、科学的根拠に基づいた実践能力を有する人材を育みます。

③保健・医療・福祉・教育など他の専門職の役割を理解し、柔軟に協調・共働しうる人材を育みます。

④職業人として自らの行動に責任を持ち、かつ継続的な学習により能力を高める人材を育みます。

⑤医学・医療技術の進歩発展や、保健医療に対する社会の変化・多様化に伴う要請に柔軟に対応しうる人材を育みます。

これら保健科学部の教育目標を踏まえ、学科ごとの教育目標について平成27年度に検討し、次のとおりとした。

看護学科は①人々の感情や意思を尊重した看護が実践できる人材、②科学的根拠に基づいた看護が実践できる人材、③他職種と連携・共働しながら看護職としての役割を果たせる人材、④保健医療の変化を捉え、主体的な継続学習によりさらなる看護の発展・向上に寄与できる人材の育成を目指す。また、臨床検査学科は、①医学検査の対象となる人を総合的に理解し、その人の人権や意思を尊重することができる人材、②検査データを総合的に解析する力を培い、臨床診断に寄与することができる人材、③他職種と連携・協働しながら、医学検査領域の専門家としての役割を果たせる人材、④医学検査とそれに関連した幅広い分野の発展・向上に寄与できる人材の育成を目指す。

###### (学位授与方針/到達目標)

学位授与方針は、教育目標を踏まえ、修業すべき年数以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得すること、学科ごとに以下のような能力を修得できていることを要件として定めている(資料4(1)－2 p. 3、資料4(1)－3 p. 3)。

看護学科は、①豊かな人間性と高い倫理観を身につけ、人々の感情や意思を尊重した看護が実践できる。②地域社会で生活している様々な健康レベルにある人々と関わることが

できる専門的な知識・技術を習得し、科学的根拠に基づいた看護実践能力を身につけることができる。③地域社会及び保健・医療・福祉分野における看護の役割を認識し、他職種と連携・共働しながら総合的な調整能力を発揮することができる基礎的能力を身につけることができる。④看護現象や看護の実践を科学的に探究し、看護を発展させる基礎的能力を身につけることができる。⑤社会の変化に対応して、自己を高めるための主体的・創造的な継続学習に取り組むことができる。

臨床検査学科は、①幅広い知識・教養をもとに、医学検査の対象となる人を総合的に理解し、その人の人権や意思を尊重することができる。②保健・医療分野の他職種と連携・協働しながら、医学検査領域の専門家としての役割を果たすことができる。③検査データを総合的に解析する力を培い、臨床診断に寄与する能力を身につけることができる。④遺伝子検査や移植治療などの先端医療に対応できる高度な検査技術を身につけることができる。⑤医学検査とそれに関連した幅広い分野の発展・向上に寄与できる学究的態度を身につけることができる。

以上のとおり、4年間に修得すべき学修成果を示しており、教育理念及びその実現を図る教育目標との整合性も確保されている。また、各科目の授業目標を行動目標としてシラバスに記載しており、これらにより、学生に期待する学修成果を細かく示している。

なお、保健科学部では学位授与方針については、卒業時の「到達目標」として周知してきた。

### ＜3＞ 保健医療学研究科

#### （教育目標）

研究科は平成27年度が完成年度である。教育目標は次のとおりである（資料4（1）－4 p.3、資料4（1）－5 p.3）。

保健医療学研究科は、保健医療福祉分野における社会的な諸課題を具体的に解決することにより、健康でこころ豊かに生活できる地域社会の実現に貢献し得る高度専門職業人を育成することを基本目標とし、両専攻にそれぞれの教育目標を定めている。具体的には、以下のような人材の育成を目標とする。

①保健医療機関、地域、行政、教育などの現場において、リーダーとして中心的な役割を果たせる人材。②実践の現場で展開されている諸現象について科学的に検証しエビデンスを明確にするとともに、学術研究を通してそれらをさらに深化・発展させ、その成果を実践に適用することのできる人材。③地域社会で生じている保健医療福祉の諸課題について、その内容を学問的・体系的に俯瞰するとともに背景にある原因や要因、解決策について検討し、関係者や社会への発信、諸制度や地域システム改善の提言、関係職種との協働活動を展開できる人材。

さらに、看護学専攻は、看護に関する学習や経験を振り返り意味づけする力、人々の健康に関連する諸現象を分析し構造化する力、論理的に思考し人々に説明できる力を身につけ、高度専門職業人として実践の場でリーダー・管理者・教育者の役割を発揮できる人材を育成する。

医療技術科学専攻は、臨床検査の学習や経験を基盤に、臨床検査を中心とする医療技術科学において、高度の知識を活用した医療技術の開発・改良を行う力、卓越した検査技術を

駆使する力を身につけ、高度専門職業人として実践の場でリーダー・管理者・教育者の役割を發揮できる人材を育成する。

### (学位授与方針)

学位授与方針は、保健医療学研究科に2年以上在学し、目標とする学問分野を深め、所定の単位(32単位以上で履修基準に定める単位数)を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および最終試験に合格することと定めている(資料4(1)-4 p.5、資料4(1)-5 p.7)。さらに、教育目標に照らし、専攻ごとに以下のような能力を修得できていることを要件と定めている。

看護学専攻は、①看護に関する理論学習を通して経験を意味づける力を身につけている。②人々の健康に関連する諸現象を分析し構造化する力を身につけている。③論理的に思考し他者にわかりやすく説明する力を身につけている。④実践の場でリーダーまたは管理者、教育者として個人や集団を動かす力を身につけている。⑤看護実践の質の向上に向けて問題意識を持ち、科学的に追求していく方法と態度を身につけている。⑥保健医療分野に関して広い見識を身につけている。

医療技術科学専攻は、①臨床検査学について自ら深く学修する力を身につけている。②ヒトの体の仕組みや機能を科学的に説明する力を身につけている。③健康・病気について論理的に思考し他人に分かりやすく説明する力を身につけている。④臨床検査実践の場においてリーダーシップが取れる力を身につけている。⑤臨床検査実践の質の向上に向けて問題意識を持ち、それを科学的に追求していく方法・技術を身につけている。⑥保健医療分野に関して広い見識を身につけている。

## (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### <1> 大学全体

保健科学部および保健医療学研究科のそれぞれに教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針を定めている。

### <2> 保健科学部

授業科目は、共通教育科目、専門基礎科目、専門科目の3群で構成している。共通教育科目は、選択科目を多く配置してその充実をはかり、豊かな人間性の育成と目的意識をもった学びを推進している。また、科目の順序性については、基本的には共通教育科目から専門基礎科目、専門科目へと漸次移行していくが、関連ある専門基礎科目と専門科目がかい離しないような科目配置とし、科学的根拠に裏打ちされた実践力が育成できるよう配慮している。さらに、2学科合同の開講科目を多く配置し、チーム医療の基盤となる職種間の相互理解と知識の共有を推進している。さらに4年間を通して少人数教育の機会を多く設定し、学習効率を高めるとともに人間関係形成力の育成を目指している。

教育課程の編成・実施方針については、「カリキュラムの特色」として次のとおり明示している(資料4(1)-1 p.6)。

### (教育課程の編成・実施方針／カリキュラムの特色)

深い人間理解や地域理解のもと、保健医療の質の向上に貢献できる専門知識・技術を習得し、実戦能力と学究的姿勢が身につくようにカリキュラムを構成しています。

〔人間理解および倫理観の醸成〕 広く人間を理解し、生命の尊厳や倫理観を養うために必要な教養教育の充実を図り、目的意識を持って学ぶことができるよう選択科目を多く設けています。また、基礎となる科目での学びを深めながら専門分野への興味関心が湧くように、1年次から少しずつ専門科目を学ぶように配置しています。

〔地域住民の生活理解と健康増進への寄与〕 社会のしくみや環境との関わりの中で、人々の健康を考えることができるよう各種制度論や公衆衛生学を両学科の学生が一緒に学び、少子高齢社会において人々の健康を手助けする担い手としての力を身につけられるようにしています。

〔コミュニケーション能力の養成〕 保健医療の分野に携わる者には、正確に物事をとらえ、それを人に伝える能力が大切です。基本的な日本語の文章表現や語学、コミュニケーション論などを学ぶとともに、カウンセリングや面接技法の学習によって自分の意思や感情を表現する方法を身につけられるように組んでいます。

〔実践に活用できる専門的知識・技術の習得〕 2年次からの臨地実習や実験によって、科学的知識に基づいて観察・判断できる力や情報を統合し、課題を解決する力を身につけられるようにしています。技術は、卒業時到達度を明確にして全員達成できるよう繰り返し学習します。また、保健医療福祉現場の実践者の協力を得て、現実に近い学びができるよう工夫しています。

〔チーム医療の実践力の強化〕 看護学科、臨床検査学科の2学科で構成される大学の特色を生かし、少人数討議法を取り入れながら相互理解を深め、入学初期の段階から両学科一緒に学ぶ科目を配しています。実習の経験を積んだ4年次には、チーム医療の重要性を認識し、他職種との役割を理解して共に働くことができる力を身につけられるよう再び両学科合同で学ぶ科目を配しています。

〔課題探究能力の養成〕 1年次から、少人数形式のゼミなどによって大学生として主体的な学び方や学習資源の活用方法を段階的に身につけていき、4年次には、その仕上げとして探究・発展科目群を学習し、課題解決能力や研究的な視点を学べるようにしています。

### ＜3＞ 保健医療学研究科

教育課程の編成・実施方針については、「教育課程編成の考え方(カリキュラムポリシー)」として、次のとおり明示している(資料4(1)-4 p.4)。

#### (教育課程の編成・実施方針/教育課程編成の考え方(カリキュラムポリシー))

本研究科は、高度専門職業人として種々の実践の場でリーダー・管理者・教育者などの役割を発揮するために、地域で生活する人々の保健医療福祉全般にわたる現状や諸課題を広く理解し、総合的な判断力・調整力をもって看護、医療技術科学それぞれの分野において高い専門性を発揮できる人材の育成をねらいとしている。

このねらいを具現化するため、教育課程編成においては、まず、保健医療分野の高度専門職業人として、地域の保健医療に係る諸現象や他職種を理解し、視野の広い判断能力・指導力・管理力・教育力等を身につける上で必要と考える教育内容を研究科としての「共通科目」として配置した。

そして、これらの科目における協働学習や討論を通して培った相互理解の深まりや視野の広がり、保健医療や地域の人々への貢献における各々の分野の役割の再認識などを基盤に、さらにその上に、看護学・医療技術科学の専門性を追求していくことを目指して、各専攻の専門科目として「専門共通」「専門分野」を設けた。

「共通科目」から「専門科目」へと段階的学修を積み重ね、選択した専門分野の学修の集大成として特別研究へと発展させる教育課程とした。

### **（３）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。**

#### **<1> 大学全体**

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、シラバスや学生生活の手引きに掲載するとともに、大学ホームページ等にも掲載し、大学構成員への周知、大学内外への公表を行っている。

#### **<2> 保健科学部**

教育目標、学位授与方針／到達目標および教育課程の編成・実施方針／カリキュラムの特色について、シラバス、学生生活の手引き等に記載し、教職員、学生への周知を図っている。学生に対しては、新入生には入学時ガイダンス、在校生には年度当初の各学年ガイダンス時に説明して再確認するとともに、各科目の初回講義時にも教育目標と授業の関連を学生に説明することで周知を図っている。

また、教職員に対しても上記冊子を配布して教育目標等の周知を図っているが、平成27年度には、カリキュラム検討委員会によるカリキュラム改善に関するアンケートを実施した中で、教員の教育目標等に対する認知度を把握した。現在の専任教員に対し、周知徹底に向けた意識啓発を行っている。新任教員に対しても、新任教員研修会を行い、教育目標等の周知を図っている。さらに、学外に向けては、ホームページのほか大学案内パンフレットに記載し、高校訪問やオープンキャンパスにおいてパンフレットの配布や説明により周知を図っている（資料4（1）－1～3、資料4（1）－6 学部紹介）。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、現段階では「到達目標」及び「カリキュラムの特色」として公表しているため表現を整理し、教務委員会、カリキュラム検討委員会を中心に、FD委員会、広報委員会と共同して、より一層大学内外への周知徹底を図る予定である。

#### **<3> 保健医療学研究科**

研究科は平成26年度に設置して2年目を迎えている。文部科学省への申請資料を基本に教育目標、学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施方針／教育課程編成の考え方（カリキュラムポリシー）を設定し、ホームページに掲載して大学内外に公表している（資料4（1）－4～5、資料4（1）－7 大学院紹介）。

大学院生には、シラバス（大学院用）や学生生活の手引き（大学院用）にも記載するとともに、入学時のガイダンスにおいて研究科長、専攻長より周知している。教員に対しては研究科委員会において基本方針を確認するとともに、FD研修会において取り上げ、教

職員への周知を図る企画を検討している。

#### **（４）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方法の適切性について定期的に検証を行っているか。**

##### **＜１＞ 大学全体**

教育目標の達成状況や、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、保健科学部ではカリキュラム検討委員会が担当して評価を行うとともに、大学全体で行う毎年度の自己点検・評価において検証を行っている（資料４（１）－８ 第２－１（１）①②③⑧（２）①（３）ア⑤）。

なお、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、到達目標、カリキュラムの特色として設定しているため、それぞれ妥当な表現となるよう検討し、定期的に表現を検証することとしている。

##### **＜２＞ 保健科学部**

２学科を代表する教職員で構成するカリキュラム検討委員会が担当している。過去においては、平成 21 年度及び平成 24 年度に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴いカリキュラムを改正しており、その際には、暫定的にカリキュラム改正のための委員会を組織していたが、平成 26 年度からは、カリキュラムの点検・評価・改善を目的に、カリキュラム検討委員会を常設することとし（資料４（１）－９）、現在に至っている。

平成 21 年度の改正時には、授業評価、教育内容及び授業科目の学年進行などの問題点をまとめ、次期改正の参考資料とした。さらに、平成 21 年度改正カリキュラムを履修した卒業生を対象に 3 年間継続して教育目標の達成状況、カリキュラム編成等に関するアンケート調査を行い、全教員に周知するとともに、平成 24 年度のカリキュラム改正に向けて論点の整理を行った。

また、平成 27 年度は、学生、教員を対象に、教育目標や学位授与方針／到達目標等の認知度、現行カリキュラム（平成 24 年度改正後）に対する認識などを把握し、教育の充実に向けて継続的に検討を行っている（資料４（１）－10）。

##### **＜３＞ 保健医療学研究科**

本研究科は平成 27 年度が完成年度であり、設置認可申請時に文部科学省に提出した教育理念及び教育目標、その他の方針に基づき教育活動を展開している。また、大学院教育に携わっているすべての教員が出席する研究科委員会を毎月開催しており、その会議において、アドミッションポリシーや学位授与方針（ディプロマポリシー）などに加え、大学院運営全般の現状を検証するとともに、改善案の検討を行っている。完成年度以降も、教育理念及び教育目標、その他の方針の適切性についての検討を継続するとともに、教育課程編成上の問題点を整理し、教育課程全体の改善に向けた検討を開始する予定である。

## **２．点検・評価**

## ●基準4—1 の充足状況

教育目標に基づき学位授与方針や、教育課程の編成・実施方針を明示しており、大学構成員に周知するとともに社会に公表している。これらについても自己点検・評価のなかで定期的に検証が行われる体制が整っており、基準を充足している。

### ① 効果が上がっている事項

#### <1> 保健科学部

教育目標、学位授与方針／到達目標は、学生や教職員に周知を図ることができており、学生の70%～80%に認知されている(資料4 (1) -10 p. 6・p.10)。

### ② 改善すべき事項

#### <1> 保健科学部

大学開設時から学位授与方針を「到達目標」、教育課程の編成・実施方針を「カリキュラムの特色」として公表してきたが、時代の変化とともに表現方法も変化してきており、研究科における表記との整合性も考慮して修正する必要がある。

#### <2> 保健医療学研究科

平成27年度が完成年度であり、現在の教育課程の課題などを点検し、今後の方針を検討していく必要がある。また、人材育成の理念や教育目標などについてホームページに掲載しているが学外への周知はまだ十分とはいえない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### <1> 保健科学部

教員が教育理念・教育目標と授業の関連を意識して授業が実施できるよう、教員に一層の浸透を図るとともに、各科目の授業の初めに、教育目標と授業の関連を学生に周知するなど、引き続き学生への浸透を図っていく。

### ② 改善すべき事項

#### <1> 保健科学部

「到達目標」、「カリキュラムの特色」については、「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」として表現を整理する。

#### <2> 保健医療学研究科

より質の高い教育の実現を目指して、教育課程の定期的な検証等を、研究科委員会において継続するとともに、課題に対応したFD活動などに積極的に取り組んでいく。

また、どのような人材の育成を目指しているのか、学部学生、県内外の看護職、臨床検査技師に浸透するよう、広報資料の配布、ホームページの拡充などを通して、周知を図っていく。

#### 4. 根拠資料

- 4 (1) - 1 平成27年度公立大学法人愛媛県立医療技術大学大学案内  
(既出 資料1-4)
- 4 (1) - 2 平成27年度シラバス (保健科学部・助産学専攻科用)  
(既出 資料1-6)
- 4 (1) - 3 平成27年度学生生活の手引き (保健科学部・助産学専攻科用)  
(既出 資料1-5)
- 4 (1) - 4 平成27年度シラバス (大学院用) (既出 資料1-9)
- 4 (1) - 5 平成27年度学生生活の手引き (大学院用) (既出 資料1-8)
- 4 (1) - 6 学部紹介 (大学ホームページ)  
<http://www.epu.ac.jp/academics/index.html>
- 4 (1) - 7 大学院紹介 (大学ホームページ)  
<http://www.epu.ac.jp/graduate/index.html>
- 4 (1) - 8 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度業務実績報告書  
(既出 資料1-15)
- 4 (1) - 9 カリキュラム検討委員会運営要綱
- 4 (1) - 10 「カリキュラム・教育目標等」に関する調査結果報告

## 4—2 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### <1> 大学全体

保健科学部・保健医療学研究科ともに、保健医療福祉を取り巻く環境の変化に対応して保健医療専門職に求められるニーズを踏まえ、さらに入学する学生の資質を考慮して、教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目を配置し、教育課程を体系的に編成している。

平成16年度の大学開学時以降、保健科学部は保健師助産師看護師養成所指定規則等の改正を踏まえ、平成21年度、平成24年度にカリキュラム改正を行った(資料4(2)-1 (1) ②③⑧ (2) ①②)。

平成21年度の改正では、保健師助産師看護師法や養成所指定規則の改正に伴う見直しとともに、大学の完成年次を経過していたことから、全体的な教育課程の見直しを行い、臨床検査学科においても、食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格に関する科目を選択にするなど改正を行った。

平成24年度の改正は、主として保健師助産師看護師法及び指定規則改正により、保健師教育の年限及び必要単位数が改正されたことに伴う選択制導入によるもので、地域・在宅看護学分野の科目を中心に保健師国家試験受験資格取得のために必要な科目の再編成や新設を行ったものである。

#### <2> 保健科学部

授業科目は、共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目の3群で構成し、各分野において必要と考える科目を学年進行に合わせて段階的・体系的に配置している。多職種連携の観点から、開学時から共通教育科目及び専門基礎科目のほとんどは、看護学科と臨床検査学科の両学科合同授業としている(資料4(2)-2 第24条、資料4(2)-3 p.10~15)。

##### (共通教育科目)

共通教育科目は、教養科目と基礎科目で構成し、社会人としての教養や医療職としての科学的素養を醸成し専門科目につなぐことから1年次・2年次に開講している。

教養科目は、一人の社会人として幅広く深い教養及び豊かな人間性を涵養することを目的とし、県立大学として地域社会への理解を深める「愛媛の文化」や人類の科学的思考の歴史を振り返り、科学的理解・判断とは何かを学ぶ「科学論」を必修としているほか、毎年テーマを設定し他大学の学生と共に1つのテーマについて多角的に学びを深める「大学コンソーシアムえひめ(共同授業)」や人文・社会系科目など11科目を配置し、6単位以上を選択することになっている。

また、基礎科目は、将来社会人、医療専門職として求められる人間理解と高い倫理観を醸成し、コミュニケーション能力、課題探究能力をもつ人材を育成することを目的としている。特に初年次前期には、グループワークを通じて、大学で学ぶための基本的な学習スキルや学習態度を学ぶ「初学者ゼミ」を配置し、後期に科学的思考の基として、文章に親しみ、学問への基礎的態度を演習しながら養う「基礎ゼミ」を、2年次後期には将来、看

護学、臨床検査学の学問的発展に寄与できる研究的基礎力を学ぶ「研究の基礎」を段階的に配置することで、能動的な情報収集力・論理的思考力・批判的思考力を醸成できるようにしている。このほか、自然科学系科目に加え、正しい日本語表現力を養う「日本語表現法」や英語の読解・記述・会話力を養う「英語」「英会話」など言語表現力やコミュニケーション力に関連した科目、生命現象や生命の尊厳を学ぶ科目など23科目をバランスよく配置し14科目を必修としている。

#### (専門基礎科目)

専門基礎科目は、医療の基礎（医学概論、医療と法など）、人間の身体と精神（人体の構造・機能Ⅰ・Ⅱ・Ⅲなど）、疾病の成り立ちと回復（臨床病態学Ⅰ・Ⅱ、薬と健康など）、社会の仕組みと健康（医療と経済、社会保障制度論など）の4領域からなる。これらの科目は、保健医療の学問的基盤となるだけではなく、各学科における高い専門教育の土台となる学問領域として位置づけ、各専門科目の開講に先立って、もしくは並行して2年次から3年前期に配置している。一部の科目（医療と法、チーム医療、患者・家族の心理）については臨地実習を経た後、もしくは直前のほうが効果的との判断から4年次に配置しており、保健医療現場での多彩な事象の適切な理解、実践へとつながる多職種共働の学問的基盤をなしている。

#### (専門科目)

専門科目は、専門分野への興味・関心を持てるよう1年次から配置し、各学科の専門的な知識・技術の修得を促している。2年次から、臨地実習や実験によって、科学的知識に基づいて観察・判断できる力や情報を統合し、課題を解決する力を身につけられるような科目配置をしている。技術は、卒業時到達度を明確にして全員達成できるように、繰り返し学習ができる科目構成にしている。4年次には、それまでの学修を統合し、より実践的な能力の養成につながる実習科目や管理、研究に関する科目を配置している。

また、看護学科は、保健師国家試験の受験に必要な公衆衛生看護学（選択制）及び関連科目を発展科目と位置づけ、4年次に配置している。同時に、公衆衛生看護学を履修しない学生に対しては、発展科目として各領域別看護学の内容をさらに深化させた「特論」を配置し、専門性の高い教育が受けられるようにしている。

#### (臨地実習)

医療専門職の養成課程では、臨地実習が教育上大きな意義を持つため、その位置づけは重要である。以下に本学の臨地実習の概要を示す。

看護学科は、学生の臨地実習体験を段階的に積み上げていくため、2年次前期に「ふれあい実習」「基礎看護学実習Ⅰ（生活と治療に伴う援助）」、2年次後期に「基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）」、3年次後期に「地域看護学実習」、3年次後期～4年次前期にかけて各領域別実習の「急性期看護論実習」「慢性期看護論実習」「老年看護学実習」「小児看護学実習」「母性看護学実習」「精神看護学実習」「在宅看護論実習」、4年次前期に「公衆衛生看護学実習（選択履修生のみ）」、最終段階となる「総合実習」を行っている（資料4（2）－4 p.4）。

臨床検査学科では、2年次後期の臨地実習Ⅰにおいては中規模病院で臨床検査技師の役割と臨床検査の位置づけを学ぶことで、早期に具体的な臨床検査技師像を描かせ、専門職としての意識付けを行っている。3年次後期の臨地実習Ⅱでは、予防医学・公衆衛生・環

境衛生分野の施設で実習をさせることで、病院以外の場における臨床検査技師の活動について経験させている。更に4年次前期の臨地実習Ⅲにおいては、大規模病院における各分野の臨床検査について学び、より深く実践的な学習の機会を設けている。また、臨地実習Ⅲの前には、「患者・家族の心理」を配置し、臨床現場での患者対応について修得できるよう工夫している。

### ＜3＞ 保健医療学研究科

保健医療学研究科は、「保健医療福祉分野における社会的な諸課題を具体的に解決することにより、健康で心豊かに生活できる地域社会の実現に貢献し得る高度専門職業人を育成すること」を基本目標としている。この目標を具現化するため、教育課程編成においては、保健医療分野の高度専門職業人として、地域の保健医療に係る諸現象や他職種を理解し、視野の広い判断能力・指導力・管理能力・教育力等を身につける上で必要と考える教育内容を研究科としての「共通科目」として配置した。これらの科目における協働学習や討論を通して培った相互理解の深まりや視野の広がり、保健医療や地域の人々への貢献における各々の分野の役割の再認識などを基盤として、さらに看護学・医療技術科学の専門性を追求していくことを目指して、各専攻の専門科目として「専門共通」「専門分野」を設けた。「共通科目」から「専門科目」へと段階的学修を積み重ね、選択した専門分野の学修の集大成として特別研究へと発展させる教育課程とした。

看護学専攻は、専門共通科目と専門分野（臨床看護実践分野、地域健康生活支援分野、看護教育分野）科目から構成している。修了には、共通科目から10単位以上、専門共通科目から4単位以上、専門分野科目から10単位以上（指導教員の専門領域科目から6単位以上）、特別研究（修士論文作成）8単位、合計32単位以上が必要となる。

医療技術科学専攻は、専門共通科目と専門分野（病因解析分野、生体機能分野）科目から構成している。修了には、共通科目から10単位以上、専門共通科目から2単位以上、専門分野科目から12単位以上（指導教員の専門領域科目から4単位以上）、特別研究（修士論文作成）8単位、合計32単位以上が必要となる。

コースワークとリサーチワークのバランスについては学修効果を考え、1年次に共通科目や専門共通科目等のコースワークに取り組み、研究や専門分野の能力を磨くとともに、1年目の後学期からは研究テーマの絞り込みや予備実験等にも取り組み、2年目には研究に集中できるように指導している。なお、社会人学生に配慮し、昼夜開講のほか修業年限を3年または4年に延長できる長期履修制度を設けている（資料4（2）－5 第23条、資料4（2）－6 p.10～11）。そのため、コースワークとリサーチワークのバランスについてはそれぞれの修学予定期間に応じて研究指導教員が助言し、学修計画を立てて履修している。

## （2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### ＜1＞ 大学全体

保健医療を取り巻く環境等を踏まえて、基盤となる内容から応用、最新の内容まで保健医療専門職の教育に相応しい内容になるよう配慮している。

## ＜2＞ 保健科学部

開講科目および各授業内容はシラバスのとおりである（資料4（2）－3）。

特徴は、①1年次から専門科目や早期体験学習を配置することで、職業的アイデンティティ形成を促していること、②専門科目の一部では、少人数グループによる問題解決型学習やシミュレーション教育を取り入れることにより、能動的な学修習慣や実践能力の向上を図っていること、③卒業研究科目を、学修してきたことの集大成として4年次に配置し、問題解決能力を養うとともに、卒業後も自己研鑽を継続して行えるようにしていることである。

### （共通教育科目）

共通教育科目は、2学科共通科目群で、社会人としての教養及び豊かな人間性を養うための教養科目と、医療専門職に求められる人間理解と倫理観を醸成し、コミュニケーション能力を磨き、さらに科学的に思考するための基礎科目を設定し、医療専門職としての基本的知識・技術の育成を目指している。

初年次には、アカデミックスキル（初学者ゼミ・基礎ゼミなど）を磨き、また少人数教育を多く取り入れ、学生自らが主体的に学んでいけるようアクティブラーニングを実施している。また、医療系に必要な科学系の科目について高等学校での履修の有無により弱い分野を補填する科目（基礎科学A：生物コース、基礎科学B：化学コース、基礎科学C：物理コース）を自由科目として選択できるように配置するとともに、自己表現を高める科目（国際文化コミュニケーションA・B、日本語表現法、コミュニケーション論など）を配置している。

### （専門基礎科目）

専門基礎科目は医療の本質や医療安全と法、人々の心身や疾病への理解、人々を取り巻く社会や環境、医療専門職として必要な基礎的技術を修得することを目的としており、両学科共通で「医療の基礎」「人間の身体と精神」「疾病の成り立ちと回復」「社会のしくみと健康」の4領域を配置し、臨床検査学科については、医学検査に求められる基礎的知識・技術を学ぶ「検査の基礎」を配置し、5領域としている。専門基礎科目の多くが必修であり、医療専門職を目指すうえで重要な医療の歴史や現状、法律、多職種連携に関する科目（「医療概論」「医療と法」「チーム医療」等）、医療人として求められる共通の保健・医療・福祉の知識（「社会保障制度論」「保健医療福祉行政論」「公衆衛生学」等）、専門科目に繋がる基礎医学関連科目（「人体の構造と機能」「感染と免疫」「生命活動と代謝」「生化学」等）や医療・看護の実践に必要な対象理解や行動変容に関する科目（「生涯発達心理学」「カウンセリング入門」「患者・家族の心理」等）を配置している。さらに臨床検査学科においては、「人体の構造と機能」「生化学」等では講義だけでなく実習を行うことで、専門科目へ移行しやすいようにしている。

### （専門科目）

看護学科の専門教育課程は、専門分野一・二及び統合・発展分野の3群からなる。専門分野一は1科目群（基礎看護学）、専門分野二は5科目群（成人看護学、老年看護学、小

児看護学、母性看護学、精神看護学)、統合・発展分野は4科目群(地域・在宅看護学、統合科目、発展科目、公衆衛生看護学)で構成している。専門分野二の各科目は対象理解を中心とする内容の「対象論」と援助方法を学ぶ「方法論」、「臨地実習」の3要素で組み立て、学内における講義・演習を通して、基本的な知識と看護援助技術を修得し、対象となる人の感情や意思を尊重しながら、科学的根拠に裏打ちされた基本的な実践能力を身につけられるよう構成している。

特徴的な科目としては、領域横断的な統合・発展科目として実践能力の強化を目指した「技術特論」や時代の要請に対応した「災害看護」の設置があげられる。

臨床検査学科は、臨床検査学の専門知識・技術、高度な検査技術を修得するため、形態検査学、生体試料分析検査学、感染・生体防御検査学、生理機能検査学、検査総合管理学の5分野についての科目群を学内における講義・実習を通して学ぶように構成している。臨地実習においては、様々な形態の医学検査の実践と経験を目的として、大病院での「臨地実習Ⅲ」のみでなく中規模病院における「臨地実習Ⅰ」や、保健所・健診センターでの「臨地実習Ⅱ」など特色のある配置を行っている。さらに医学検査の応用・発展として、検査データを総合的に解析する能力と学究的態度を身につけるため、Reversed clinic-Pathological (R-CPC)形式の「医学検査診断学Ⅰ」や「医学検査診断学Ⅱ」等の科目を設定している。また、臨床検査技師が幅広く活躍できることを視野に入れ、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得科目(選択)を配置している。

### ＜3＞ 保健医療学研究科

本研究科は、高度専門職業人として種々の実践の場でリーダー・管理者・教育者などの役割を發揮するために、地域で生活する人々の保健医療福祉全般にわたる現状や諸課題を広く理解し、総合的な判断力・調整力をもって看護、医療技術科学それぞれの分野において高い専門性を發揮できる人材の育成をねらいとしている。このねらいを具現化するため、保健医療分野の高度専門職業人として、地域の保健医療に係る諸現象や他職種を理解し、視野の広い判断能力・指導力・管理力・教育力等を身につける上で必要と考える教育内容を研究科としての「共通科目」として配置している。

また、これらの科目における協働学習や討論を通して培った相互理解の深まりや視野の拡がり、保健医療や地域の人々への貢献における各々の分野の役割の再認識などを基盤に、さらにその上に、看護学・医療技術科学の専門性を追求していくことを目指して、各専攻の専門科目として「専門共通」「専門分野」を設けている。

看護学専攻では、看護の各実践領域や研究の基盤となる専門共通科目4科目(看護管理学特論、ケア技術開発特論、看護研究方法論、理論と看護実践論)、個々の分野における専門性を追究する専門分野18科目(臨床看護実践分野8科目、地域健康生活支援分野7科目、看護教育分野3科目)を設けている。臨床看護実践分野は育成支援看護学と成熟期・慢性看護学、地域健康生活支援分野は精神看護学と地域看護学、看護教育分野は看護教育学で構成している。各科目はその分野の対象やとりまく状況を深く理解するための理論を学ぶ「特論Ⅰ」と方法論や方法の開発などについて理解する「特論Ⅱ」、特論Ⅰ・Ⅱの学修を論文のクリティーク、実践への適用の検討などを通して深化させる「演習」の3本立

てを基本構造としている。各科目の教育内容にはその分野における重要かつ最新の概念や理論、それに基づく実践や研究への展開を学修する内容を掲げている。また、修士論文作成を通して研究力の修得を目指す「特別研究（8単位）」を設けている。

医療技術科学専攻では、臨床検査学の基盤となる専門共通科目4科目（臨床検査技術学特論、医療技術科学研究方法論、先端医療科学特論、医療情報学特論）、臨床検査学のさらなる専門性を追究する専門分野17科目（病因解析分野7科目、生体機能分野10科目）を設けている。病因解析分野は、遺伝子生命科学、分子細胞生物学、組織病理検査学、組織病理・細胞診検査学で、生体機能分野は、生体防御学、感染制御学、生体機能検査学、病態情報解析、環境保健学で構成している。各科目は理論的な学修が中心となる「特論」と実験技術やデータ解析力の向上を目指す「演習」の2本立てを基本構造としている。また、看護学専攻同様、「特別研究（8単位）」を設けている（資料4（2）－6 p.10～11）。

## 2. 点検・評価

### ●基準4—2の充足状況

保健科学部・保健医療研究科とも必要な授業科目を学年進行に合わせて段階的・体系的に配置し、医療専門職の教育に相応しい教育内容を整えており、概ね基準を充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1> 保健科学部

初年次に開講している少人数制で取り組む「初学者ゼミ」、「基礎ゼミ」といった演習科目は、学生が大学生として、また将来の社会人として、段階的に社会的スキルを修得するための基盤形成を図っている。

また、共通教育科目、専門基礎科目を中心に、両学科合同開講科目を多く配置し、将来の医療専門職者として、両学科の学生が共同して学修を進めることを通して、専門領域の如何に関わらず将来チームとして働く医療職者としての相互理解につながっている。

#### ② 改善すべき事項

##### <1> 保健科学部

教育目標の達成に向けて必要な科目を開講し、効果を挙げている一方、個々の科目が、どの学年、あるいはセメスターに配置されているかという点において、一部アンバランスが生じている。とてもタイトな時間割となるセメスターがある一方で、ゆったりとした時間割となるセメスターもあるため、全体的に、学年毎、あるいはセメスター毎に、教育効果を考慮しつつ、科目の開講時期について見直す必要がある。

##### <2> 保健医療学研究科

平成27年度に2期生を受け入れ、両専攻に必要な内容として選択必修科目を開設しているが、一部の科目に、履修希望者がなく、一度も開講していない科目がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1> 保健科学部

看護および臨床検査両学科合同で学修する科目の開講は、時間割編成においては工夫が必要であるが、専門性のみならず、両学科学生が共同で学修することの効果重視し、今後も継続する方向で調整していく。

#### ② 改善すべき事項

##### <1> 保健科学部

教務委員会やカリキュラム検討委員会などが中心となり、教員および学生から定期的に意見を求め、微調整が可能な課題については即時対応していく。抜本的なカリキュラム改正については、法人の中期目標・中期計画更新の時期等も視野に入れて、反映した効果的なカリキュラムへの改編を検討する。

##### <2> 保健医療学研究科

履修希望者がいない科目については、学生が選択しない理由の分析をはじめ、現行カリキュラムにおける課題を明らかにし、学生が修士課程の修了者として相応しい能力を獲得できるカリキュラムに改正すべく検討していく。

### 4. 根拠資料

- 4 (2) - 1 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度業務実績報告書  
(既出 資料1-15)
- 4 (2) - 2 愛媛県立医療技術大学学則 (既出 資料1-2)
- 4 (2) - 3 平成27年度シラバス (保健科学部・助産学専攻科用)  
(既出 資料1-6)
- 4 (2) - 4 臨地実習の手引き
- 4 (2) - 5 愛媛県立医療技術大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 4 (2) - 6 平成27年度シラバス (大学院用) (既出 資料1-9)



## 4—3 教育方法

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育方法及び学習指導は適切か。

##### <1> 大学全体

授業科目、単位数について学則及び大学院学則に定めるとともに、授業科目の配当年次、単位数、時間数、必修・選択・自由の別、卒業・修了に必要な単位数について授業科目履修規程及び大学院授業科目履修規程に定めており、その内容についてはシラバスで示している(資料4(3)-1 第24条、資料4(3)-2 第2条、資料4(3)-3、資料4(3)-4 第23条、資料4(3)-5 第3条、資料4(3)-6)。

共通教育科目や専門基礎科目の看護学科と臨床検査学科の合同講義や、少人数教育、グループ学習、専門職等の有効活用や実践的な学修指導などが授業の特色である。

##### <2> 保健科学部

看護学科と臨床検査学科との両学科の共通教育科目は23科目(32単位)、看護学科の専門基礎科目は29科目(33単位)、専門科目は57科目(86単位)、臨床検査学科の専門基礎科目は32科目(41単位)、専門科目は48科目(73単位)である(資料4(3)-3 p.10~15)。また、1年間に履修登録できる単位数の上限については、50単位未満と定めている(資料4(3)-2 第4条)。

授業の特色としては、共通教育科目や専門基礎科目の看護学科と臨床検査学科の合同講義や、共通教育科目をはじめ各専門科目についても少人数教育を取り入れており、成果を検証しながらグループ学習等に工夫を凝らしていること。また、現場の卓越した専門職等や、技術教育用の機器・機材などを有効に活用するとともに、臨地実習施設との連携、自己学修の促進など教授方法の工夫に努めていることなどである。

##### (合同講義)

共通教育科目、専門基礎科目のほとんどの科目は両学科合同開講としており、教授法としてグループ討議法を積極的に活用している。グループは多くの科目で学科の垣根を除いて両学科混成のグループ編成とし、チーム医療を担う人材の相互理解の機会としている。例えば、4年次の「チーム医療」の授業においては、看護学科と臨床検査学科が合同でチームを作り、事例を用いて、患者及び家族にとって最適なチームの編成やチーム活動についてグループ討議・発表をさせた後、実際に現場で行われているチーム医療の実態や課題を教授し、チーム医療の認識が深まるよう工夫している。

##### (少人数教育)

小規模校としての特性を活かすため少人数単位のきめ細かな教育を実践している。初年次から2年次にかけて開講している共通教育科目「初学者ゼミ」や「基礎ゼミ」「研究の基礎」では100名の受講生を10人から12人程度の少人数グループに分け、各グループに教員を配置して学生参加型の授業を展開している。専門科目においても、看護学科の総合的な技術演習を行う「技術特論」では学生6人に対し1人の教員が指導にあたる密な指導体制で技術指導にあっている。「基礎看護学」では学内での演習について75人の学生を6人の教員が指導する体制をとり、その他の専門科目については、担当教員数が3~4人と少ないため、2班に分けて実施するなど工夫して実施している。

臨床検査学科の演習・実習では、2～5人を1グループとするグループ学習を積極的に導入し、討論の中で学習を深めることができるように努めている。

#### **(臨床実践現場の専門職等の有効活用)**

看護学科では、臨床実践現場の専門職による特別講義やオムニバス授業を導入し、時代のニーズに合致した教育ができるよう工夫している。具体的には、医療現場で活躍中の認定看護師や専門看護師等、専門的能力の高い実践家を教育協力者として、平成23年度は8科目11人、24年度は11科目14人、25年度は18科目19人、26年度は13科目15人を招いている。さらに、患者会の場に出向き、実践の場に即した内容や新しい知見、患者・家族の立場の体験などを学生に提供し、教育内容の充実を図る取り組みも一部の科目で行っている。

臨床検査学科でも、臨場感のある授業を受けることや卓越した検査技術教育をねらいとし、関連する臨床現場から非常勤講師や教育協力者（検査技師長・臨床検査技師等）を招いて教育を実施している。

#### **(医療現場に近い状況での実践的な学修指導)**

看護学科では、各専門分野の授業に医療現場での事例を取り上げ、演習を実施している。具体的には、各看護専門科目の学内演習では、現場の実際事例をもとに状況設定し、その場面あるいはその対象にとって適切な看護を考え実施する方法を取り入れている。急性期看護学では、保有の高機能モデルをシミュレーション演習等に活用し、条件設定が可能な機器の特徴を活かして実践に近い状況を設定することにより、観察力や対応力の育成に効果を挙げている。急性期以外の領域においても技術習得の演習では、事例を設定し、単に手順を追うだけの学習にならないよう工夫している。最終学年の「総合実習」ではより臨床現場に近い形での内容・方法（複数患者受け持ち、申し送りの実施、夜間実習等）を取り入れて実施している。

臨床検査学科では、臨床検査総論実習において教育に用いることに同意を得た患者検体の有効活用、年々自動化が進む医療機器の原理や活用方法の教材作成、現場で実施されている検査方法や検査環境の設定など工夫して教育を実施している。「患者・家族の心理」では、病院での実習に臨む直前の学生に、検査室での患者対応のロールプレイングを行っている。

#### **(臨地実習施設との連携による実践教育)**

看護学科では毎年1回実習施設連絡会議を開催し、臨地実習施設が一堂に集まり意見交換を実施している。具体的には、カリキュラム改正や実習指導方針について説明するとともに、平成22年度から臨床現場で努力義務化されている新人看護職研修制度や災害発生時の対応について意見交換を行い、相互理解に努めており、「総合実習（夜間実習や管理的実習内容を含んだ新たな実習科目）」や、定員増に伴う実習施設への協力要請などについても意見交換を重ねながら実習を展開している。さらに24年度からは実習施設連絡会議を二部構成とし、臨地実習施設から卒後研修の状況について報告を受け、基礎教育と卒後教育との連携について考える機会を持つほか、「効果的な実習指導方法について」をテーマに各施設が工夫している点の共有や教員・学生からみて効果的だと感じた実習指導の具体的な事例について提示するなど、臨床側の理解を得る機会としている。26年度には実習施設と大学との連携推進を目的に他の実習施設と大学の連携事例を紹介し、今後の本学と施設

との連携の可能性について協議するなど、日ごろから教育機関と実習施設が円滑な協働関係を構築していくように努めている。

臨床検査学科でも毎年1回臨地実習連絡会を開催し、実習施設13か所の出席を得て実習内容や実習指導における課題について意見交換を実施しており、チーム医療におけるコミュニケーションの重要性や、検査時の患者移動に対するサポート意識の向上などの意見が出され、学生指導に反映している。また、臨地実習指導要項の改良や、臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの評価項目をより教育目標を反映した項目になるよう改訂するとともに、施設の評価方法等について協議し、より高い実習効果を得るよう努めている。

さらに、平成27年度には「臨床教授称号付与規程」を整え、平成28年度から実施する予定である。

#### **(教材開発と自己学修促進)**

看護学科では、看護技術のオリジナルDVDや手順書、実験モデル等の自己学習を促進するツールの開発を行い活用しやすい環境を整えている。すべての実習科目で、事前学習を促すためのオリエンテーション冊子を作成し、改訂を行っているほか、講義、演習科目においても文献調査やインタビュー、インターネット活用等の方法を通じて、授業の予習ができるよう課題を提示している。

臨床検査学科でも、自己学習教材の開発（甲種危険物取扱者の資格取得のための自己学習教材、学内実習のデモンストレーション教材や動画教材、シミュレーターファイルを収録した学内実習の実習書等）や標本の新規作成、更新等を行い、これらを授業時間外にも予習・復習に活用できるようパソコン等の環境を整備するなど便宜を図っている。

### **<3> 保健医療学研究科**

両専攻ともに、実践現場においてリーダーシップを発揮でき、管理者、教育者として個人や集団を動かす力や研究者として問題意識を持ち、科学的に追求していく方法・技術を身につけていることを目指しており、その目標を達成するための教育方法として、学生によるプレゼンテーションや討議を中心とした授業を展開している。

研究科では両専攻の必修共通科目を6単位（3科目）配置していることを特徴としているが、その教育方法にはディスカッションのみならず、両専攻学生が合同でフィールドワークにも取り組んでいる（「チーム医療特論」「地域保健医療特論」）。

社会人に配慮して、遠隔地からでも授業に参加できるよう平成27年度からはWEB会議システムを導入し一部の科目で活用を開始している。

特別研究は、学生は自身が指導を受けたい教員と面談後、研究指導教員選任申請書を提出し、教務委員会と研究科委員会の承認を受ける。学生は研究指導教員と相談しながら研究計画を立て、それに基づき研究を遂行し、論文を作成する。必要に応じて副研究指導教員を置くことができる。学生の発表能力向上と研究指導教員以外の意見を聞くことを目的として中間発表会を開催している。さらに、修了判定に向けては、修士論文発表会を公開すると共に口頭試問を実施し、論文審査委員や参加者との質疑応答を通して研究者に必要な能力の獲得を目指している。

## **(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。**

### **<1> 大学全体**

シラバスは、授業内容・成績評価方法について学生と教員が共通認識をもてる内容に見直し、学部については平成23年度から、大学院については平成26年度から現行様式のシラバスを用いている(資料4(3)-3、資料4(3)-6、資料4(3)-7)。また、履修方法等について学生生活の手引きに記載し、ガイダンス時に説明している(資料4(3)-8 p.9~20、資料4(3)-9 p.7~14)。

### **<2> 保健科学部**

シラバスには、科目コード、科目名、開講学科、選択区分、単位数(時間)、履修時期、担当教員、科目区分、授業目標、授業概要、授業内容として毎回の項目と内容、成績評価方法、教科書、参考書等、備考の欄を設けている。

シラバスの内容や利用状況について、平成24年度に学生にアンケートを実施した結果、80%の学生がシラバスを活用していた。25年度には分かりやすい記載になるようシラバスの表記方法の統一や、学科及びカリキュラム別(21カリキュラム適用者用・24カリキュラム適用者用)に色仕切紙を入れて見やすくするなどの改善を行った。ホームページにも掲載しており、ガイダンス等で学生に周知して活用促進を図っている。

シラバスと実際の授業内容が一致していたかの質問では、「非常に当てはまる・かなり当てはまる・大体当てはまる」と回答した学生の割合が95%であった(資料4(3)-10 p.5)。

教員に対してシラバスと実際の授業の一致度について行った調査結果では、回答のあった107科目のうち86科目(80.4%)でほぼ100%、19科目(17.8%)で80%程度の一致度であった。

### **<3> 保健医療学研究科**

大学院用シラバスには、学部と同様に、科目コード、科目名、選択区分、単位数(時間)、履修時期、担当者、授業内容として毎回の内容と担当者、成績評価方法、必携あるいは参考図書・文献、備考の欄を設けている。これらの内容と見方は、入学時のガイダンスにおいて研究科長及び教務委員長が説明を行っている。

教員に対してシラバスと実際の授業の一致度について行った調査結果では、回答のあった34科目のうち21科目(61.8%)でほぼ100%、8科目(23.5%)で80%程度の一致度で、50%以下あるいはほとんど一致していない科目もそれぞれ2科目あった。一致していない理由としては、受講する学生数や学生のニーズ、学修準備状況に合わせたためとの回答であった。

## **(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。**

### **<1> 大学全体**

成績評価による単位認定を行っており、各授業科目の成績評価方法等についてはシラバスに評価手段や評価比率を記載して学生に示している。さらに成績評価に対する異議申立ての手続きを定めるなど、規程に基づき適切に成績評価と単位認定が行われている。

## ＜2＞ 保健科学部

単位については、授業科目を履修した者には、試験その他の学修の評価により所定の単位を与えるものとする。学則に定め、学修の評価の方法及び基準については、試験の成績及び平常の成績等を総合して行うこととし、点数により秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格としている（資料4（3）－1 第27条、資料4（3）－2 第8条）。

各授業科目の評価方法については、シラバスに授業目標や成績評価方法の項目を設けるとともに、評価手段や評価比率を具体的に示している（資料4（3）－3）。シラバスの表記については、教務委員会で客観的な評価方法の検討を指示するとともに、初回授業において成績評価の基準を周知するよう各教員に徹底を図っている。

履修した授業科目の成績評価について、学生は担当教員に対し、口頭または書面により成績確認を行うことができ、教員からの回答に異議がある場合には異議申し立てを行うことができる（資料4（3）－11）。また、保護者にも学生の単位修得状況を連絡し、連携した修学指導等に資している。

入学前の既修得単位等については、教育上有益と認めるときは本学における履修により修得したのものとして、他の大学、短期大学、大学以外の教育施設等における学修によるものと合わせて60単位を超えない範囲で、教務委員会の報告に基づき教授会の議を経て学長が単位の認定を行うことができることとしている（資料4（3）－1 第28条～第30条、資料4（3）－12）。

なお、本学の科目を履修し受験したが不合格であった場合や、疾病その他やむを得ないと認められる理由により受験資格を得られなかった、または追試験を受けられなかった場合は、学長の承認を得て放送大学で履修することができる仕組みを整えている。

## ＜3＞ 保健医療学研究科

単位については、大学院学則において、授業科目を履修した者には、試験その他学修の評価により所定の単位を与えるものとする。学則に定め、学修の評価は、点数により秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格としている（資料4（3）－4 第27条～第28条）。

各授業科目の評価方法については、シラバスに授業目標や成績評価方法の項目を設けるとともに、評価手段や評価比率を具体的に示している（資料4（3）－6）。シラバスの表記については、教務委員会で客観的な評価方法の検討を指示するとともに、初回授業において成績評価の基準を周知するよう各教員に徹底を図っている。

履修した授業科目の成績評価について、学生は担当教員に対し、口頭または書面により成績確認を行うことができ、教員からの回答に異議がある場合には異議申し立てを行うことができる（資料4（3）－11）。

入学前の既修得単位等については、教育上有益と認めるときは本大学院における履修により修得したのものとして、入学後の他の大学院における学修によるものと合わせて10単位を超えない範囲で、研究科委員会の報告に基づき学長が単位の認定を行うことと定めている（資料4（3）－4 第28条～第29条、資料4（3）－13）。

#### **（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。**

##### **＜１＞ 大学全体**

教育成果を検証する直近の指標として各国家試験の合格率があり、毎年その状況を分析した結果に基づき、次年度の国家試験対策に活かしている。また、卒業生の就業状況については、同窓会の協力を得て平成23年からホームカミングデーを開催するなど、卒業生が専門職者として就業を継続できているかどうかという視点からの評価も行っている。

学内組織であるFD委員会においては、学生による授業評価のアンケートを実施し、結果を教員にフィードバックして授業の質的向上に役立てているほか、教員向けの研修会を企画して計画的に開催しており、開催にあたっては研修毎にアンケートを実施して内容の改善を図っている。

四国の大学で組織する「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」が企画・開催する講座を利用して研修をしており、授業の方法・改善、評価方法、学修評価などに関するプログラムに教員の参加を促進している（資料4（3）-14）。

また、全教員が授業公開に応じており、参観をした場合は、評価シートをもとに授業内容について意見交換を行っている。

##### **＜２＞ 保健科学部**

学生による授業評価は開学以来毎年度、カリキュラム評価（教育目標の達成度を含む）アンケートは平成23年度から毎年実施し、必要に応じて授業内容や授業展開の工夫を行っている（資料4（3）-14 第3章）。その他に、平成26年度には河合塾・（株）リアセックによるPROG調査を後学期末に実施し、これらのデータを基に年間を通じたラーニングアウトカムという視点から、本学初年次教育プログラムの成果と課題について検討を行っており、平成27年度以降も継続して取り組んでいる。

看護学科においては、「看護技術の卒業時到達目標」「学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」の2つのリストを用いて、教育成果の把握を行っている。

「看護技術の卒業時到達目標」のリストは、実習科目ごとに学生の目標達成状況を把握し、個別かつ段階的指導に結びつけ、「学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」のリストは、卒業時にクラス全体の達成度を把握し教育評価に活かすこととしている。平成26年12月の調査結果では75%から87%の達成率であった。達成率が低かった項目は侵襲性が高く、臨地実習などで体験できる機会の少ない項目であり、今後はより一層、学内演習による補完を計画化する必要があることが明らかになった。

このほか、平成25年度から基礎看護学の技術習得や技術特論の評価方法に、学修達成度の客観的評価法としてルーブリック評価法の導入を試みており、ルーブリック評価についての理解を広げるため、関係教員に積極的に情報発信し研修参加を推進している。

教育力向上のための教員の研修会も毎年FD委員会の企画で実施しており、26年度は「小グループ・ペア学習を取り入れた授業デザイン」の研修を行った（資料4（3）-14 第1章）。これまでも「ルーブリック評価入門」、「学生の学ぶ意欲を引き出す授業とは」などの研修を実施している。

また、新任教員に対しても採用年度の早い段階で研修を実施しており、平成26年度は4

名の新任教員に対して、本学におけるFD活動の位置付けと実施計画、SPODプログラムの内容と参加の奨励、学生による授業評価アンケートの実施方法と結果の見方などについて説明している。

### ＜3＞ 保健医療学研究科

平成26年4月に開講した研究科であり、今後、学生アンケートや授業評価の結果を踏まえて、研究科委員会と各関連委員会が連携して課題を検討していく予定である。26年度には「大学院における研究指導のあり方」と題した第1回大学院FD研修会を開催した。大学院に特化した授業評価の内容の検討を研究科委員会とFD委員会が連携して行っていくこととしている。

## 2. 点検・評価

### ●基準4—3の充足状況

講義形式の授業、多様な演習形式の授業、実習をはじめとする学外の保健医療福祉関係組織と連携した学修活動など学部についてはシラバスに基づいて展開している。また、単位認定や成績評価の方法を明示し、授業改善のための教員研修などの取り組みを実施しており、基準を充足している。

研究科については、平成28年3月に1期生4名の修了生を輩出し、単位認定や成績評価、研究指導計画にもとづいた研究指導・学位論文指導については概ね基準を満たしている。しかし、シラバスについては、入学してきた学生の背景やニーズ、学修準備状況が大学院設置申請時に提出した現行シラバスとは合致しない部分が生じていたことから、今後、シラバスの様式も含めて見直しが必要と認識している。

### ① 効果が上がっている事項

#### ＜1＞ 保健科学部

ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習を行い、各学年で少人数教育を実施している。また、医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施している。

### ② 改善すべき事項

#### ＜1＞ 保健科学部

現状でも、学生がある程度効果的な学修ができ、効果的な教育を実施できる体制ではあるが、学外施設での学修活動やグループ学修なども多いため、学生の学修時間確保は重要な課題であると考えている。今後は、学生が自由時間を使って主体的に学修ができるように、eラーニングなどの設備を整えるなど、学生がアクティブに自己学修できる教育方法の導入を検討するとともに、それらを導入した場合の有効活用の方法を検討する。

#### ＜2＞ 保健医療科学研究科

現行シラバスは学部と比べても、大まかな内容しか記載されておらず、学生に提供する情報が不足している。シラバスと実際の授業が一部一致していない現状が見られる。また、

書き方にも不統一な点がみられる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1> 保健科学部

これまでに実施した少人数教育の成果を検証し、ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習を積極的に行い、各学年で少人数教育を充実していく。また、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を引き続き実施する。

#### ② 改善すべき事項

##### <1> 保健科学部

現在の情報ネットワークシステムを整備し、学生がいつでもどこでも学修することができ、タイムリーに指導を受けることができるようなシステムの整備について検討する。

##### <2> 保健医療科学研究科

研究科委員会において、学生に授業内容・方法が伝わりやすくなるようシラバスの様式そのものの見直しを図る。その上で、2年間の実績にもとづき実際とできるだけ一致するようシラバスを立案する。

### 4. 根拠資料

- 4 (3) - 1 愛媛県立医療技術大学学則 (既出 資料1-2)
- 4 (3) - 2 愛媛県立医療技術大学授業科目履修規程
- 4 (3) - 3 平成27年度シラバス (保健科学部・助産学専攻科用)  
(既出 資料1-6)
- 4 (3) - 4 愛媛県立医療技術大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 4 (3) - 5 愛媛県立医療技術大学大学院授業科目履修規程
- 4 (3) - 6 平成27年度シラバス (大学院用) (既出 資料1-9)
- 4 (3) - 7 平成27年度年間授業時間割表
- 4 (3) - 8 平成27年度学生生活の手引き (保健科学部・助産学専攻科用)  
(既出 資料1-5)
- 4 (3) - 9 平成27年度学生生活の手引き (大学院用) (既出 資料1-8)
- 4 (3) - 10 「21カリキュラム評価」に関する調査結果報告
- 4 (3) - 11 愛媛県立医療技術大学成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立てに関する取扱要領
- 4 (3) - 12 愛媛県立医療技術大学既修得単位等の認定に関する規程
- 4 (3) - 13 愛媛県立医療技術大学大学院既修得単位等の認定に関する規程
- 4 (3) - 14 平成26年度愛媛県立医療技術大学FD活動報告書  
(既出 資料3-18)

## 4—4 成果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### <1> 大学全体

保健科学部の教育の成果については、学生への教育目標達成度に関する自己評価アンケート結果、授業評価結果、単位取得状況（成績）、国家試験合格率、臨床現場からの卒業生の評判などから自己点検評価を行っており、現在まで成績不良による退学者はなく、国家試験の合格率も毎年度、高率を維持している。

保健医療学研究科については、平成27年度が完成年度で現在まだ修了生を輩出していないため、教育目標に沿った成果の確認は今後の課題である。

##### <2> 保健科学部

平成24年度から毎年12月に4年次生を対象に実施している「カリキュラム評価」及び教育目標の到達度に関するアンケート結果は、9項目中、すべての項目において、両学科とも95%以上の割合で「身についた」「養えた」と自己評価していた（資料4（4）-1）。

学生による授業評価については、FD委員会において実施しており、講義・演習・学内実習、臨地実習それぞれの授業について評価指標を設けて5段階評価を実施している。

教育目標の成果につながる項目を抜粋すると、平成26年度の評価の全科目平均値は、「自分なりに学習課題に取り組み、達成できた（4.42）」、「総合的にみて実習目標を達成できる実習であった（4.60）」であった（資料4（4）-2 第3章）。

また、保健科学部は、看護学科は看護師、保健師、臨床検査学科は臨床検査技師の養成課程であるが、平成26年度国家試験の合格率は100%であり、高率を維持している。

表4（4）-1 国家試験の合格率

（ ）内は実人数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
看護師	98.3%(59)	100.0%(60)	98.2%(56)	98.4%(61)	100.0%(62)
保健師	93.8%(60)	96.9%(62)	100.0%(63)	95.2%(60)	100.0%(61)
臨床検査技師	90.5%(19)	100.0%(23)	95.0%(19)	100.0%(21)	100.0%(21)
(専攻科)助産師	100.0%(7)	100.0%(5)	100.0%(13)	100.0%(12)	100.0%(9)

臨床現場における卒業生の職場適応状況については、大学からの取り組みではないが、一部の施設からは卒後3ヶ月時点で、近況と評価について所属部署の各管理者からコメントをもらっている。

##### <3> 保健医療学研究科

修了時及び修了以後にどの程度の成果が上がっているかは今後の評価になるが、保健医療機関、地域、行政、教育などの現場において、リーダーとして中心的な役割を果たせる人材の輩出を目指している本大学院の学生は、そのほとんどが地域の医療機関や教育機関で仕事をもっており、今後その目標達成に向けた活動を期待できると考えている。

## **(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。**

### **<1> 大学全体**

学則、大学院学則等に定めるところにより、教授会または研究科委員会の審議を経て、学長が学位授与(卒業・修了認定)を行うこととしている。

### **<2> 保健科学部**

卒業については、学則等に定めるところより、修業すべき年数以上在学し、卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定することとしており、学位については、教授会の意見を聴いて、学長が決定し、看護学科の卒業生には「学士(看護学)」、臨床検査学科の卒業生には「学士(保健衛生学)」の学位を授与している(資料4(4)-3 第37条~第38条、資料4(4)-4 第2章)。

卒業要件等については、学生生活の手引きに記載している(資料4(4)-5 II)。

### **<3> 保健医療学研究科**

修了については、大学院学則等に定めるところにより、2年以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じた修士論文の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定することとしている。

学位については、研究科委員会の意見を聴いて、修士の学位を授与する者を決定することとしている。修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、専攻の区分に応じ、看護学専攻は看護学、医療技術科学専攻は医療技術科学である。

修士の学位を受けようとするときは、修士論文を研究科長に提出する。研究科長は、研究科委員会に審査を付託し、修士論文の審査を行うため設置する論文審査委員会において審査を行う。審査委員会の報告に基づいて研究科委員会で審議を行い、学長に意見を述べることになっている(資料4(4)-6 第37条~第38条、資料4(4)-4 第3章、資料4(4)-7)。

修了要件等については、学生生活の手引きに記載している(資料4(4)-8 II)。

なお、本研究科は初めての修了生を平成27年度末(28年3月)に輩出する予定である。

## **2. 点検・評価**

### **●基準4—4の充足状況**

保健医療学研究科においては教育成果の確認は今後の課題であるが、保健科学部においては、教育目標達成度の学生アンケートや授業評価の結果からも達成度の自己評価は高く、国家試験合格率も概ね95%以上で、教育目標に沿った成果がみられることから基準を概ね充足している。

#### **① 効果が上がっている事項**

### **<1> 保健科学部**

教育目標達成度の学生アンケートの結果が全項目で95%以上の達成率である。授業評価においても、平成26年度の評価の全科目平均値は、「自分なりに学習課題に取り組み、達

成できた(4.42)」、「総合的にみて実習目標を達成できる実習であった(4.60)」であった。国家試験合格率も概ね95%以上で、教育目標に沿った成果がみられる。

## ② 改善すべき事項

### <1> 保健科学部

学生が卒業する段階では、直近の目標である国家試験合格率を維持できているが、卒業生が専門職者としてどのように活躍しているかも重要な教育成果である。今後は卒業時点の学生評価のみならず、卒業生の活躍状況をより密に把握し、教育の成果を評価する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### <1> 保健科学部

今後も国家試験合格に向けた取り組みを継続するとともに、学習効果が高かつ学生の満足度も高い授業の実施に向けて、FD活動を中心とした取り組みを継続していく。

学生の評価を詳細に見ると、主体的な学習を必要とする臨地実習や自己の学修課題への取り組みに対する評価が他の項目より低く、積極的な取り組みを行っていく。

## ② 改善すべき事項

### <1> 保健科学部

卒業生および修了生の活動状況を同窓会や就職先の施設と連携しながら把握し、教育の成果を評価する。また、自己評価以外の達成度を客観的に評価できる方法について検討する。

## 4. 根拠資料

- 4 (4) - 1 「21カリキュラム評価」に関する調査結果報告  
(既出 資料4 (3) -10)
- 4 (4) - 2 平成26年度愛媛県立医療技術大学FD活動報告書(既出 資料3 -18)
- 4 (4) - 3 愛媛県立医療技術大学学則 (既出 資料1 - 2)
- 4 (4) - 4 愛媛県立医療技術大学学位規程
- 4 (4) - 5 平成27年度学生生活の手引き(保健科学部・助産学専攻科用)  
(既出 資料1 - 5)
- 4 (4) - 6 愛媛県立医療技術大学大学院学則 (既出 資料1 - 3)
- 4 (4) - 7 修士論文審査基準
- 4 (4) - 8 平成27年度学生生活の手引き(大学院用) (既出 資料1 - 8)



## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <1> 大学全体

本学では、保健医療の専門職として地域の保健医療福祉に貢献し、各分野の発展に寄与できる医療技術者の養成を目指している。従って、保健科学部及び大学院保健医療学研究科それぞれに学生の受け入れ方針／アドミッションポリシーを定め、入学者選抜要項、一般入試学生募集要項、特別選抜学生募集要項、大学院保健医療学研究科学生募集要項及び大学ホームページに公開することにより、入学希望者に十分な情報提供ができるように努めている（資料5-1～5）。

また、障がいのある学生の受け入れについては配慮規程を設けており、各入学試験の募集要項において、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある者は出願前にあらかじめ相談するよう記している。障がい者用トイレ、エレベーター等は整備済みである（資料5-6）。

##### <2> 保健科学部

保健科学部においては、保健医療福祉に関心があり、本学の教育理念・教育目標に共感し、その達成に向けて主体的に努力できる人を、具体的に求める学生像として学内外に公表し、周知している（資料5-1～3・5）。内容は次のとおりである。

（保健科学部の学生の受け入れ方針／アドミッションポリシー）

本学の教育理念や教育目標に賛同し、地域の保健医療に貢献しようとする人材を受け入れます。受け入れにあたっては、入学志願者の能力および適性等を多面的に判定し、多様な選抜試験を公正かつ妥当な方法で実施します。求める学生像は以下のとおりです。

- ・保健医療に関心をもち、地域社会に貢献する意欲がある人
- ・自己の人間性を育み、他者を尊重する態度を有している人
- ・物事を論理的・多面的に捉え、自分の考えを表現できる人
- ・保健医療を学ぶために必要な基礎学力を身につけている人

また、学部共通の学生の受け入れ方針／アドミッションポリシーに加え、学科別に求める学生像を具体化し、募集要項等により入学希望者に十分な情報提供ができるようにしている。

（看護学科の学生の受け入れ方針／アドミッションポリシー）

看護は、人間の生老病死に寄り添いながらその尊厳と安全を守り、もてる力を引き出していく仕事です。超高齢社会にあつて、看護職は医療機関はもちろんのこと地域・在宅、福祉施設や企業・学校など、多様な場において様々な人々と連携・協働していく役割が求められています。このような社会のニーズに応えられる人材を育成するために、看護学科では、保健科学部として求める学生像に加えて下記のような入学生を求めます。

- ・看護職として地域社会の役に立ちたいと考える人

- ・人々の生き方・暮らし・健康・社会に関心がある人
- ・リーダーシップ・メンバーシップが発揮できる人

(臨床検査学科の学生の受け入れ方針／アドミッションポリシー)

臨床検査は、病気の正確な診断や治療方針を決定するために必要なデータを提供する仕事です。最新の医学を基礎とし、医用機器を駆使した高度な検査を行うとともに、健康増進・予防医学・研究開発の分野でも役割を求められています。このような社会のニーズに応えられる人材を育成するために、臨床検査学科では、保健科学部として求める学生像に加えて下記のような入学生を求めます。

- ・臨床検査技師として、保健医療の分野で活躍したい人
- ・人間の体の仕組みや機能、健康・病気に関心がある人
- ・他者を尊重し、連携・協働していける人

### <3> 保健医療学研究科

平成26年4月開設の保健医療学研究科においては、平成25年度に学生の受け入れ方針／アドミッションポリシーを策定するとともに、学生募集要項や大学ホームページに掲載している(資料5-4~5)。内容は次のとおりである。

(保健医療学研究科の学生の受け入れ方針／アドミッションポリシー)

保健医療学研究科の理念・目的は、看護並びに臨床検査分野の実践者及び大学教育修了者が、修士課程での学位を通してさらに卓越した実践能力・リーダーシップ能力を身につけ、高度専門職業人として保健医療福祉の分野において高度な専門職、教育・研究者として活躍できることを目指しての人材育成である。そのため、入学者は、より高度な専門能力の習得を目指す看護学並びに臨床検査学の実践者、大学院修了後に実践の場で専門的能力を発揮しようとする学部卒業予定者とする。

さらに、開設後の平成27年3月から同科のアドミッションポリシーの見直しを行い、8月の研究科委員会において次のとおりとした。

(保健医療学研究科の学生の受け入れ方針／アドミッションポリシー)

本学大学院の設置理念や教育目的に賛同し、修士課程での学位を通してさらに高度な知識・技術を身につけ、地域の保健医療福祉分野において活躍できる人材を受け入れます。

受け入れにあたっては、入学志願者の能力、意欲および適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で選抜試験を実施します。求める学生像は以下のとおりです。

- ・保健医療分野の管理者・教育者として貢献する意欲のある人
- ・保健医療分野の基礎知識を基盤として、柔軟な発想ができる人
- ・保健医療分野の課題を探究するための論理的思考力を備えた人

研究科共通項目に加えて、各専攻は以下のような人を求めます。  
看護学専攻

- ・看護実践上の課題解決に向けて自ら探究する意志のある人
- ・専門分野における実践能力のさらなる深化を目指している人

#### 医療技術科学専攻

- ・臨床検査を主とする医療技術科学分野の研究基礎能力の獲得を志す人
- ・臨床検査分野の高度な専門知識と技術の修得を目指している人

**(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。**

#### **<1> 大学全体**

学生募集に取り組むための組織として、入試委員会と広報委員会が共働して広報活動を行っている。入学者選抜に取り組む組織として、入試委員会を設置し、学生の受け入れ方針及び各種入試制度の趣旨に沿って、公正かつ適切な学生募集・入学者選抜に取り組んでいる（資料5-7 第2条、資料5-8）。

#### **<2> 保健科学部**

学生募集については、広報活動などに次のとおり取り組んでいる。

大学案内や広報誌「しれい」の発行、大学ホームページの開設を行っており、教育理念、教育目標、教育の特色、教育活動の状況、具体的教育内容などを詳細に紹介するよう工夫を凝らし、最新の情報発信ができるようリニューアルに努め、入学希望者が本学の特色を理解したうえで志願できる状況を整えている（資料5-9～10）。

オープンキャンパスを高等学校および中等教育学校の夏季休業や本学の学生祭などに合わせて年2～3回開催している。模擬講義、模擬実習、キャンパスツアー、個別進学相談などをプログラム化しており、県内外から高校生とその保護者など5年間平均年480人の来学者がある。50人を超える在学生在がボランティアとして参加し、高校生と大学生の交流が図れるよう工夫している。

さらに、県内の高校訪問による進路担当教員への周知活動、各種進学相談会への参加、医療系の進学希望クラスを持つ高等学校への出張講義など広報活動を積極的に展開している。

入学者選抜については、次のとおりである。

平成27年度入学者選抜試験は、一般選抜試験、特別選抜試験（推薦）、特別選抜試験（社会人・留学生）を設け、一般選抜試験では前期日程試験と後期日程試験（後期は看護学科のみ）を行い、幅広い人材を求めている。入学定員については、県民のニーズや医療系志願者増加などの社会背景を起因として、平成25年度から学部定員を80名から100名に増員するとともに、増員に際して県内出身者の推薦枠の人数を24名から36名に増やしている。なお、看護学科3年次編入学は平成23年度で廃止している。

選抜方法については、一般選抜入試は前期日程・後期日程ともに大学入試センター試験を利用した学力試験と本学で実施する個別学力検査を課している。大学入試センター試験については、看護学科では文系、理系双方の基礎学力がバランスよく学習できていることを重視し、5教科5科目を指定している。臨床検査学科は理系の基礎学力を重視し、数学

2科目、理科2科目を含む計5教科7科目を指定している。国語を必須とする以外は、いずれの教科も科目に選択の幅を持たせている。個別学力検査等では、前期日程試験は小論文と面接、後期日程試験（看護学科のみ）は面接による評価を実施している。

特別選抜試験（推薦）では、愛媛県内の高等学校及び中等教育学校を卒業見込みの者を対象とし、看護学科、臨床検査学科ともに入学定員の約4割を募集人数としている。平成25年度からは各校の推薦人数制限の撤廃など推薦要件を緩和し、志願者の増加につながっている。選抜方法は両学科共通であり、面接、小論文、調査書からなる第一次選考を行い、一次選考合格者には第二次選考として、大学入試センター試験科目の中で本学が指定する最終合格基準を課している。

特別選抜試験（社会人）は、看護学科のみで実施しており、出願要件は3年以上の社会人経験を有する者としている。一度社会へ出て働いた経験を持ち、卒業後は看護の分野に就職することを目指す者のための制度である。選抜方法は面接と小論文を課している。学力を確保するため、小論文には英文による出題を含み、面接に比して小論文の配点を高くしている。

入学者選抜にあたっては、愛媛県立医療技術大学入学者選抜試験実施規程を定め、厳正に実施している。入学者選抜試験および管理運営は入試委員会が担当しており、入学者選抜要項や学生募集要項の作成、入学試験問題等の管理、試験監督等役割分担の決定、入学試験の実施、採点の立ち会いおよび集計、成績結果一覧の作成、その他入学試験に関する全ての事項を所管している。入学試験日には学長を本部長とする入学試験場本部を設け、全学教職員の協力の下に試験を実施している。可否については可否判定検討会議で検討し、教授会に付議した上で、学長が合格者等を決定することとしている（資料5-8）。

さらに、入試委員に学部長、両学科長を加えた入学試験評価委員会を設けて、入学者選抜試験の基本方針の検討、学力検査員（作問者、面接者を含む）の選定や問題作成における出題方針・評価基準の検討を行っている（資料5-11）。

入学者選抜試験については、平成27年度は、推薦入試は平成26年11月15日に、一般選抜試験は、前期は平成27年2月25、26日に、後期は平成27年3月12日に実施した。出願倍率については、看護学科は、一般前期3.6倍、一般後期41.0倍、推薦入試3.3倍である。臨床検査学科は、一般前期3.7倍、推薦入試2.8倍である。

各選抜試験の科目の配点や合格基準は可能な範囲で公開しており、入学者選抜試験の結果については大学ホームページにおいて、合格者の最高点、最低点、平均点を公開している。

個人の受験成績については、愛媛県個人情報保護条例に基づき希望する受験成績の総合得点及び総合順位について合格発表の日から1か月間、申請により受験生本人に開示している（資料5-12）。平成27年度入試における開示請求は68件であった。

### **<3> 保健医療学研究科**

平成26年度開設の保健医療学研究科においては、学内教員が協力して病院等の保健医療関係機関を訪問し、大学院の特徴や仕事との両立方法等を説明し、受験生の確保に努めている。大学案内、学生募集要項や広報誌などの紙媒体、本学ホームページによる広報を行

っている（資料5－9～10）。卒業生については、同窓会総会、同窓会誌の活用による情報提供を行っている。

出願を希望する人は出願前に希望する教員に連絡を取り、事前相談を行うこととしている。教員から履修スケジュールや長期履修制度に関する情報提供を行うとともに出願者から希望する研究課題について相談を受けることにより、出願がスムーズに行われ、受験に向けて準備が整えられるよう支援している。また、社会人が在職のまま大学院教育が受けられるよう、大学院設置基準第14条の規定を適用して夜間、土曜その他特定の時間又は時期に開講する授業や集中講義などを行うことや、長期履修制度についても説明している。

募集定員は看護学専攻5名、臨床技術科学専攻3名の計8名であり、入学者の選抜試験については、一般選抜試験および社会人特別選抜試験を実施している。一般選抜試験では英語、小論文、専門科目および面接により総合的に判定しており、社会人特別選抜では専門科目の試験を免除する特別選抜制度を実施している。出願資格は学生募集要項のとおりであり、学士の学位を有しない出願希望者については、入学試験評価委員会を開催して出願資格審査を行っている。なお、社会人特別選抜試験に出願を希望する者は、看護師、保健師、助産師、又は臨床検査技師の資格で通算3年以上の実務経験を有する必要がある。

入学試験は保健科学部と同様の体制で実施しており、入学者選抜に関する業務は、入試委員会が入試問題の作成や採点、入試の準備や運営などの実務を担う体制となっている。入学試験日には学長を本部長とする入学試験場本部を設け、全学教職員の協力の下に試験を実施している。可否については合否判定検討会議で検討し、研究科委員会に付議した上で、学長が合格者等を決定することとしている（資料5－8）。さらに、入学試験評価委員会を設けて、入学者選抜試験の基本方針の検討、学力検査員の選定や問題作成における出題方針・評価基準の検討を行っている（資料5－11）。

入学試験については、平成27年度は平成26年9月20日に実施し、医療技術科学専攻については、入学手続き者が定員に満たなかったため、二次募集を行い平成27年1月17日に試験を実施した。その結果、1名の合格者を加え定員を充足した。

学部と同様に、受験成績の総合得点及び総合順位について合格発表の日から1か月間、申請により本人に開示している（資料5－12）。平成27年度の開示請求は1件であった。

### **（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

#### **<1> 大学全体**

保健科学部の入学者定員に対する入学者比率の5年間平均は1.02であり、収容定員に対する在籍学生比率は1.02である。また、保健医療学研究科の入学者定員に対する入学者比率の平均は1.13であり、収容定員に対する在籍学生比率は1.13である。

#### **<2> 保健科学部**

入学者定員に対する入学者比率の5年間平均は1.02で、看護学科は1.01、臨床検査学科は1.04である。在籍学生数の管理については、定員を若干超過しているものの収容定員に対する在籍学生比率は1.20未満である。平成27年5月現在の状況は次のとおりである。

表 5-1 保健科学部の在籍学生数

	入学定員	収容定員	在籍学生数	B/A
		(A)	(B)	
看護学科	75 人	285 人	290 人	1.02
臨床検査学科	25 人	95 人	99 人	1.04
計	100 人	380 人	389 人	1.02

### <3> 保健医療学研究科

入学者定員に対する入学者比率の平均は 1.13 で、看護学専攻は 1.20、医療技術科学専攻は 1.00 である。在籍学生数の管理については、看護学専攻が定員を超過しているものの収容定員に対する在籍学生比率は 2.00 未満である。平成 27 年 5 月現在の状況は次のとおりである。

表 5-2 保健医療学研究科の在籍学生数

	入学定員	収容定員	在籍学生数	B/A
		(A)	(B)	
看護学専攻	5 人	10 人	12 人	1.20
医療技術科学専攻	3 人	6 人	6 人	1.00
計	8 人	16 人	18 人	1.13

**(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。**

#### <1> 大学全体

入学者選抜試験の実施結果については、毎年度はじめに入学試験評価委員会を開催し、学力検査等に関する基本方針および学生募集要項に定める評価方針に基づき受験生の確保や選抜が行われたか、公正かつ適切に選抜試験が実施されたかを検証している。また、入学者選抜試験の基本方針の検討、学力検査員（作問者、面接者を含む）の選定や問題作成における基本的方針の検討のほか、入学者選抜試験のあり方についての情報収集や問題点の検討を行っている（資料 5-11）。改善が必要な事項については教授会または研究科委員会での審議、重要なものは教育研究審議会での審議に付すこととしている。

入学者選抜試験の運営に関しては、各種選抜試験直後に入学試験業務担当者から意見を聴取し、試験問題等の管理、試験監督等役割分担、受験生対応、採点の立ち会いおよび採点の集計、運営上の問題点を協議・反省し、次回の入学試験に向けた改善策の検討を行っている。

#### <2> 保健科学部

前述のとおり、定期的に検証を行っている。

### ＜3＞ 保健医療学研究科

前述のとおり、定期的に検証を行っている。

## 2. 点検・評価

### ●基準5の充足状況

本学は、教育理念・教育目的の実現に向けて、毎年度、学生の受け入れ方針／アドミッションポリシーの検証を行い、当該方針に基づき、公正な学生募集及び選抜試験を実施している。試験結果の分析・評価は平成23年度に入試委員会において行い、その結果を平成25年度の推薦入学制度の見直しに反映させた。小規模大学であるためアドミッションセンターは設置していないが、選抜試験について定期的に検証を行う体制は整っており、基準を概ね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### ＜1＞ 保健科学部

平成25年度入学生から学部定員を80名から100名に増員するとともに、増員に際して県内出身者の推薦枠の人数を24名から36名に増やした。出願倍率は、一般選抜試験前期日程で約3倍、後期日程（看護学科のみ）で約40倍、特別選抜入試で約3倍を維持しており、県内出身の受験者の確保にも一定の役割を果たしている。

#### ② 改善すべき事項

##### ＜1＞ 保健科学部

入学者選抜については、大学入試センター試験の結果と、小論文や面接等の結果を組み合わせ実施している。高大接続改革のなかで大学入学者選抜については、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入と、各大学における個別選抜の改革が掲げられており、本学の求める学生について、どのような能力をどのレベルで求めるのかを明確にするとともに、適切な評価方法を具体化していく必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### ＜1＞ 保健科学部

広報活動の充実や入学者選抜の改善などに引き続き取り組み、受験倍率の維持や県内出身の受験者の確保を図っていく。

#### ② 改善すべき事項

##### ＜1＞ 保健科学部

現在の選抜方法について、学生の受け入れ方針／アドミッションポリシーとの適合度や、入学時の成績と入学後の学修との関連などを、入試委員会やカリキュラム検討委員会において引き続き検討する。また、新たな制度や他大学の状況、高等学校教育の現場の対応状況などについて、情報収集して学内で課題を共有し、入試委員会を中心に検討を行い、今後の選抜方法について具体化を図っていく。

#### 4. 根拠資料

- 5-1 平成27年度入学者選抜要項
- 5-2 平成27年度一般入試学生募集要項
- 5-3 平成27年度特別選抜学生募集要項
- 5-4 平成27年度愛媛県立医療技術大学大学院学生募集要項
- 5-5 大学の概要 アドミッションポリシー（大学ホームページ）  
<http://www.epu.ac.jp/about/outline/admission-policy.html>
- 5-6 愛媛県立医療技術大学入学試験における身体障害者等受験上の配慮規程
- 5-7 愛媛県立医療技術大学委員会規程（既出 資料1-12）
- 5-8 愛媛県立医療技術大学入学者選抜試験実施規程
- 5-9 平成27年度公立大学法人愛媛県立医療技術大学大学案内（既出 資料1-4）
- 5-10 平成27年度愛媛県立医療技術大学広報誌「しれい」
- 5-11 愛媛県立医療技術大学入学者選抜試験実施要領
- 5-12 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報に関する取扱要領

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

**(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。**

学生支援に関する方針については、公立大学法人愛媛県医療技術大学中期目標の学修支援、生活支援、就職・進学支援の3つの項目について中期計画を策定しており、中期目標及び中期計画の内容は次のとおりである(資料6-1 第2-2、資料6-2 第2-2)。

学修支援については、学生が学修に関する問題を容易に相談できる支援体制を強化する。

- ①入学時のガイダンス及び毎年次の学科・学年別ガイダンスにおける履修指導を充実させる。
- ②クラス顧問の役割を強化し、きめ細かい履修指導を行う。
- ③全教員がオフィスアワーを徹底し、学生からの個別な学修相談に応じられる体制をとる。
- ④学生の自己学修を充実させるための助言体制・環境整備を図る。

生活支援については、学生が心身ともに健康で、安全、安心な学生生活を送れるように、生活・健康相談及び経済的支援等の支援体制を強化する。

- ①学生生活に関する相談窓口として学生相談室の機能を拡充する。
- ②保健管理を担う職員の配置を検討し、学生の心身の健康管理体制を整備する。
- ③交通安全対策や犯罪被害・ハラスメントの防止対策など、学生生活の安全面の支援体制を強化する。
- ④新たな奨学金の開拓に努めるとともに、経済支援体制を強化する。
- ⑤サークル活動、自治会活動、課外活動、ボランティア活動等、自主的な活動を支援する。

就職・進学支援については、学生が希望に沿った就職・進学が達成できるよう相談・支援体制を強化する。

- ①病院からの求人情報に加えて、卒業生から就職・進学活動の体験談や就職後の近況等を積極的に収集し、学生の目線にあった就職・進学コーナーの充実をはかる。
- ②現行の集合教育による就職ガイダンスセミナーの内容を充実させるとともに、就職・進学に関して、きめ細かな個別指導・助言を行う体制を強化する。
- ③県内の医療機関への就職を促進するため、各施設におけるインターンシップや病院見学会への参加を積極的に推奨する。
- ④学生の円滑な就職・進学活動を支援するため、早期から、就職・進学情報や合同就職説明会、卒業生との交流等の情報を提供する。

これらの方針に基づき、各年度の年度計画に沿ってその達成に努めており、学内の教職員を始め、学外の協力も得ながら、学修・健康・生活等の情報を総合的に判断し、学生が安定した学生生活を送れるように支援している。

実施の体制については、学生支援の統括責任者として学生部長の職を設けるとともに学内組織として学生委員会を設けており、同委員会を中心に学生相談室やクラス顧問制度等を通して、全教職員が一丸となって学生支援に当たっている。

学生委員会は学生部長を委員長として、①学生の福利厚生及び保健衛生に関すること、②学生の課外活動に関すること、③学生の奨学資金に関すること、④学生の進路指導に関すること、⑤学生実習時の感染防御及び感染あるいは感染の恐れが生じた際の対応に関すること、⑥感染予防の方策及び感染発生時の対応等に関する学生及び本学教職員への教育及び啓発に関すること、⑦その他学生に関すること、⑧学長が諮問した事項、教授会及び研究科委員会が付託した事項に関すること等を所管している（資料6-3 第2条）。

委員会は毎月開催し、学生支援に係る各種支援の取組について審議を行っている。また、年度末には1年間の活動状況や学生アンケートの結果について検証を行い、次年度の活動に活かしている。

学生相談室は、修学、就職、心理面、対人関係など、学生が抱える様々な問題について相談に応じている。学生相談室は学生部長を室長として、外部カウンセラー1名（心理カウンセラー）及び学内相談員11名（学生委員会委員）が対応している（資料6-4）。

クラス顧問制度は、各学科の1年から4年と専攻科のそれぞれにクラス顧問として教員を2名から4名配置して学生の相談に応じる体制で、学生の学業や学生生活に関して指導または助言を行っている。クラス顧問は学生委員会の下部組織として学生委員会と情報を共有し、学生部長や学科長、外部カウンセラーとも連携をはかりながら学生支援を行っている（資料6-5）。

課外活動への支援については、課外活動は自己の可能性を求め、より多くの教員や他の学科の学生、そして他の大学や団体と交流を深め、豊かな人間性を身につける場ともなることから、あらかじめ定めた基準に適合すると認められる団体について自治会を通じて認定をする制度を設けて、積極的にその活動を支援している。現在、認定されている学生団体は16団体である。

学生の表彰については、規程を設けて積極的に学生や団体を表彰するよう取り組んでいる（資料6-6）。

大学院学生に対する学生支援については、個別的指導体制、健康管理、相談体制、経済的支援体制、研究環境、進路支援等について、学部学生への支援体制を共用しながらも、様々な社会的背景を持つ大学院学生が順調に修学、研究遂行が出来るようなサポートを目指している。指導教員や各専攻の教員が相談・支援にあたり、組織的には学生部長を中心に学生委員会、研究科委員会が役割を担っている。

また、学生の声を学生支援に反映させるために、学生に学生生活に関するアンケートを毎年度実施するとともに、学生部長と学生自治会及び学生との懇談会を適宜行い、学生の声を学生委員会活動へフィードバックして学生支援に生かすようにしている。

## (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

学生の修学支援については、経済的な支援として奨学金制度等の活用支援や授業料等の免除を行うとともに、休学者や退学者への支援としてクラス顧問を中心に組織的な相談体制を設けている。さらに、国家試験対策や補習・補充教育に関する支援、障がいのある学生への支援、大学院学生への支援等を行っている。

奨学金は、日本学生支援機構、地方公共団体、民間の奨学団体その他の奨学金制度を活用しており、学生への周知については、入学前は大学案内等の広報誌や大学のホームページ、オープンキャンパス等により、入学後は入学時のガイダンスや学内掲示板により行っている。在籍学生の約半数が日本学生支援機構の奨学金を受けている。修学資金は、卒後定められた期間に定められた地域や機関に勤務することで返還を免除される制度で、それぞれの学生の出身都道府県や市町村、医療機関や団体等において実施されている。受給を希望する学生には学生部長等が推薦を行って申請をしており、数名が同制度を利用して修学している。

表6-1 日本学生支援機構奨学金の利用状況（平成26年度） 大学院生の利用者なし

	在学生数	貸与人数	利用率
保健科学部	370人	182人	49.2%
助産学専攻科	9人	3人	33.3%
計	379人	185人	48.8%

表6-2 その他奨学金の利用状況（大学の推薦を要するもの）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
貸与	都道府県等看護職員修学資金			1人		2人	
給付	民間財団等の奨学金	3人	4人	2人	3人	4人	推薦枠がある

授業料等の減免については、前期分と後期分について申請を年2回受け付け、平成26年度は前期3人、後期5人の延べ8人について免除した。奨学金や授業料減免等の制度運用にあたっては、規定に基づいて厳正な方法で募集、審査、推薦を行っている。

留年者、休学者および退学者の支援については、クラス顧問が、きめ細やかな相談・指導にあたっており、担当する学生の修学の状況を把握している。必修科目の単位未修得等により学年が据え置きとなった学生には、面談のうえ学修に関する助言やその必要に応じた支援を行っている。休学、復学、退学の事例については、クラス顧問のほか、必要に応じて学科長、専攻科長、学生部長、保護者を交えて面談を行い、本人および保護者の意向を確認して、双方が納得できるよう話をしている。病院との連絡・調整、保護者との連絡調整についても丁寧に行っている。学生から提出された届出は、さらに教授会で審議したう

えで最終的な決定を行っている。保健科学部の平成26年度の休学者および退学者はなく、助産学専攻科の平成26年度の休学者は1人、退学者は1人(休学者と同一学生)である。

国家試験対策および補習・補充教育に関する支援については、本学は看護師、保健師、助産師、臨床検査技師という医療専門職の養成を行っていることから、それぞれの国家試験の合格が重要課題であり、そのためにクラス顧問が中心となって国家試験の出題状況などの分析等の国家試験対策を行い、全国規模の模擬試験の機会を提供するとともに、それらの結果の分析を行って、看護研究および卒業研究を担当する教員から個々の学生に対しての細やかな国家試験対策指導を行っている。

また、クラス単位や進路の状況に応じて補講等を企画し行っている。さらに、すべての教員がオフィスアワーを中心に、学生からの質問や必要な補充教育等に随時答えられる体制をとっている。

障がいのある学生への支援については、本学の建造物は完全なバリアフリー構造ではないが、エレベーター、障がい者用トイレ等を設置しており、軽度の障がいには十分適応できる構造にある。障がいや疾病等で修学上特別な配慮が必要となる学生については、クラス顧問や学生部長、学科長等が必要に応じて学生や保護者と面談して、その支援体制について話し合い、学科会や教授会等を通じて教職員に情報の共有を行っている。

大学院学生への修学上の支援については、本学では、臨床・臨地経験等を積んだ後に入学するものが多く、ほとんどが仕事を継続しながら修学している。そのために学業と仕事の両立が課題であるが、指導教員が研究指導とともに履修指導も行っており、大学院学生が無理のない修学が出来るように長期履修制度等も積極的に活用されている。また、指導教員は、学生の健康状態への配慮や進路・就職活動など生活全般についてもアドバイスしている。奨学金や授業料免除制度等の経済的支援については、学生部長より研究科委員会を通じて各指導教員に情報提供を行い、大学院学生にはガイダンスや掲示板を通じて情報提供を行っている。留年者、休学・復学・退学等については、研究科長が全体を把握するとともに研究科委員会で最終的な決定を行うが、開設後1年余で該当者はいない。また、学生委員会で学生アンケートを年一回実施して学生の修学状況や大学への要望の把握に努めている。

### **(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。**

学生の心身の健康保持のための保健室や学生相談室を設けている。また、実習時の感染防御マニュアルを作成して全学生に配布し、内容についてガイダンス等で周知している。

交通事故防止や防犯に関する講演や実習も近隣の警察署に協力を得て行っている。近年、学生がよく利用しているツイッターやフェイスブックといったSNS (Social Network Service: ソーシャルネットワークサービス) などの利用や情報管理についての注意喚起と専門家によるガイダンスを行っている。

ハラスメント防止に関しては、公立大学法人愛媛県立医療技術大学ハラスメント防止規

程（資料6－7）を定めて対応しており、学生・職員からの各種ハラスメントの相談窓口として相談員を設置している。

さらに、ハラスメントをなくすために教職員が認識すべき事項についての指針（資料6－8）を定め、ハラスメント講習会の実施等を通じて教職員のハラスメントに対する意識を高めている。ハラスメントとして対応する場合には、理事長により、ハラスメント調査委員会が設置される体制としており、学内での問題解決が困難な場合には人権擁護委員会等の外部相談機関への相談も可能である。

新入生ガイダンスや学年ガイダンスのとき、あるいは学生委員会による定期刊行物を通じて、学生や保護者にもハラスメントや相談員に関する情報を提供している。また、愛媛県男女共同参画センターの協力を得て、男女交際で発生するデートDVやストーカー被害防止に関するガイダンスも行っている。

学生の活動は、学生自治会を中心として、その下に学内サークルや学生祭実行委員会などがある。自治会は、保護者による後援会費より支給された助成金と、自治会自らが学生から集めた自治会費を原資としており、そこから自治会独自の活動や、学内サークルや学生祭に関する助成を行っている。サークルに関する平成26年度の予算額は60万円である。本学に16あるサークルのうち7つのサークルから助成金の申請があり、自治会が取り決めたルールに則って自治会によって配分されている。

自治会主催の球技大会や学生祭、周辺の道路を清掃するクリーンアップ大作戦などのイベントには学生委員会が中心となり、教職員も参加して学生の課外活動を支援している。

また、サークル活動等で顕著な成績を残した学生や団体に対して、次表のとおり表彰を行っている。

表6－3 学生表彰の状況

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
学長表彰（成績優秀者）	2人	2人	2人	2人	2人	
学部長表彰		2人	1人	1人	1人 1団体	
学生部長表彰		1団体	1団体	2団体	1人 1団体	

#### （4）学生の進路支援は適切に行われているか。

本学の特性上、学生は看護師、保健師、助産師の看護専門職および臨床検査技師への就業を目的に入学してきているため、学生の就職および進学等の指導については、学生の希望が実現できるような指導体制を準備して必要な事業や催しを行っている。

3年次後期に就職セミナーを行っており、就職に関するマナーや履歴書の記入方法、面接時の注意や労働基準法などの法令等の情報に加えて、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師のサブスペシャリティを意識したそれぞれの就業先による就業内容の違いについて

言及し、就業後および将来のキャリアデザインがイメージ出来るようなセミナーを心掛けて行っている。

また、ホームカミングデーを開催して、各専門職として活躍中の卒業生に本学に帰学してもらい、その場で、卒業生による講演や、学生との交流会を通して、生きた情報の提供に努め、学生の就職・進路支援に役立てている。

就職・進学等に関する指導については、クラス顧問が主要部分を担っている。具体的な就職進路指導は3年次後期の就職セミナーから開始され、クラス顧問は3年次から持ち上がりとする事で、継続的な就職・進学指導を可能としており、4年生のガイダンスではより具体的な就職・進学に関するガイダンスを行っている。

平成26年度卒業生の就職希望者就職率は100%で、その内訳は次表のとおりである。

表6-4 平成26年度卒業生の進路

進路		学科等	看護 学科	臨床検査 学科	助産学 専攻科	計
就職	県内	愛媛県立病院	9人	0人	3人	12人
		愛媛大学医学部附属病院	6人	0人	0人	6人
		独立行政法人（国立病院機構他）	2人	0人	0人	2人
		松山赤十字病院	7人	0人	0人	7人
		市町、市町立病院	4人	2人	0人	6人
		その他の病院、施設	6人	7人	2人	15人
		小計	34人	9人	5人	48人
	県外	都道府県・都道府県立病院	0人	0人	0人	0人
		大学病院	7人	0人	0人	7人
		独立行政法人（国立病院機構他）	7人	0人	0人	7人
		市町村、市町村立病院	2人	0人	0人	2人
		その他の病院、施設	7人	10人	3人	20人
		小計	23人	10人	3人	36人
	計		57人	19人	8人	84人
進学		5人	2人	0人	7人	
その他		0人	0人	0人	0人	
合計		62人	21人	8人	91人	

学生への就職・進学等の情報の提供については、就職情報資料の閲覧コーナーを学生ホールに設置するとともに、ホームページの学生専用ページに就職情報を掲載することにより行っている。さらに、卒業生からの採用情報提供資料もファイリングして先述の就職情報資料閲覧コーナーに配置している。就職統計データの整備については、事務局教務学生グループが担当し、結果について学生委員会で評価を行い、全教職員および学生に周知されるとともに、次年度の就職・進学支援に活用している。

大学院生については、平成26年度に一期生が入学したところであり、現在はまだ修了生はいない。また、在籍中の学生のほとんどが社会人として職を持ったままで入学しており、新規の就職先を希望する学生がほとんどいないのが現状である。就職を希望する学生に対しては、指導教員が中心となって大学院生の希望に応じた就職について主として大学院生の背景や研究内容に見合った職種を選択できるように個別相談に応じるようにしている。

## 2. 点検・評価

### ●基準6の充足状況

学生支援に係る目標を定め、学生委員会を中心とする支援組織を設け、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送り、学生が希望する進路選択が出来るよう、学生支援を行っている。さらに有効な支援を行っていくには、現在行っている学生アンケートに加えて、学生の実像をよりの確に把握するための学生生活に関する詳細な実態調査等を実施することが有効と考えられるが、現在もきめ細やかな支援体制が十分に機能しており、同基準を概ね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

(学生相談)

学生相談に関する制度の整備や広報を進めた結果、メンタルな健康課題を抱える学生が、その健康問題の解決のための手段として学内相談員やクラス顧問に相談することが増え、早期に学生相談室を利用することができるようになった。学生にとって学生相談および学生相談室を利用することは特別なことではなくなり、教職員も問題に応じて効果的に学生相談室の利用を勧めることが出来るようになった。その結果、学生の休学や退学者数は減少傾向にある。

表6-5 平成26年度学生相談室利用状況

相談者数 (実数)				延べ回数			
学生	教職員	保護者	合計	学生	教職員	保護者	合計
5人	1人	1人	7人	20回	1回	1回	22回

表6-6 休学者数および退学者数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
休学者数	2人	6人	11人	9人	1人
退学者数	2人	1人	4人	3人	1人

(年度に学籍異動のあった者の延べ人数。同一学生が休学後同一年度内に退学となった場合も各1人計上。平成24～26年度は助産学専攻科の休学者・退学者各1名を含む。)

(課外活動)

学生の自治会活動については、学生数が増加したことや、経験知が伝承されていること、学生委員会と自治会の共催事業などを積極的に行ったことから、学生が主体的に学生祭や様々な活動を計画し実行できるようになった。サークルの数が増え、地域社会でのボランティア活動への参加人数が増えている。

表6-7 サークル数、ボランティア参加者数の状況

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
運動系サークル数	7	8	8	8	9	
文化系サークル数	8	5	5	5	6	
サークル数計	15	13	13	13	15	
ボランティア参加者数	—	—	—	133人	197人	

(学修・進路支援)

学修・進路支援については、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師の国家試験に対する補講や模擬試験等を通じたクラス顧問や研究指導教員による様々な支援により、常に高い国家試験の合格率となっている。また、就職や進学に関する支援体制により、就職内定率100%を維持できている。

## ② 改善すべき事項

(保健管理)

学生相談室の運営などメンタルな健康課題についての対応が進んでいるが、保健管理については、実習先病院から各種の予防接種や各種抗体の有無の確認を求められるようになるなど、従前より徹底を図っていく必要がある。

(他学との交流や国際交流)

本学の学生は必修科目が多く時間割上余裕がないこともあり、他学との交流や国際交流の機会が少ない。海外留学や海外研修など学生の国際化にも対応していく必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

(学生相談)

学生の健康管理、修学、生活支援について、学生の状況や本学の支援体制についてFD研修や学科会等を通じて学科や教員間の情報共有をより一層行い、学生相談室のさらなる活用と学生へのよりよい支援を図る。

退学に関しては、大学全体で割合が特に高いわけではないが、学生にとっては重大な問題である。学生の進路迷い等による休学・退学については、入学後の修学の問題に加えて、学生が抱えている将来の職種と実際に入学した学科での学びを通じた大学生活や将来の現実とのギャップが原因のケースもあると考えられるため、そのギャップを埋めるための改

善等について検討を進める。

#### (課外活動)

課外活動が安全に行われるために課外活動における事故防止に関するガイドライン等の整備を行い、各サークルに周知徹底させるとともに、学生やサークル自身の安全管理に関する意識の向上を促す取り組みを行う必要がある。また、後援会の協力のもと、サークル助成金の適正配分と増額等を通じてより活発なサークル活動を促す。

#### (学修・進路支援)

新たにe-learningシステムの導入を進め、学生の自発的学習を促進するなどの学修支援を充実させるとともに、学年進行に伴う新たな学修課題に取り組む中であっても、既修学修内容の知識の定着化を図り、早期からの国家試験対策へと繋げる。また、就職・進路支援については、学生が低学年から自身のキャリアデザインを意識し、就職や進路について情報をより一層得やすくなるよう、既存の取り組みをさらに発展させ、大学院生との交流会やキャリアデザインに関する講習会等を行っていく。

## ② 改善すべき事項

#### (保健管理)

保健室の運営や保健管理を担う専門の職員の配置など、保健管理の組織体制などについて運営委員会や学生委員会で引き続き検討し、学生の保健管理の一層の充実を図っていく。

#### (他学との交流や国際交流)

他学との交流を積極的に促す取り組みとともに、本学主催の海外留学や海外研修などの制度の整備を進める。渡航費用等を大学から助成することを検討し、学生の中にある潜在的な留学希望を刺激して留学や研修の実現を図るとともに、アジアや欧米、オセアニアなどに信頼しうる研修先や協定先をもつことも検討していく。

また、海外渡航にあたっての学生の安全を守るために、学生委員会を中心とした国際交流に関する大学の支援体制について整備を図るとともに、危機管理の体制整備を図っていく。

## 4. 根拠資料

- 6-1 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標 (既出 資料1-13)
- 6-2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画 (既出 資料1-14)
- 6-3 愛媛県立医療技術大学委員会規程 (既出 資料1-12)
- 6-4 愛媛県立医療技術大学学生相談室運営規程
- 6-5 クラス顧問に関する申合せ事項
- 6-6 愛媛県立医療技術大学学生表彰規程
- 6-7 公立大学法人愛媛県立医療技術大学ハラスメント防止規程
- 6-8 ハラスメントをなくすために教職員が認識すべき事項についての指針



## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関する方針については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標において、大学の教育研究等の質の向上に関する目標として次のとおり定めている。

教育・学修環境の整備・充実に関しては、「良好な学修環境を提供し、学生の学修意欲を喚起するため、図書館の機能を整備・充実させるとともに、学生の学修・実習等のための施設環境を充実させる」。

研究に関しては、「質の高い研究成果の産出に向け、教員の研究能力の維持・向上に向けた研鑽の機会を確保するとともに、自己評価及び研究的評価のためのシステムを整備し、保健医療福祉の分野に関する基礎的な研究に加え、社会に還元でき国際学会にも通用する学術的研究成果を産出する」、「保健医療福祉の分野に関する社会の要請に応える多様な研究成果を産出するための体制を構築し、学際的な研究活動の推進を通して、組織的に研究活動の活性化を図る」（資料7-1 第2）。

さらに、中期計画において、次のとおり定めている。

教育・学修環境の整備・充実に関しては、

- ①専門図書の充実を図り、利用者の要望に応える。
- ②利用者の利便性を考慮し、図書館の利用時間延長、休日開館について検討する。
- ③学術情報検索・電子ジャーナル及び文献請求システムの積極的な活用を推進する。
- ④学修環境を良好に維持・確保していくため、講義室や演習室等の計画的な整備を検討する。

研究に関しては、研究水準の向上について、

- ①看護学、臨床検査学の基礎的研究を推進する。
- ②国際的な動向を視野に入れた研究を推進するとともに、国際学会に参加し研究成果の発表等を通して学術的交流を図る。
- ③各学科・各講座を基盤とする研究組織及び教員個々の研究活動状況、研究の水準を定期的に自己評価するとともに、組織的に評価し、その結果を各教員へフィードバックするシステムを構築する。
- ④質の高い研究成果の産出に向け、研究活動、研究の水準向上に資するFD活動を企画・運営するとともに、学外で開催される研修会も活用したFD活動を推進する。
- ⑤研究の多様化、研究水準の向上に向け、大学院の設置を検討する。

研究活動の活性化については、

- ①看護学、臨床検査学などの学問領域を越えた学際的研究を推進する。
- ②教員自身が研究能力を自己評価するとともに、他者評価を受ける機会を確保する。
- ③研究活動の活性化に向けた学内研究費の配分・外部資金の獲得方法を検討する。
- ④教員の研究能力の維持・向上に資する活動の支援に向け、国内外の研修会への参加機会の確保、人材の活用などに取り組む。
- ⑤研究活動を支える研究用スペースの確保、研究機器の整備などについて検討する。
- ⑥科学研究費をはじめとする外部資金の獲得に向けたFD研修会を実施する。

などとしている（資料7-2 第2）。

## （2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学の施設は同一敷地内にあり、校地面積は30,737㎡で、校舎面積は15,490㎡である。本学の学部収容定員は380人で、設置基準上必要校地面積は3,800㎡、また、設置基準上必要校舎面積は5,669㎡であり、それぞれ規準を満たしている。講義室・演習室・学生自習室の総数は62、その総面積は4,893㎡である。

主な建物は、管理棟、図書館、本館（南棟・北棟）、別館、福利厚生棟、体育館及びサークル棟で、構造は鉄筋コンクリート造りである。エレベーター、障がい者用トイレ、車椅子、自動体外式除細動器（AED）、屋内消火栓箱、防火戸、粉末及び強化液消火器、避難用昇降機、防災備蓄用倉庫等を設置している。

表7-1 主な建物の概要

区 分		面 積 (㎡)	用 途
管理棟		1,026.74㎡	学長室、学部長室、事務局長室、事務室、会議室、保健室、学生相談室
図書館		752.00㎡	図書室、書庫、グループ学習室、個人学習室、AVコーナー、ブラウジングコーナー
本館	南棟	3,769.42㎡	講義室、演習室、実習室、実習準備室、更衣室、教員研究室、学生ホール、学生自習室
	北棟	5,486.19㎡	講義室、演習室、実習室、実習準備室、更衣室、情報科学演習室、教員研究室、地域交流センター
別館		2,802.68㎡	講義室、ゼミナール室、大学院生室、共同実験室、地域交流センター多目的室、研修室、更衣室、会議室、図書館第2書庫、防災備蓄用倉庫
福利厚生棟		232.65㎡	書店、食堂
体育館（兼 講堂）		888.50㎡	
サークル棟		290.35㎡	サークル室、シャワー室
その他		242.65㎡	
合計		15,491.18㎡	

施設等の管理については、総括管理責任者である理事長（学長）が、各室等の管理責任者を指定し、管理責任者が物品の管理や火災予防、施設等室内の秩序維持を行う体制を整えている（資料7-3 第4条）。

また、学内施設の改修・修繕などについては希望調査も行い、優先度に応じて、図書館視聴覚機器の整備、基礎看護実習室の修繕、情報科学演習室・講義室のパソコン更新、講義室プロジェクター更新、別館へのLANケーブル敷設およびネットワーク環境の整備、講義用音響設備の修繕、別館講義室へのパソコン・プロジェクター配備、学部学生の定員増に対応するための机、椅子の補充および更衣室の改修、小動物室の空調機器の修繕、食堂設備の改修、トイレの洋式化、地震等災害に備えた校舎窓ガラスの落下防止フィルムの貼付、全館の冷暖房を行う吸収式冷温水機の更新などを行い良好な学修環境の保持・整備に努めている。

近年、自主的学修（アクティブラーニング）のために、多くの大学で図書館にラーニング・コモンズの設置を行っている。本学では現時点でラーニング・コモンズは設置されていないが、それに相当するものとして、講義のない時間帯に演習室を学生に開放するとともに、平日夜間と土曜日の学生の自主的学修に対応するため、図書館開館時間に合わせて隣接する講義室を職員の管理のもと学生に開放を行い学修場所の提供を行っている。

### （3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館は、本館の南棟と北棟を結ぶ中央部3階に位置し、看護学科・臨床検査学科の学生が立ち寄るのに利便性が良い位置に設置している。閲覧座席数は74席で、収容定員の約18%の閲覧座席数を備えているものの、定期試験期間等には、閲覧座席が不足する場合がある。限られた図書館スペースで、どのようにして閲覧座席数を増やすかということについては検討中である。また、グループ学習室1室、個人学習室2室、AVコーナー、ブラウジングコーナーも設けている。

大学設置基準で求められているレファレンス・ルームについては、独立した部屋ではないものの、図書館の入り口付近にレファレンス・コーナーとしてインターネットに接続可能なパソコンを設置し、図書館内の蔵書検索、文献検索用データベースの使用が可能となっている。これらの利用方法、資料の検索等に関しては、近くに職員カウンターがあり、図書館職員がレファレンスサービスを行える体制を整えている。また、設置基準で求められている図書・資料の整理室および書庫は、図書館事務室と接続した4階にあり、さらに将来的な蔵書の増加を考え、平成25年度より別館に第2書庫を設置し、使用頻度が低い図書・資料等を所蔵している。なお、セキュリティ対策として、平成26年度より防犯カメラを設置している。

運営については、図書館長を委員長とする図書・学術委員会で図書館運営に関する協議を行うとともに、図書館改善のためのアクションプランを作成するなど改善策の検討を行っている。日常業務は、常勤の司書1名と5名の臨時職員で運営している。司書は、平成24年度までは愛媛県立図書館出向者であったが、平成25年度から専任職員を雇用し、サービスの充実・向上を図っている。また、学生協働の観点から平成27年度には「学生図書館サポーター制度」を立ち上げ、図書館業務への協力だけでなく、意見を聴いて図書館の運営改善の一助としている。

#### （開館時間）

学生の学修環境充実のために開館時間の延長・休日開館に取り組んでいる。平成22年度

から学内者を対象に夜間 21 時までの開館を開始するとともに、平成 26 年度からは、平日 9 時から 21 時まで、土曜日 9 時から 17 時までの開館延長を行い、夜間、土曜日にも講義を行う大学院の開設に対応した。本学の施設は、図書館への入館を可能とすると施設のすべての場所に立ち入ることができる建物構造となっているため、教職員・学生の安全などセキュリティを考慮し、学外者については土曜日の利用は認めず、平日夜間の利用は 18 時 30 分までとなっていたが、平成 27 年度からは、地域に開かれた図書館、地域貢献の観点から、防犯カメラの設置、図書館職員の増員等によりセキュリティ確保を行い、学外者も学内者と同じ時間帯での利用を可能とすることとした（資料 7-4）。

なお、日曜・祝祭日等の休日開館、深夜まであるいは 24 時間の開館を希望する意見もあるが、職員の確保や夜間のセキュリティの問題等もあり対応していない。

#### （図書館資料の整備状況）

図書および資料の収集方針として、学部学生、大学院生の教育・学修に有益であることを最重要視している。本学は看護師、保健師、助産師、臨床検査技師といった医療職教育を行っており、医療の分野は日進月歩であるため、古くなった図書・資料は一部の歴史的価値を持つもの以外は除籍し、新しい図書・資料との買い替えを積極的に行っている。

選書については、学部の各講座、大学院研究科の各専攻の教員に、前期と後期の 2 回、学生にとって必要性の高い図書の推薦依頼を行うとともに、司書による選書を行っている。また、学生自身が必要と感じる図書を購入する目的で、平成 25 年度から松山市内の大型書店で学生による選書（ブックハンティング）を年 1 回開催し、平成 26 年度からは図書館に選書ボックスを設置して学生の希望による選書も行うようにした。

平成 26 年度末における図書・資料収集状況については、図書冊数は 73,231 冊、分野別に冊数をみると、全蔵書数の 50% を医学および看護学の分野で占め、特に看護学の分野の図書が充実しており、また関連分野として福祉関係や心理学などの図書も収集している。

表 7-2 図書の分野別冊数

	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	医学	看護学	合計	洋書(内)
平成21年度	14	21	42	121	64	31	8	30	19	47	474	334	1,205	13
除籍	0	0	1	0	38	12	0	0	1	0	502	3	557	125
累計	2,061	2,615	1,773	10,545	6,748	2,237	408	2,024	1,874	4,510	26,435	12,375	73,605	5,411
平成22年度	20	47	21	214	39	26	1	28	25	33	621	392	1,467	16
除籍	0	0	0	24	167	0	0	0	0	0	542	4	737	731
累計	2,081	2,662	1,794	10,735	6,620	2,263	409	2,052	1,899	4,543	26,514	12,763	74,335	4,696
平成23年度	19	31	14	207	26	37	4	33	11	23	533	394	1,332	99
除籍	0	0	0	2	12	26	0	0	0	0	431	260	731	29
累計	2,100	2,693	1,808	10,940	6,634	2,274	413	2,085	1,910	4,566	26,616	12,897	74,936	4,766
平成24年度	13	39	41	179	23	47	6	17	16	17	576	384	1,358	90
除籍	613	21	147	783	377	246	59	15	75	6	1,066	346	3,754	239
累計	1,500	2,711	1,702	10,336	6,280	2,075	360	2,087	1,851	4,577	26,126	12,935	72,540	4,617
平成25年度	7	25	3	109	35	14	0	4	12	22	438	309	978	21
除籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累計	1,507	2,736	1,705	10,445	6,315	2,089	360	2,091	1,863	4,599	26,564	13,244	73,518	4,638
平成26年度	24	31	9	191	49	28	11	45	9	52	627	347	1,423	28
除籍	72	33	5	69	286	10	0	0	18	20	407	790	1,710	11
累計	1,459	2,734	1,709	10,567	6,078	2,107	371	2,136	1,854	4,631	26,784	12,801	73,231	4,655

雑誌は、看護学・医学の国内雑誌を中心に、約 1,000 タイトルの雑誌を所蔵している。図書館用として、現在 82 タイトルを購入しており、その他は紀要など寄贈によるものである。雑誌の内容では、国内の看護学雑誌は、誌数・バックナンバーともに充実し、また全

国の看護系大学・短期大学の紀要も多く収集している。このため、学内はもとより県内外の看護関係の方々から多くの利用がある。

視聴覚資料は、平成22年度116点、23年度と24年度は45点、25年度40点、26年度63点と毎年追加購入し、DVDソフトを主に平成26年度1,491点を所蔵している。内容的には、医学系、看護系に加えて介護に関するものも収集している。

(学術情報の処理・提供システムおよび電子情報の整備状況)

館内に情報検索端末用パソコンを5台設置し、さらに、情報検索が可能な貸出用ノートパソコンを5台保有している。これらのパソコンでは、OPAC (Online Public Access Catalog) による蔵書検索が可能なほか、「医学中央雑誌」「JDream3」「CiNii (サイニー)」「メディカルオンライン」「最新看護索引」「CINAHL with Full Text」「Medline with Full Text」「PubMed」「Google Scholar」などのデータベースの利用提供を行っている。

データベース等の使用状況については、特にメディカルオンラインや、MEDLINE with Full TextやCINAHLwith Full Textの使用頻度が最近増加している。

表7-3 学術検索数

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
医中誌	アクセス数	26,379	10,105	11,275	13,317	14,949	19,041
JDream	アクセス数	1,132	1,920	4,062	2,460	1,969	3,698
CiNii	アクセス数	6,371	7,274	9,414	7,138	5,175	4,711
メディカルオンライン	ダウンロード数				2,917	4,025	6,166
最新看護索引Web	ログイン数				444	395	409
MEDLINE with Full Text	アクセス数	510	1,225	1,317	820	504	1,052
CINAHL with Full Text	アクセス数	366	472	1,274	552	461	1,034
Science	ダウンロード数						33

その他、ILL システム (図書館間相互貸借システムNACSIS-ILL: Inter-Library Loan) を利用し、参加機関と文献複写及び相互貸借の相互協力を行っている。ILLの受付件数はやや減少傾向にあるが、依頼件数は大学院が開設された平成26年度は増加している。

表7-4 ILLの受付・依頼件数

	受 付								依 頼							
	NACSIS-ILL				FAX等		受付計		学 生		院 生		教職員		依頼計	
	相殺		非相殺		文献複写	図書貸出	文献複写	図書貸出	文献複写	図書借受	文献複写	図書借受	文献複写	図書借受	文献複写	図書借受
	文献複写	図書貸出	文献複写	図書貸出	文献複写	図書貸出	文献複写	図書貸出	文献複写	図書借受	文献複写	図書借受	文献複写	図書借受	文献複写	図書借受
H21	3,424	0	18	0	882	1	4,324	1	132	0			258	11	390	11
H22	2,414	2	11	0	380	0	2,805	2	258	0			238	13	496	13
H23	2,356	4	20	0	410	0	2,786	4	226	0			526	9	752	9
H24	2,327	2	26	0	455	1	2,808	3	194	0			426	6	620	6
H25	1,823	8	3	0	292	0	2,118	8	119	0			148	1	267	1
H26	1,665	3	2	0	356	0	2,023	3	209	0	40	0	550	8	799	8

大学院開設に合わせて、研究用の電子ジャーナルの整備にも努め、平成26年度から27年度にかけて、新たに「Science」をはじめとする7種の電子ジャーナルの購入を開始した。

また、大学院生用の講義室・演習室、大学院生室のある別館についても、ネットワーク環境の整備を行い、文献・資料検索・電子ジャーナル閲覧を可能とした。

その他、図書館においては本学のサーバーを介するインターネットへの接続は上記の情報端末、貸出用ノートパソコンで行うことができるが、それに加えて平成26年度からフリーWi-Fi環境も整備し、学生の個人用パソコンやタブレットでもインターネットへの接続を

可能とした。

#### (学修支援)

入学時に図書館長と司書が図書館の使用方法についてガイダンスを行っている。その後、学部各学科、大学院各専攻の学修内容や進行に応じ、2年生の「研究の基礎」の教育協力の一環として文献検索システム利用、「卒業研究」を行う4年生と助産学専攻科学生を対象とした高度な文献検索システムを含めたフリージャーナル検索、ダウンロードについての講習などを図書館職員が行っている。

また、「CINAHL with Full Text」「Medline with Full Text」については、EBSCO社より社員を派遣してもらい、教員、大学院生を対象とした講習会を行っている。

#### (地域貢献)

地域社会に開かれた図書館を目指し、前述のとおり平成27年度から地域の医療関係者や一般の学外者に対しても、平日利用時間、土曜日入館、文献検索等について、学内利用者とはほぼ同じ対応が出来る体制を整えた。平成26年度の学外利用者登録人数は169人であるが、今後増加が見込まれる。

#### (利用状況)

図書館入館者数は、平成22年、23年をピークとして減少していたが、開館日数の増加、開館時間の延長等の様々の取り組みの結果、平成26年度は上昇に転じている。

表7-5 図書館入館者数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入館者総数	44,830人	44,802人	37,768人	37,928人	43,494人
1日平均入館者数	196.6人	191.5人	160.7人	161.4人	162.3人
開館日数	228日	234日	235日	235日	268日

館外への図書貸出数についても、平成22年度をピークに減少していたが、平成26年度は増加している。平成26年度は、1日平均約160名の入館者があり、学生一人あたり年30冊の貸出が行われ、全国大学図書館の平均約10冊と比較すると、本学の図書館が学生に比較的良く利用されているものと考えられる。しかし、年次推移をみると、図書の貸出数については年々減少傾向にあるため、今後さらに、学生にとって必要な書籍を揃え、学術情報の提供、学習の場の提供をすることで、図書館利用者の増加を図っていく必要がある。

表7-6 貸出冊数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸出人数	9,943人	9,106人	8,631人	7,277人	7,947人
貸出冊数	16,517冊	15,462冊	15,100冊	13,188冊	13,454冊
学生一人当たり年間貸出冊数	42.7冊	38.8冊	37.7冊	36.1冊	29.4冊

#### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

##### (教育用施設・設備)

本学の教育用施設は(2)で記述のとおり本館と別館で構成しており、本館の南棟と北棟に、小講義室8室(66~103 m<sup>2</sup>)、中講義室3室(126~156 m<sup>2</sup>)、大講義室1室(209 m<sup>2</sup>)を設けている。これらの講義室は主に学部学生が講義・演習等に使用している。実習は専門職養成には不可欠であるため、看護学科・臨床検査学科合わせて実習室15室(51~281 m<sup>2</sup>)、実習準備室12室(23~103 m<sup>2</sup>)、更衣室5室(16~48 m<sup>2</sup>)を設けている。情報科学演習室(149 m<sup>2</sup>)にはコンピュータ53台、プリンター3台を設置しており、講義以外の時間帯は学生が常時利用している。また、演習室6室(32.3~51 m<sup>2</sup>)を設けており、学生がグループ学習等に利用している。開放的な学生ホール(150 m<sup>2</sup>)や学生自習室(49 m<sup>2</sup>)を南棟に設けており、多くの学生が休息、交流その他に利用している。エレベーターや障がい者用トイレ、スロープなどを設置しており、障がい者に対応している。

別館には、大講義室1室(214.2 m<sup>2</sup>)、ゼミナール室3室(64~82 m<sup>2</sup>)、大学院生室1室(90 m<sup>2</sup>)、演習室1室(82 m<sup>2</sup>)、研修室2室(64~67.5 m<sup>2</sup>)を設けており、大講義室は学部学生の講義・演習に使用しており、ゼミナール室は主に大学院生の講義・演習に使用している。大学院生室には、大学院生各自の机及びコンピュータ10台を備えており、大学院生が研究活動等に利用している。同室には共同利用できるプリンター1台、大型の書架、洗面台等も設置している。別館の建物は、平成22年3月まで愛媛県立歯科技術専門学校として使用されていたもので、大学院開設に伴い県から法人に出資を受けた。3階建てでエレベーターは設置されておらず、別館へのエレベーターの設置などについては検討中である。本館と別館は同一敷地内にあり、障害等によりエレベーターを必要とする場合は、本館を利用して講義・演習を行うなどの対応をすることとしている。

また、平成25年度から看護学科15名、臨床検査学科5名の定員を増やしており、必要な教育用備品等について順次補充している。

##### (研究用施設・設備)

専任教員の研究室は総数41室である。教授・准教授・一部の講師は個室研究室(16.8~18.1 m<sup>2</sup>)、一部の講師・助教・特定教員は共同研究室(2~4名;33.3~100 m<sup>2</sup>)が与えられている。各研究室の照明、空調、居住性は優れており、机、椅子、ミーティングテーブル、書架、電話、ロッカー、洗面台等を設置している。

また、看護学科及び臨床検査学科のそれぞれの共同スペースには、ミーティングテーブル、コピー機、大型プリンター、シュレッダー、書架、共同使用できるコンピュータやプリンター等も設置している。

さらに、臨床検査学科では、教員及び大学院生の研究活動のための施設として分析系実験研究室(66 m<sup>2</sup>)、機能系実験研究室(54 m<sup>2</sup>)、形態系実験研究室(66 m<sup>2</sup>)、病原系実験研究室(66 m<sup>2</sup>)を保有している。精密機器室(46 m<sup>2</sup>)及び共通機器室(46 m<sup>2</sup>)には共同利用できる大型機器等を設置している。電子顕微鏡等を備えた電子顕微鏡室(84 m<sup>2</sup>)、細胞培養用無菌室(38 m<sup>2</sup>)、オートクレーブ等を設置した洗浄滅菌室(45 m<sup>2</sup>)、低温実験可能な低温室(22 m<sup>2</sup>)も保有している。動物実験のために、吸気・排気フィルター付空調設備、24時間タイマー付照明設備、オートロックシステムを備えた小動物管理室(47 m<sup>2</sup>)

も保有している。

看護学科教員が使用する研究活動のための施設としての実験研究室は保有していないが、教員及び大学院生の共同研究活動の場として本館に6室ある演習室を利用している。

#### (研究時間の確保)

教員は、学内における講義・演習、学内外の実習のほか各種委員会等による時間的制約があるものの平成22年度より裁量労働制を適用しており、研究に充てる時間は確保できている。また、夏季休業など授業等を行わない期間がある。研究によっては調査・研究が夜間や休日に及ぶことがあるが、入校時間や滞在時間に関する制限は特になく、大学の設備・機器等を自由に利用することができるため、教員は研究を継続して行っている。

#### (研究能力向上に向けた組織的取組み)

FD委員会が研究能力の向上を目的とした研修会を企画・立案し、質的研究、量的研究を代表する学内外の研究者を講師とした研修会を毎年開催して教員の研究能力の向上を図るとともに、科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を毎年開催して外部資金の導入を図っている。また、年度毎の教員全員の研究業績（著書、学術論文、学会発表等）を研究活動目録として作成し、本学ホームページに公開しており、業績を学外に発信することによって、研究の質を高める努力を教員に促している（資料7-5）。さらに、平成24年度から本格実施している教員業績評価の結果を全教員に通知するとともに、全体総括や分析結果を示し、教員個々の教育研究活動等の活性化を図っている。

各学科においては、学科別セミナーで研究成果を公開し評価を受ける機会を設けることによって、教員個々の「研究能力」及び「研究の質」の向上を図っている。看護学科セミナーでは、一回のセミナーで複数教員が日ごろの研究成果を発表している。平成22年度は2回、平成23年度は5回、平成24年度は2回、平成25年度は2回、平成26年度は2回開催している。臨床検査学科セミナーでは、一回のセミナーで教員1人が輪番で日ごろの研究成果を発表している。平成22年度は毎月1回、平成23年度から26年度は年間6～7回開催している。

大学紀要については、「愛媛県立医療技術大学紀要」を年1回発刊している。発刊には本学教員を構成員とする常設の紀要委員会があたり、投稿規程に基づいた原稿の募集から編集、発刊までを行っている。紀要に掲載する論文の種類は、和文または英文の総説、原著、短報、報告、資料、その他（図書・学術委員会が特に認めたもの）であり、資料・その他以外の投稿原稿は学内教員による査読審査を受けた後、受理・不受理が決定される。投稿者は、本学の専任教員、大学院生及び大学院修了者が筆頭著者であることが必要である。一卷当たり3～6報が掲載されており、すべての紀要を本学ホームページで公開することによって教員の研究成果を学外に発信し、教員の研究意欲の維持・向上を図っている（資料7-6）。

ティーチング・アシスタント（TA）制度については、平成26年度に大学院修士課程を開設したところであり、制度導入に向けて準備を進めている。

(教員の研究活動の現状)

著書、和文論文、国内学会発表、報告書等の数（平均）は、前回の認証評価時とほぼ同じであるが、英文論文数は約3倍、国際学会発表数は約2倍に増加している。

表7-7 研究業績

年度	著書	学術論文			学会発表			報告書 他
		和文	英文	計	国内	国際	計	
22	23	22	15	37	47	3	50	12
23	7	23	10	33	65	10	75	20
24	3	37	11	48	71	11	82	10
25	12	30	18	48	78	4	82	12
26	8	31	11	42	65	11	76	5
合計	53	143	65	208	326	39	365	59
平均	10.6	28.6	13.0	41.6	65.2	7.8	73.0	5.8
前回認証評価時								
合計	39	116	18	134	255	16	271	22
平均	9.8	29.0	4.5	33.5	63.8	4.0	67.8	5.5

研究費については、講座研究費として教員研究費が各講座に配分され、大学における継続した研究を保障する重要なものとなっている。平成21年度には教員1人当たり162千円であった教員研究費は、平成22年度の法人化を契機に財源確保に努力した結果、年々増額され、平成26年度には教員1人当たり636千円にまで増額されている。

講座間・学科間の研究的連携及び学際的な研究活動を推進することを目的に、学内での競争的資金枠として教育研究助成費を講座研究費とは別枠で確保している。平成21年度には教育研究助成費の総額は934千円であったが、平成22年度の法人化を契機に財源確保に努力した結果、年々増額することができ、平成26年度には5,000千円にまで増額している。教育研究助成費への申請は毎年9～15件あり、書類審査及び研究計画・方法等のプレゼンテーションの審査を経て毎年6～11件が教育研究助成費を獲得している。平成25年度からは、教育研究助成費を得て行った研究の成果を学会等で発表するための経費も確保している。

表7-8 教員研究費および教育研究助成費

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
講座研究費（総額）	7,555千円	8,185千円	22,200千円	22,200千円	28,300千円
教員一人当たりの 教員研究費	184千円	235千円	487千円	487千円	636千円
教育研究助成費（総額） （採択件数/申請件数）	2,000千円 (8/15)	3,000千円 (11/12)	3,000千円 (10/13)	3,000千円 (8/9)	5,000千円 (6/13)

競争的外部研究費として、平成23年度以降は毎年3～9件の文部科学省・日本学術振興会の科学研究費を新規に獲得している（資料7-7）。前回の認証評価時の新規・継続合わせた科学研究費の平均額は6,918千円であったが、今回の平成22年度から26年度までの平均額は14,560千円と顕著に増加している。

これら公的研究費補助金のほか、一般企業からの奨学寄附金も平成25年度以外は毎年1～4件受けており、前回の認証評価時の奨学寄附金の平均額は2,000千円であったが、今回の平均額は2,744千円と若干増加している。

表7-9 科学研究費および奨学寄附金

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
科学研究費(総額) (新規採択件数)	4,160千円 (0件)	9,100千円 (3件)	18,590千円 (9件)	22,100千円 (5件)	18,850千円 (5件)
奨学寄附金(総額) (受託件数)	3,867千円 (1件)	2,000千円 (1件)	5,375千円 (4件)	0千円 (0件)	2,482千円 (2件)

#### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

(研究倫理委員会の活動)

研究倫理に関する社会的要請に対応して平成26年度に研究倫理委員会の組織を見直し、学外から外部委員2名を任命するなど、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示3号)」等に沿って倫理上の審査の体制を整備した。研究活動における不正行為の防止等については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」をもとに、研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程を改正し、学長を最高管理責任者、事務局長を統括管理責任者、学部長を研究倫理教育責任者とするなど大学全体の管理責任主体の明確化等を図るとともに、科学研究補助金取扱要綱等を改正し、研究費に関する手続きの適正化を図った(資料7-8～10)。また、研究倫理委員会運営要領、申請要領、申請時セルフチェックシート等を整備し、倫理審査の手続き等の透明化を図っている。

平成26年度には、FD委員会と研究倫理委員会共催で全教員を対象にした研究倫理教育を行い、研究倫理を浸透させることに努めた。学内の研究倫理教育の責任者及び研究倫理委員会の委員3名が倫理教育に関する研修会に参加し、全国の倫理教育の実施状況の把握や今後の倫理教育のあり方について情報収集し、今後も研究倫理教育が継続できる体制を整えている。

前回の認証評価時の倫理審査申請件数は合計21件であったが、今回の審査申請件数の合計は140件と大幅に増加している。審査結果は承認118件、条件付承認9件、非該当13件である。条件付き承認の9件については、申請者が研究倫理委員会の審査結果を受けて条件を整備し、再審査を受けた後、倫理的に適正な研究を遂行している。なお、委員会は、前回の認証評価時までには申請状況に応じて開催していたが、申請件数の増加に伴い毎月開催している。

表 7-10 研究倫理審査件数

	申請件数	審査結果		
		承認	条件付承認	非該当
平成 22 年度	17 件	13 件	0 件	4 件
平成 23 年度	26 件	22 件	3 件	1 件
平成 24 年度	33 件	28 件	4 件	1 件
平成 25 年度	42 件	37 件	0 件	5 件
平成 26 年度	22 件	18 件	2 件	2 件
今回合計	140 件	118 件	9 件	13 件
前回認証評価時				
前回合計	21 件	12 件	8 件	1 件

(動物実験委員会の活動)

平成27年度に動物実験等規程を改正するとともに、「動物実験施設災害マニュアル」及び「小動物管理室における微生物学的統御に関する指針」を整備し、動物実験が滞りなく遂行できるように環境を整えている（資料7-11～13）。

すべての動物実験は動物倫理の原則に則って行われることが必要であり、申請のあった動物実験計画等を委員会が審査した結果、平成22年度から26年度の申請件数51件のうち、承認した件数は50件、不承認の件数は1件であった。

表 7-11 動物実験計画の審査申請件数

	申請件数	審査結果	
		承認	不承認
平成 22 年度	12 件	12 件	0 件
平成 23 年度	15 件	14 件	1 件
平成 24 年度	8 件	8 件	0 件
平成 25 年度	7 件	7 件	0 件
平成 26 年度	9 件	9 件	0 件
合計	51 件	50 件	1 件

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

整備に関する方針が明確に定められているとともに、医療系大学に必要な施設・設備、学術情報資料を提供する図書館等の整備など計画的に取り組んでいる。また、教員の研究活動についての環境が整うとともに、研究倫理委員会等において法改正や指針の改正に対応した規定等の整備も行われている。基準を充足しているものと認められる。

### ① 効果が上がっている事項

(教育環境)

学部学生、大学院学生に学術情報を電子情報として提供するための様々なデータベース、電子ジャーナルの導入を積極的に行い、情報科学演習室や大学院生室でも自由に使用出来る環境を整えた結果、特に、和文では医学中央雑誌、メディカルオンライン、英文ではMEDLINE with Full Text やCINAHL with Full Text の使用頻度が増加し、学生の学修に寄与している。

(研究環境)

個人研究費及び教育研究助成費は、この5年間で前回の認証評価時に比べて大幅に増額し、この研究環境の改善が英文論文や国際学会発表の増加として表れている。また、共同研究を推奨する制度的保証となっている教育研究助成費の増額は、研究分野の異なる教員同士が共同・協力することによって新しい研究に発展するケースも見られている。

### ② 改善すべき事項

(教育環境)

本学図書館の閲覧座席数は、収容人員に対して十分に大学の設置基準は満たしているが、座席が不足することもしばしばあるため、学生の高い学修意欲に対応するために閲覧座席数を増やす等自己学修環境の整備が必要である。

(研究活動)

過去5年間で英文論文数が増加しているとはいえ投稿する教員は限られ、多くの研究成果発表は和文論文と国内学会である。また、科学研究費補助金、教育研究助成費等の競争的資金を獲得するための申請を行っていない教員も見受けられる。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

(教育環境)

電子情報の提供の充実に取り組み使用頻度も増えてきているが、学生にこれらの内容や有用な使用方法についての情報提供を行い、さらに有効活用を図る。

(研究環境)

個人研究費が前回に比べて大幅に増額されているが、活発な研究活動の展開という観点から、今後も外部資金の獲得など財源確保に努め、個人研究費のさらなる増額を図る。

### ② 改善すべき事項

(教育環境)

近年、大学における学修で必要性が高くなっているアクティブ・ラーニングに対応するために、ラーニング・コモンズ等の学修環境の整備を推進していく。

(研究活動)

本学には研究経験の浅い教員もおり、そのような教員に対しては講座内あるいは講座間で重点的に支援し、全教員の研究能力及び研究の質の底上げを図り、英文論文や国際学会における研究成果発表の比率を高めるように努める。また、研修会や講座内での支援等を通して競争的資金の申請率・採択率を高めていく。

#### 4. 根拠資料

- 7-1 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標 (既出 資料1-13)
- 7-2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画 (既出 資料1-14)
- 7-3 公立大学法人愛媛県立医療技術大学施設等管理規程
- 7-4 図書館 カレンダー 休館日・開館時間 (大学ホームページ)  
<http://www.epu.ac.jp/library/calendar/kyuukannbi-kaikannjikann.html>
- 7-5 情報公開 研究活動目録 (大学ホームページ)  
<http://www.epu.ac.jp/about/johokokai/kenkyukatsudoumokuroku.html>
- 7-6 図書館 大学紀要 (大学ホームページ)  
<http://www.epu.ac.jp/library/kiyou/index.html>
- 7-7 科学研究費助成事業交付決定一覧
- 7-8 愛媛県立医療技術大学研究倫理審査規程
- 7-9 公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程
- 7-10 公立大学法人愛媛県立医療技術大学科学研究費補助金取扱要綱
- 7-11 愛媛県立医療技術大学動物実験等規程
- 7-12 動物実験施設災害マニュアル
- 7-13 愛媛県立医療技術大学小動物管理室における微生物学的統御に関する指針



## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学の設置目的は、保健医療従事者としての人材育成並びに「地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」である(資料8-1 第1条)。この目的の達成に向けた取り組みを着実に実施し、さらに社会に期待される大学として発展していくために中期目標を定めている。

社会との連携・協力に関する方針については、平成22年度から27年度までの間の中期目標において3項目定めており、①“地域交流の拠点づくり”として、「地域社会に開かれた大学を目指し、地域交流センターを地域貢献活動の拠点として、県内各地域と連携・協力する体制を構築する」、②“県内保健医療職への貢献”として、「県内保健医療職の資質の向上を目指し、キャリアアップを支援する」、③“地域住民への貢献”として、「大学の施設を地域住民の学習や健康づくりの場に開放し、学生と地域住民との相互交流を促進する」こととしている。また、研究に関する目標の一つに“社会への研究成果の還元”を掲げており、「研究成果を広く地域社会に向けて積極的に公表し、研究成果を還元する」としている(資料8-2 第2)。

この中期目標に対応して中期計画を定めており、社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置として、

“地域交流の拠点づくり”については、

- ①地域交流センターの組織を充実し、企画・運営力を高めるため、センター員の増員と資質向上を図る方策を検討する。
- ②県民の健康への関心を高め、実践活動を活性化するため、県内各地域で活動する種々のグループ・団体・行政等とのネットワークを構築する。
- ③地域社会における保健医療福祉分野の課題解決に向けて活動していくため、関係機関と連携・協働できる体制を検討する。

“県内保健医療職への貢献”については、

- ①県内保健医療職のキャリアアップに資する研修企画や講師派遣、相談支援を行う。
- ②行政・職能団体・保健医療機関等が行う保健医療分野の専門職を対象とした研修の企画立案に参画する。
- ③大学における教育・研究活動の成果や看護・臨床検査に関する最新の動向や知識・技術等について、積極的に情報発信する。

“地域住民への貢献”については、

- ①学生と地域住民との交流を支援し、地域の人材を教育に活用する仕組みを整えることを検討する。
- ②特別講演等、大学における教育活動の一部を地域住民や学生保護者、卒業生にも公開し、参加を推奨する。
- ③社会のニーズに即した公開講座・出張講座等を企画実施する。
- ④地域住民の学習や健康づくりに資するため、地域交流センター・体育館・運動場・図書館等の施設開放や備品等の貸出しについて検討する。

と定めている。

また、研究に関する目標を達成するためとるべき措置として、“社会への研究成果の還元”については、

- ①社会において活用・還元できる研究成果の産出を目指す。
- ②産学共同研究など、企業・産業と連携した研究活動に取り組む。
- ③地域の健康に関わる課題の解決に向け、保健医療専門職の諸集団や地方公共団体などとの共同研究プロジェクトを構築する。
- ④研究成果を広く地域社会に公開するために、公開講座、出張講義などを実施する。
- ⑤地域社会に研究成果等を公表する方法を検討する。
- ⑥知的財産権を保護するためのシステムを構築する。

と定めている（資料8—3 第2）。

## （2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

大学の教育研究成果及び大学の教育研究機能を有効に活用して社会に貢献することは、県立大学の重要な役割と位置付けており、地域に開かれた大学を目指して、開学以来、地域交流センターを核として、地方自治体をはじめ地域の関係機関・団体等との連携を図りながら、年間計画に基づいて地域貢献活動を展開している。

地域交流センターの主な事業は、①保健医療福祉関係職種および地域住民を対象とする人材育成、②保健・医療・福祉分野における地域課題の調査研究、③保健医療福祉関係職種に対する相談支援、④保健医療福祉に関する情報の発信、⑤その他大学の地域貢献に関する事業、であり、医療の高度化、地域ニーズの多様化に対応し、県民の要望に応えることのできる質の高い保健医療従事者の育成やレベルアップに貢献するとともに、県民および保健医療福祉専門職の交流の拠点としての役割を担っている（資料8—4 第6条、資料8—5 第2～3条）。

地域交流センターの活動計画策定にあたっては、関係機関・関係職種からの要望、本県の保健医療ニーズ、教員の専門性や研究領域、卒業生の声などを勘案して、「地域交流センター会議」、「地域交流センター運営委員会」で検討し決定している。

また、交流センター事業のほか、県内外からの学会・研修会からの講演依頼や共同研究・共同事業の要請、各種審議会・委員会等の役員・委員などの役割も年々増加しており、これらの活動の蓄積を通して、各種の保健・医療・福祉・教育機関や地域のNPO団体等との連携・協働体制が強まり、学生等の参加協力も得て、教育研究成果を生かした社会貢献を実施している。

地域交流センター活動をはじめ各教員の社会貢献活動については、「地域交流センター活動報告書」やホームページなどにより広く公表して認知度を高める努力をするとともに、研修会や公開講座など大学主催の各種行事の申し込みについては、QRコードやフォームメーカーを活用した応募システムを取り入れ、大学からの情報の収受について利便性を高める工夫をしている（資料8—6、資料8—7）。

教育研究機能を生かした具体的な活動を挙げると、①地域交流センター企画による公開講座および健康教室の開催、研修会への講師派遣、②保健医療福祉関係機関の要請による各種研修の企画・運営や講師としての協力、③行政機関や産業部門との協働・協力による調査研究活動、④各種関係機関や住民からの相談支援への対応、⑤行政機関・各種団体等の委員会・審議会の委員・理事等への就任、⑥NPO団体・家族会等への支援などがある。

### ①地域交流センター企画による公開講座および健康教室の開催、研修会への講師派遣

地域交流センター企画による活動として、専門職及び地域住民への公開講座を年間平均約20件実施しており、専門職のスキルアップを目標とする看護研究や特定分野の最新情報に関する研修会、看護協会や臨床検査技師会と連携した県や市町村レベルでの研修会、地域住民を対象とした公開講座・健康教室、将来の地域力を高める人材育成を目指しての小・中学生、高校生を対象とする出前授業などを行っている。また、センター企画による活動のほか、地域交流センターへの依頼による研修支援を年間平均約50件実施している。

表8-1 研修会・公開講座等の実施件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公開講座・出張講座	21件	34件	22件	22件	17件
研修支援	43件	39件	57件	65件	41件

### ②保健医療福祉関係機関の要請による各種研修の企画・運営や講師としての協力

愛媛県の研修事業として、「看護学校教員継続研修」「新任期・プリセプター・中堅期保健師継続研修」「介護職員・特別支援学校教員等を対象とするたんの吸引等の研修」「保健所・市町母子保健担当者研修」などの企画・運営、講師としての役割を継続して担っているほか、多くの教員が、専門性を活かして医療機関・福祉機関、自治体等の主催する研修会やセミナーの講師等を務めている。

毎年度の件数は、平均200件を超えており、数年間の特徴として、継続的な研修が増加したこと、本学の地域貢献活動が浸透してきたこと、福祉分野の要請が増えたことなどがあり、教育研究活動との調整を図りつつ社会貢献活動を行っている。

表8-2 研修の企画運営・講師としての協力件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修の企画運営・講師等	157件	254件	243件	237件	193件

### ③行政機関や産業部門との協働・協力による調査研究活動

行政機関と協働による活動としては、「高齢者の歩行能力の向上と転倒防止等安全を高める健康づくり」「愛媛県在宅がん療養者ニーズ調査」「認知症の発症予防を目的とする地区診断・高齢者の実態調査・包括ケア計画」等への取り組みがあり、地域の保健福祉に係る産業部門との連携協力としては、「えひめ健康ビジネス研究会」「同ものづくり分科会」「ヘルスケア・プロジェクト」等の主催する研究会等に参加し、意見交換や助言支援を行って

おり、5年間の平均件数は20件で年々増加している。

表8-3 調査研究への協働・協力件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査研究活動	10件	11件	22件	26件	31件

④各種関係機関や住民からの相談支援への対応

保健医療福祉関係機関・教育機関、地域住民からの相談については、地域交流センターが受理したもの、各教員が日常的に受け入れているものなどがあり、面談・メール・電話等により年間平均54件の対応をしている。地域交流センターの認知度が高まってきたこと、教員と関係職種や住民の距離が近くなったことなども相俟って増加傾向にある。

表8-4 専門職・住民からの相談対応件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
専門職・住民からの相談対応	50件	49件	52件	47件	70件

⑤行政機関・各種団体等の委員会・審議会の委員・理事等

多くの教員が、行政機関や各種団体等が設置する審議会・委員会、学会の理事・評議員・企画委員・査読委員などに学識経験者として就任して活動を行っており、年々増加傾向にある。

表8-5 関係機関の委員等への就任件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
専門職・住民からの相談対応	50件	49件	52件	47件	70件
関係機関の委員等	111件	132件	116件	163件	154件

⑥NPO団体・家族会等への支援

地域のNPO団体等への支援としては、子育て支援団体「ぽっかぽか」との共同活動、子宮頸がん予防啓発活動団体「おれんじの会」のがん患者支援イベント「リレーフォーライフ」への教職員・学生が一体となったの参加、病気の子どもの家族の宿泊施設の運営を行うNPO団体「ラ・ファミリエ」との共同活動、乳がん患者の会「ピンクリボンの会」への支援など、NPO団体やセルフヘルプグループの活動に参加し、地域貢献や交流を行っており、これらの地域交流は年々増加傾向にある。

表8-6 関係団体等への支援件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
NPO団体・家族会等への支援	10件	9件	16件	16件	37件

## 2. 点検・評価

### ●基準8 の充足状況

中期計画等に方針を明示するとともに、地域交流センターを設置して積極的に社会連携・社会貢献活動を推進しており、基準を充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

設置母体である愛媛県をはじめ行政機関や関係団体からの要請による各種研修の企画・実施、専門職・地域住民に向けた公開講座や依頼による講演、関係機関やNPO団体からの依頼による助言支援、個別の相談、関係機関の委員等の対応数も年々増加傾向にあり、教員の専門性や研究成果を生かした社会貢献活動を積極的に推進している。行政機関との継続的な協働事業や、地域（専門職・住民）への貢献活動の蓄積を通して、大学の社会貢献活動の意義が教員のなかに定着している（資料8—6）。

#### ② 改善すべき事項

保健医療福祉関係の専門職を対象とした公開講座や継続的な研修の実施等に対する本学への県内関係者からの期待は、今後もさらに高まっていくものと認識している。大学院教育もスタートしており、学部・専攻科・研究科における教育研究活動と社会貢献活動をいかに計画的に調整していくかは今後の課題であり、地域交流センターを中心に、継続的で実のある社会貢献活動に向けて検討していく必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

保健医療福祉機関と教員との連携・協力による教育研究、共同研究成果の地域への情報発信などに引き続き積極的に取り組むとともに、本県の保健医療福祉に係る課題やニーズを明確にしつつ、本学の特性を活かした社会貢献活動を指向して取り組んでいく。

### ② 改善すべき事項

開学から十余年を経て、本学の知名度や期待は年々高まっており、それに伴って、社会貢献活動への要請は質量ともに増大している。今後は、依頼されたことへの対応に終始することなく、本県の健康課題や専門職種の有する課題等の分析を積極的に進め、効果的な社会貢献活動を計画的に実践することを目指して、調査活動や関係機関や地域住民との連携・協働体制を強化していく。

## 4. 根拠資料

資料8—1 公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款（既出 資料1—1）

資料8—2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標（既出 資料1—13）

資料8—3 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画（既出 資料1—14）

資料8—4 愛媛県立医療技術大学学則（既出 資料1—2）

資料8—5 公立大学法人愛媛県立医療技術大学地域交流センター運営規程

（既出 資料2—6）

資料8—6 地域交流センター活動報告書（平成26年度）

資料8—7 地域交流センター（大学ホームページ）

[http://www.epu.ac.jp/regional\\_exchange/index.html](http://www.epu.ac.jp/regional_exchange/index.html)

## 第9章 管理運営・財務

### 9—1 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学は、愛媛県設立の公立大学法人として、愛媛県知事の示す中期目標に基づき運営している。管理運営方針については、平成22年度から27年度までの6年間の中期目標が示されており、法人は、目標に対応した中期計画について愛媛県知事の認可を受け、中期計画に沿って事業年度ごとに年度計画を策定している。計画は大学ホームページで公表している（資料9（1）－1～4）。

計画は、①大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置として、教育に関する目標を達成するためにとるべき措置、学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置、研究に関する目標を達成するためにとるべき措置、社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置の4項目、②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置として、運営体制の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置、教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためにとるべき措置、人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置、事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置の4項目、③財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置として、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置、経費の効率的、効果的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置、資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置の3項目、④自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置として、自己点検・評価の実施に関する目標を達成するためにとるべき措置、大学に関する情報の積極的な公開に関する目標を達成するためにとるべき措置の2項目、などを明記している。

計画策定にあたっては、教職員で構成する各分野の委員会での審議、学長、学部長、研究科長、学科長、研究科専攻長、事務局長で構成する運営調整会議での管理運営に関する審議、教授会での教育研究に関する審議、研究科委員会での研究科の教育研究に関する審議をもとに、学長が原案をまとめ、法人に設置された経営審議会及び教育研究審議会での審議、理事会の議決により決定を行うこととしている。

業務遂行にあたっては、教育研究に関する事項は、教職員で構成する各分野の委員会、教授会、研究科委員会で審議し、さらに重要な事項は法人に設置された教育研究審議会での審議した後に遂行する。また、管理運営に関する事項は、各分野の委員会、運営調整会議の審議、さらに重要な事項は法人に設置された経営審議会での審議、理事会での審議の後、遂行することになっている（資料9（1）－1、資料9（1）－5～10）。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律等の施行に関しては、平成26年度中に学内規程の整備を行った。教授会及び研究科委員会の権限と責任の明確化を図るため、愛媛県立医療技術大学学則第9条及び同大学院学則第8条を改正し、大学運営や研究科運営の全般ではなく教育研究の審議に限定することを明確にするとともに、愛媛県立医療技術大学教授会規程第3条及び同大学院研究科委員会規程第3条を改正して、「学長等が意見を求めることに関する事」を審議事項に追加するなど審議事項を整理した。

また、同大学院学則第37条「修了の認定」及び第48条「教員の共同研究及び受託研究の承認」を改正して、大学としての決定は学長が行うことを明記した。さらに、学校教育法施行規則の改正に対応して、退学、停学及び訓告の手続きを定める愛媛県立医療技術大学学生懲戒規程を新設した。（資料9（1）－5～6、資料9（1）－9～11）。

## （2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

公立大学法人として、地方独立行政法人法に基づき定款等の法人内諸規程を整備し、規程により法人の管理運営を行うとともに、学校教育法等に従い学則等の学内諸規程を整備し、規程により大学の管理運営を行っている。

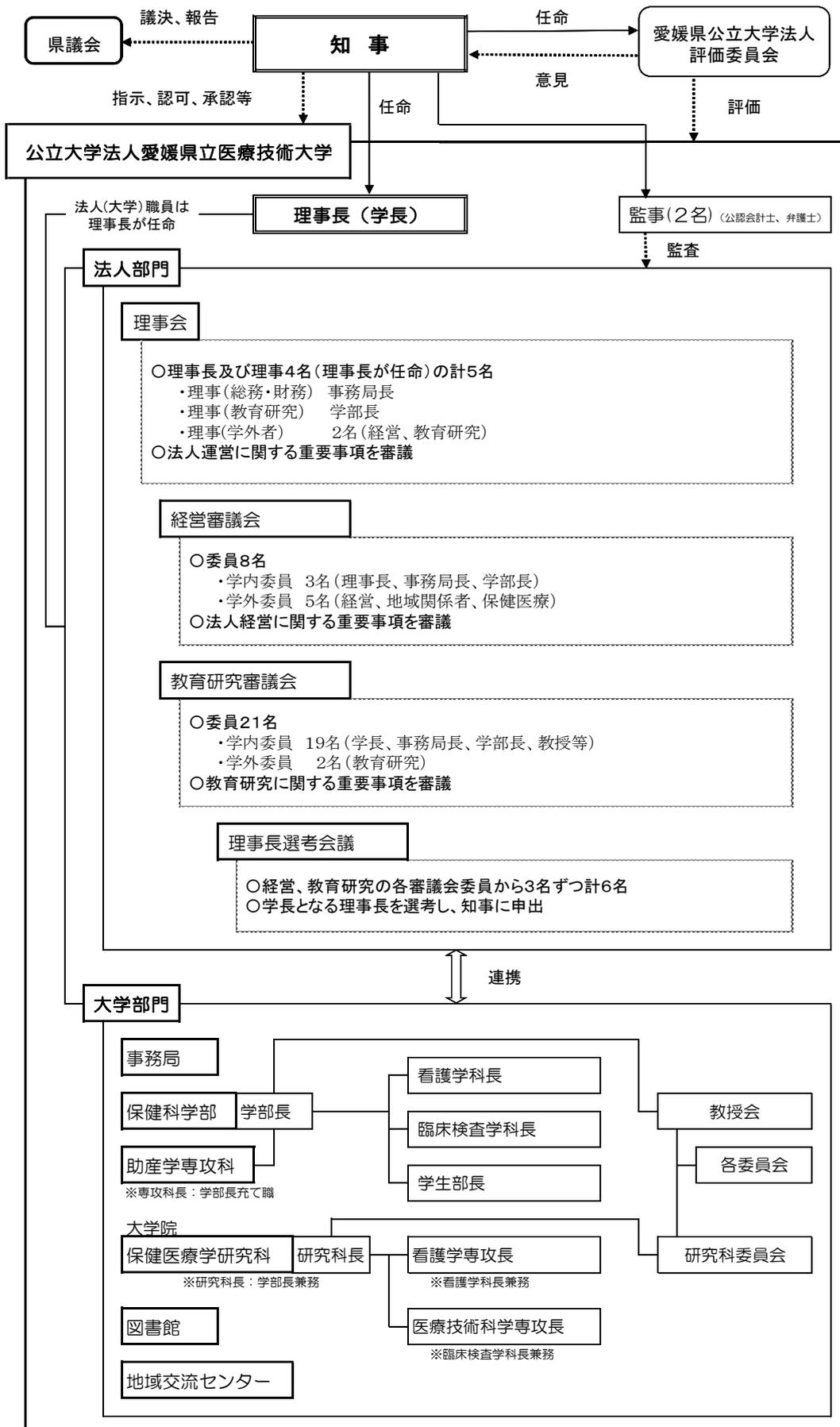
法人には役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置き、理事長が法人を代表し、法人の業務を総理するとともに、理事長は大学の学長となると定めている。法人の運営に関する重要事項を審議するため理事長及び理事で構成する理事会を置き、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会を設置している。経営審議会は8人以内で組織し、理事長、理事長が指名する理事、職員及び学外者で構成、教育研究審議会は21人以内で組織し、理事長、理事長が指名する理事、教員、職員及び学外者で構成している（資料9（1）－1 第2章・第3章、資料9（1）－12）。

理事長即ち学長は、法人の申出に基づき知事が任命し、申出は法人に設置する理事長選考会議の選考に基づき行うこととなっており、選考会議は経営審議会委員及び教育研究審議会委員各3人で構成し、うち各1人は学外者とするものと定めている。理事長候補者即ち学長候補者の要件は、本学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営能力を有する者と定めている。選考会議は、常勤の教職員5名以上から推薦のあった候補者について資格認定をした上で、意向調査管理委員会を設置して法人内の教職員の意向調査を投票により実施し、その結果を参考にして理事長即ち学長を選考する（資料9（1）－1 第10条、資料9（1）－13～14）。

学部長は学長の職務を助け、学部に関する校務をつかさどるとともに、教授会を召集し、その議長となる。また、理事として学長の指名を受け法人運営に携わっている（資料9（1）－6 第2条、資料9（1）－15 第10条）。学部長の選考については、候補者の要件は、本学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、学長を補佐し、学部の統括を行う者として大学を適切に運営する能力を有するものとし、学長、学部長、教授、常勤講師、助教及び助手は、学部長候補者の推薦ができることになっている。教育研究審議会が学部長選挙管理委員会を設置し、学長、学部長、教授、常勤講師、助教及び助手による投票結果の報告を受け、教育研究審議会の議に基づき学長を選考する（資料9（1）－16～17）。

研究科長は研究科に関する校務をつかさどり、事務を掌理するとともに、研究科委員会を招集し、その議長となる（資料9（1）－10 第2条、資料9（1）－15 第10条）。研究科長の選考については、研究科長及び研究科の授業を行う教授のうちから、研究科委員会における候補者の選挙の結果に基づき、教育研究審議会の議を経て学長を選考を行う（資料9（1）－18）。なお、現在は大学院開設の際に定めた研究科長等選考規程附則に基づき学部長が兼職している。

図9-1 公立大学法人愛媛県立大学組織関係図



### **(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。**

大学の事務組織として、事務局を設置し、事務局長が学長の命を受け、大学の事務を掌理し、部下職員を指揮監督している。事務局長は、理事として理事長（学長）の任命を受け法人運営に携わっている。

事務局長のもとに、事務局次長、主幹、担当係長、主事及びその他の職を置き、事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理することとなっており、主幹は、上司の命を受け、事務局長が設置するグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する（資料9（1）-15 第10条）。

事務局には、経営企画グループと教務学生グループの2つのグループを置き、経営企画グループは、文書管理、人事管理、会計、財産管理、理事会・審議会等の事務を所掌し、教務学生グループは、学生の入学・卒業、教育課程、福利厚生、就職等を所掌している。経営企画グループに8人、教務学生グループに8人の職員を配置し、分担して事務を行っている（資料9（1）-15 第3条）。また、図書館に兼務を含め3名の職員を配置している。

事務局職員は、大学の各委員会に委員又は事務担当として大学運営全般に関与するとともに、事務局長は、教授会、研究科委員会、運営調整会議のほか、理事として理事会、経営審議会、教育経営審議会に参画しており、大学の事務機能が十分に発揮され柔軟に対応できる体制をとっている（資料9（1）-1 第2章・第3章、資料9（1）-6 第4条、資料9（1）-7 第2条、資料9（1）-8 第3条、資料9（1）-10 第4条）。

事務職員の採用や昇格等は、就業規則及び人事規程等に則り行うこととなっており、平成25年度と27年度に採用試験を実施し、法人として3人を新規に採用している（資料9（1）-19～20）。

### **(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

人事考課については、事務職員の多くが愛媛県からの派遣職員であることから、愛媛県の人事考課制度により実施している。法人採用の事務職員についても同制度を活用している。勤務成績は給与規定に基づき昇給等に関連させている（資料9（1）-21）。

資質向上を図る研修としては、愛媛県研修所が実施する職員研修に参加させるほか、一般社団法人公立大学協会、独立行政法人大学入試センターなどが実施する大学運営に関わる研修や大学職員としての一般研修、四国地区の大学で組織し愛媛大学に事務局を置く「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」の実施する大学職員対象の研修に参加させている。

## **2. 点検・評価**

### **●基準9—1の充足状況**

管理運営方針を明確に定め、大学内外に示している。法人組織及び大学組織の権限と責任は明確になっており、理事長即ち学長による組織統治ができる体制を整えている。管理運営は規程に基づいて行っており、事務局体制を整備し、事務職員の人事を適正に行っている。基準を充足しているものと認められる。

### ① 効果が上がっている事項

毎年度の計画が明確で、学長のリーダーシップのもと全教職員が連携協力し、管理運営を円滑に遂行している。

### ② 改善すべき事項

事務局の職員は、3年程度の期間を限って県から派遣される職員と、法人に新規に採用した職員で構成している。県派遣職員は一般行政職員であり、法人採用職員はまだ経験年数が少ないことから、専門的な知識の習得や能力開発等に配慮が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

小規模大学の利点を生かし、全教職員の目的共有と連携協力を大切に、引き続き効率的で円滑な運営管理に努める。

### ② 改善すべき事項

事務局業務の省力化・効率化を進め、専門的な知識の習得や能力開発等に取り組む時間をつくり、事務職員の専門能力の育成に取り組む。

## 4. 根拠資料

- 9 (1) - 1 公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款 (既出 資料1-1)
- 9 (1) - 2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学業務方法書
- 9 (1) - 3 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画 (既出 資料1-14)
- 9 (1) - 4 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成27年度年度計画
- 9 (1) - 5 愛媛県立医療技術大学学則 (既出 資料1-2)
- 9 (1) - 6 愛媛県立医療技術大学教授会規程 (既出 資料3-6)
- 9 (1) - 7 愛媛県立医療技術大学委員会規程 (既出 資料1-12)
- 9 (1) - 8 愛媛県立医療技術大学運営調整会議規程
- 9 (1) - 9 愛媛県立医療技術大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 9 (1) - 10 愛媛県立医療技術大学大学院研究科委員会規程  
(既出 資料3-8)
- 9 (1) - 11 愛媛県立医療技術大学学生懲戒規程
- 9 (1) - 12 公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員名簿
- 9 (1) - 13 公立大学法人愛媛県立医療技術大学理事長選考会議規程
- 9 (1) - 14 公立大学法人愛媛県立医療技術大学理事長の選考及び解任に関する規程
- 9 (1) - 15 公立大学法人愛媛県立医療技術大学組織規程 (既出 資料2-4)
- 9 (1) - 16 愛媛県立医療技術大学学部長選考規程 (既出 資料3-4)
- 9 (1) - 17 愛媛県立医療技術大学学部長選考規程施行細則
- 9 (1) - 18 愛媛県立医療技術大学大学院研究科長等選考規程  
(既出 資料3-7)

- 9 (1) -19 公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員就業規則  
(既出 資料3-13)
- 9 (1) -20 公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員人事規程
- 9 (1) -21 公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程

## 9—2 財務

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

愛媛県設立の公立大学法人として、愛媛県知事の示す中期目標に沿って中期計画を策定している。中期計画は業務と予算等について併せて策定しており、大学の教育研究を安定して遂行するための計画として知事の認可を受けている。

中期計画では、平成22年度から平成27年度までの6年間について、予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等について定めている。予算については、収入は県からの運営費交付金、授業料等の自己収入及び受託研究収入、支出は教育研究費、人件費、管理費及び受託研究等経費で構成している。収入は運営費交付金が約74%、自己収入が約26%となっており、運営費交付金については、支出の殆どを占める人件費、管理費及び教育研究費の合計から自己収入を控除した額で算定されている（資料9（2）－1第7）。

科学研究費補助金、外部研究費等の外部資金の獲得については、計画上も積極的に取り組むこととしており、教員業績評価で評価の一項目にするとともに資金獲得のための研修会の開催等を通じて促進を図っている。平成22年度の採択件数は4件であったが、平成23年度6件、平成24年度13件、25年度16件、26年度15件と件数の増加をみている（資料9（2）－2 III3）。

#### (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成は、中期計画及び年度計画に沿って理事長の策定する予算編成方針に基づき行い、予算案は運営調整会議、経営審議会、理事会の議決を経て決定する。予算、執行、決算等については、会計規程及び会計実施規程により手続き及び責任を明確にしておき、予算責任者、経理責任者、出納責任者を置くとともに、会計監査法人の指導を受ける体制を整えている。

決算については、毎年6月30日までに財務諸表を愛媛県知事へ提出し、承認を受けることとされている。決算案は予算と同様に、運営調整会議、経営審議会、理事会の議決を経て決定するとともに、監事が監査を行うこととなっている。監事は2名置かれ、知事が任命することとなっており、弁護士と公認会計士が就任している（資料9（2）－3～6）。また、愛媛県出資法人で運営費交付金を受けていることから、愛媛県監査委員の監査を受けている。

予算執行の効果の検証等については、決算と同時に毎年度作成する業務実績報告書により行っている。内容は学内の各委員会、運営調整会議、教授会、研究科委員会等で検討し、経営審議会、教育研究審議会、理事会での審議を経て決定する。内容は次年度の予算編成に反映させている。業務実績報告書は愛媛県公立大学法人評価委員会に提出し、同委員会の評価を受けており、評価結果は知事及び県議会に報告されている（資料9（2）－2）。

### 2. 点検・評価

#### ●基準9—2 の充足状況

財政計画は明確で、大学内外に示しており、予算、事業計画書、決算、業務実績報告書

の作成を通じて教職員に周知するとともに、規定を整備している。毎年度目的積立金を計上するなど安定した経営を行っており、財政的基盤の確立と適切な予算執行に努めている。基準を充足しているものと認められる（資料9（2）－7～17）。

#### ① 効果が上がっている事項

入学定員を平成25年度入学生から20人増やしたことから、25年度以降の収入増加に寄与した。

#### ② 改善すべき事項

施設設備の修繕など必要な整備は行っているが、前身の短期大学開学後27年が経過し、修繕や更新等を要するものが今後増加するものと見込まれるため、整備に要する経費の確保が必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

入学定員を増やしたことにより平成28年度まで収入増加が見込めるが、学生数をさらに増やすことは、施設や教職員などの制約から困難と見込まれる。今後は、科学研究費補助金や外部研究費等の外部資金の獲得に引き続き努力するとともに、寄付金収入や施設貸付収入などの増加を図っていく。

#### ② 改善すべき事項

大規模な修繕や施設設備の整備に要する経費については、設立団体である愛媛県が措置することとなっているため、県との協議を通じて県予算の獲得に努める。大学が行う修繕等については、緊急性や重要性を踏まえた必要な経費を予算化するとともに、節約など効率的な執行により目的積立金を準備し、施設の改善を図っていく。

### 4. 根拠資料

- 9（2）－1 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画（既出 資料1－14）
- 9（2）－2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度業務実績報告書  
（既出 資料1－15）
- 9（2）－3 公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款（既出 資料1－1）
- 9（2）－4 公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程
- 9（2）－5 公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程実施規程
- 9（2）－6 公立大学法人愛媛県立医療技術大学監事監査規程
- 9（2）－7 公立大学法人愛媛県立医療技術大学財産目録
- 9（2）－8 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成22年度監事監査報告書
- 9（2）－9 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成22年度財務諸表
- 9（2）－10 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成23年度監事監査報告書
- 9（2）－11 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成23年度財務諸表
- 9（2）－12 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成24年度監事監査報告書

- 9 (2) -13 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成24年度財務諸表
- 9 (2) -14 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成25年度監事監査報告書
- 9 (2) -15 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成25年度財務諸表
- 9 (2) -16 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度監事監査報告書
- 9 (2) -17 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成26年度財務諸表



## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、地方独立行政法人法に基づく愛媛県設立の公立大学法人として、毎年度における自己点検・評価を実施し、業務実績報告書及び財務諸表を作成している。作成した業務実績報告書は、愛媛県公立大学法人評価委員会の評価を受けており、評価結果は知事に報告されるとともに公表されている。また、知事は県議会に報告している。財務諸表については知事に提出し、知事の承認を受けており、承認後は愛媛県報に掲載している。大学ホームページにおいても各年度の業務実績報告書、財務諸表、決算報告書、監事監査報告書を公表している。

また、知事の示す中期目標に対する中期計画を作成して認可を受けており、中期目標に定められた事項について、先述の各年度の自己・点検評価に加えて目標期間全体の業務実績報告書を作成し、目標期間が終了する平成27年度末から3月以内に知事に提出することになっている。そのため平成27年度は次期中期計画の策定と業務実績報告のとりまとめを並行して行っている。中期目標期間全体の業務実績報告書については、愛媛県公立大学法人評価委員会の評価を受けるとともに、その結果は知事および県議会に報告されることになっている。また、愛媛県のホームページ及び大学のホームページにも掲載し、公表することとしている（資料10-1~2）。

認証評価機関による評価については、公益財団法人大学基準協会の評価を受けており、自己点検・評価報告書を作成して平成29年3月31日までの認定を受けている。その際の自己点検・評価報告書及び認証評価結果については、大学ホームページに掲載し、公表している（資料10-3）。

学校教育法施行規則に定める教育研究活動等の状況についての情報は、大学ホームページに掲載し、公表している（資料10-4）。情報公開請求の対応については、愛媛県設立の公立大学法人として愛媛県情報公開条例に定める実施機関となっており、愛媛県と同様の情報公開制度を運用している（資料10-5）。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

自己点検・評価については、知事の示す中期目標に、大学運営、教育研究活動及び社会貢献等について、定期的に自己点検評価を実施し、評価結果を公表するとともに、改善・改革に活用するとされており、その目標に基づく当法人の中期計画では、実施体制の整備、点検・評価の項目や手法について継続的に見直し、改善を図ると定め、内部質保証の方針を明確にしている（資料10-6・7）。

大学学則第2条及び大学院学則第2条において、自己点検・評価の実施と公表について定めるとともに、委員会規程第2条により自己点検評価委員会を設置している。同委員会には、学長を委員長とし、学部長、研究科長、学科長、専攻長、事務局長、次長で構成し、自己点検評価の実施及び活用に関すること等を所管することとし、内部質保証を掌る組織となっている。

実施については、業務実績報告書の作成及びその評価を踏まえた次年度計画の作成を通じて、毎年度定期的に自己点検評価を改革・改善につなげるシステムを確立している。教員と事務職員で組織する総務委員会、教務委員会、学生委員会、図書・学術委員会、入試委員会、広報委員会、FD委員会などの各分野の学内委員会での検討、幹部職員で組織する自己点検評価委員会での検討、運営調整会議、教授会、研究科委員会での検討を経て学長がとりまとめ、教育研究審議会、経営審議会における学外者を交えた審議、理事会での議決という手続きにより、業務実績報告書および年度計画を作成しており、全学の取り組みとして確立している（資料10-8 第2条、資料10-9 第2条、資料10-10 第2条別表、資料10-11 第16条）。

職員のコンプライアンスについては、就業規則第3章に服務規律を定め、公立大学法人の使命と公共性を自覚し、ふさわしい言動、誠実かつ公正な職務遂行を求めている。さらに職務に係る倫理の保持、守秘義務、信用失墜行為の禁止、ハラスメントの禁止等について定めるとともに、職員倫理については倫理規程、ハラスメント防止についてはハラスメント防止規程を定め、その徹底を図っている（資料10-12~14）。

### （3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

既述の大学組織としての自己点検・評価活動に加え、大学の活動は教員個々の活動の集積であって大学の運営改善の取組みのためには教員個々の活動の自己点検とそれに基づいた改善が必要であるとの認識から、教員業績評価制度を実施している。試行を経て平成24年度から導入した教員業績評価制度では、教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学の管理・運営活動など教員の諸活動の点検評価を行っており、毎年度、教員業績報告書を各教員が作成し、管理職が確認の上、理事長、事務局長、学部長、学科長等で組織する教員業績評価委員会において評価を行うこととしている。評価結果については各人にフィードバックし、業務の改善に役立てるとともに処遇に反映している（資料10-15~16）。

また、教員の研究活動の実績については、年度ごとに研究活動目録を作成し、著書、論文、学会発表、講演その他の活動を記録して、大学ホームページで公表している（資料10-17）。

学外者の意見の反映については、法人役員として理事及び監事に学外者が就任しているほか、法人組織の経営審議会、教育研究審議会にも学外者を登用している。また、毎年度、設立団体の愛媛県において愛媛県公立大学法人評価委員会の評価を受けており、組織の内外部において学外者の意見が大学運営に反映されるシステムが機能している（資料10-11）。

認証評価機関である大学基準協会から前回の評価において指摘された問題点に関する助言8点については、改善報告書を提出し、平成25年3月に助言を真摯に受け止め改善に取り組んでいるとの確認を受けた（資料10-18）。これらの現在の状況は以下のとおりである。

教育内容・方法に関して、看護学科における助産学実習での分娩件数の取扱いについては、既に看護学科での助産師教育を廃止して助産学専攻科を設置して実施しているところであり、問題は現在生じていない。また、1年間に履修できる単位数の上限が50単位と基準の50単位未満より高いことについては、新カリキュラムに移行した現行の上限では49単

位に改めている。教員間でシラバスの記載に精粗があったこと及びシラバスと実際の授業内容に相違が散見されたことについては、教務委員会において留意して編集することにより概ね改善されており、引き続き改善に取り組んでいる。学生の授業評価アンケートが全科目を対象としていなかったことについては、現在は全科目を対象として実施に努めている。学生生活に関して、ハラスメント対策の取組みについては、学生アンケートを毎年度実施して状況を全教職員が認識するとともに、相談窓口の周知、ハラスメント研修を実施し、引き続き根絶を目指している。研究環境に関して、教員研究費の改善と研究活動の組織的な促進については、法人化を契機に財源確保に努め、教員一人当たりの研究費は法人化前の平成21年度162千円から平成26年度636千円に増額するとともに、教員業績評価、FD研修を通じて研究活動を促進している。事務組織に関して、専門的な知識・能力を会得した職員の育成・配置については、県派遣に替わる法人職員の採用を開始してその育成に取り組んでいる。

また、平成26年4月に設置した大学院について、文部科学省の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の設置計画履行状況等調査実地調査が平成27年9月8日に実施され、計画どおり履行していることの確認を受けた。

## 2. 点検・評価

### ●基準10の充足状況

定期的な点検・評価を組織的に実施し外部の評価を受け、結果を公表している。公立大学法人として中期目標期間及び各事業年度のPDCAサイクルが整い、適切に機能しており、基準を充足しているものと認められる。

#### ① 効果が上がっている事項

大学内の各委員会において年間を通じて定期的に各分野の協議が行われるとともに、大学全体が参画して業務実績報告書および年度計画を作成しており、中期目標および中期計画に沿った事業推進を図っている。

#### ② 改善すべき事項

全教職員が各委員会に所属して大学運営を行っており、内部質保証についての意識を持っているものと理解しているが、各委員会が分担している範囲にとどまることなく、学内各般にわたって課題を認識できるようにしたい。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

平成27年度で現行の中期目標期間が終了し、平成28年度から第2期中期目標期間が始まる。定員増、助産学専攻科及び大学院の開設など第1期中期計画は順調に推進できており、引き続き内部質保証の取組みを継続し、新中期計画の着実な推進を図る予定である。

### ② 改善すべき事項

新中期計画の全体像を各教職員が理解して担当分野での委員会運営に携わっていくこと

が大切である。教授会などを通じて理解を促し、大学全体で内部質保証の意識を高めていく。

#### 4. 根拠資料

- 資料10-1 愛媛県立医療技術大学（愛媛県ホームページ）  
<http://www.pref.ehime.jp/h20100/epu/index.html>
- 資料10-2 情報公開 法人情報（大学ホームページ）  
<http://www.epu.ac.jp/about/johokokai/houjin.html>
- 資料10-3 情報公開 自己点検評価報告書・認証評価に関する情報  
（大学ホームページ）  
<http://www.epu.ac.jp/about/johokokai/ninsyohyouka.html>
- 資料10-4 情報公開 教育情報の公表（大学ホームページ）  
[http://www.epu.ac.jp/about/johokokai/kyoiku\\_johoukouhyo.html](http://www.epu.ac.jp/about/johokokai/kyoiku_johoukouhyo.html)
- 資料10-5 公立学校法人愛媛県立医療技術大学が管理する公文書の公開等に関する規程
- 資料10-6 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標（既出 資料1-13）
- 資料10-7 公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画（既出 資料1-14）
- 資料10-8 愛媛県立医療技術大学学則（既出 資料1-2）
- 資料10-9 愛媛県立医療技術大学大学院学則（既出 資料1-3）
- 資料10-10 愛媛県立医療技術大学委員会規程（既出 資料1-12）
- 資料10-11 公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款（既出 資料1-1）
- 資料10-12 公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員就業規則（既出 資料3-13）
- 資料10-13 公立大学法人愛媛県立医療技術大学倫理規程
- 資料10-14 公立大学法人愛媛県立医療技術大学ハラスメント防止規程  
（既出 資料6-7）
- 資料10-15 公立大学法人愛媛県立医療技術大学教員業績評価規程  
（既出 資料3-16）
- 資料10-16 教員業績評価制度実施要領（既出 資料3-17）
- 資料10-17 情報公開 研究活動目録（大学ホームページ）  
<http://www.epu.ac.jp/about/johokokai/kenyukatsudoumokuroku.html>  
（既出 資料7-5）
- 資料10-18 貴大学の「改善報告書」の検討結果について

## 終章

本学は、愛媛県における保健医療従事者の育成拠点として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目指している。このことは法人の定款や中期目標にも明確になっており、これを達成することは本学に課せられた使命である。

中期目標に対応する中期計画は5つの大項目から構成されており、「教育研究等の質の向上」、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検評価及び当該状況の情報提供」、「その他業務運営」について、年度ごとに計画を策定して大学運営を行い、執行状況については年度ごとに業務実績報告書を作成して進行管理を行うとともに、これらを公表している。

計画していた大きな改革項目は、①助産学専攻科の設置(平成24年度)、②入学定員の増員(平成25年度)、③大学院の設置 であるが、平成26年度に大学院(修士課程)を開設したことにより、これら3つの項目については全てを達成することができ、教育体制基盤の整備を完了させることができた。

教育面の成果としては、平成26年度卒業生の国家試験合格率が、看護師・保健師・助産師・臨床検査技師の全てで100%を達成した。4種の国家試験全てで100%を達成したのは、短大・大学を通じて初めてのことであり、継続してきめ細やかな教育や学生支援に取り組んできた成果と考えている。就職率については100%を維持しており、県内就職率については、平成26年度は57.1%と前年度から8.2ポイント上昇し、中期計画に掲げる数値目標の50%を達成したが、今後も継続した取り組みが必要である。その他、小規模校の強みを活かした少人数教育や学生支援、地域交流センターを核とした地域貢献活動、研究活動の強化などそれぞれの業務の充実に取り組んできた。

教員の研究基盤の強化や研究活動の活性化については、科学研究費補助金の採択件数をみると、平成26年度は継続分と合わせて15件となり、平成22年度の4件と比較して大きく増えた。平成22年度から平成26年度の通算で54件となり、研究活動の活性化の表れとしても、外部資金の獲得という点からも評価できると考えており、引き続き取り組んでいきたい。

全教職員が協力して中期目標の実現に向けて取り組んだ結果、現在のところ、大学全体としては順調に運営ができているものと認識している。

各分野における主な課題は、各章に改善すべき事項として記述した次の事項である。

第1章の理念・目的については、新設した保健医療学研究科の理念・目的についての社会の認知は十分ではなく、その適切性について今後検証していく必要があること。

第2章の教育研究組織については、保健科学部の両学科は講座制をとっているが、講座リーダーの責任範囲や役割をより明確化する必要があること。

第3章の教員・教員組織については、教員の欠員が生じたときに、条件に合致した人材の確保が困難で時間を要する場合があること。

第4章の教育内容・方法・成果については、学位授与方針等の方針名の呼称整理が必要

であること、研究科は完成年度後の検証が必要であること、時間割の分量について各セメスターの配分に配慮する必要があること、研究科に未だ履修希望者のない科目があること、自己学修をさらに促進する教育方法を検討する必要があること、研究科のシラバスの見直しが必要であること、卒業後の活躍状況も含めて教育成果の評価について検討する必要があること。

第5章の学生の受け入れについては、高大接続改革における個別選抜の改革に対応して、適切な選抜方法を具体化していく必要があること。

第6章の学生支援については、学生の保健管理の一層の充実を図っていくこと。また、海外研修など国際化の対応が必要であること。

第7章の教育研究等環境については、自主学修環境の整備が必要であること。また、英文論文の比率や競争的資金の申請率等をさらに高めていく必要があること。

第8章の社会連携・社会貢献については、高まる地域の期待に応じて、効果的で、計画的な実践を検討していく必要があること。

第9章の管理運営については、事務局職員の専門的な知識の習得や能力開発等に配慮が必要であること。また、財務については、修繕や更新等を要するものが今後増加すると見込まれること。

第10章の内部質保証については、全教職員が分担している範囲にとどまることなく学内各般にわたって課題を認識できるようにしたいこと。

これらの課題については、学長のリーダーシップのもと各分野の委員会等を中心に検討を進め、順次改善に向けて引き続き取り組んでいきたい。

平成28年度からは第2期中期目標および中期計画によって大学運営を推進していくことになる。第1期の実績を基盤として、教育、研究、学生支援、地域貢献などすべての分野において、着実に充実発展を図りたいと考えており、これまでの取り組みに加えて、大学院教育の充実、学生の自己教育力の強化や自主的学修の推進、学生のグローバルな視点の涵養、卒後支援等の強化、専門職の人材育成支援など地域貢献活動の充実、情報発信の強化、施設設備の更新などに取り組むたい。

今回の自己点検・評価についての貴会の評価を糧として、愛媛県をはじめ関係機関や地域の協力を受けながら、本学への期待に応じていきたい。